

(仮称)
坂井市こども計画
素案

令和6年 11 月現在

目次

■第1部 総論

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	4
1 統計による坂井市の状況	4
2 ニーズ調査の結果概要	14
3 こども・若者の意見聴取の結果概要	34
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと進捗	43
第3章 計画の基本的な考え方	48
1 こども・子育ての基本理念	48
2 基本目標	49
3 施策の体系	50
4 基本目標における現状と課題	51

■第2部 各論

第4章 基本施策の展開	55
基本目標1 誰一人取り残さず、こども・若者が笑顔で育つまち	55
基本目標2 生まれる前からおとなになるまで、 こども・若者が笑顔で育つまち	73
基本目標3 子育て家庭が、笑顔でこどもを育てるまち	85
第5章 子ども・子育て支援事業計画	94
1 教育・保育提供区域の設定	94
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	95
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	99
第6章 推進体制	122
1 計画の推進に向けて	122
2 計画の評価・検証	122

■第3部 資料編

1 坂井市子ども・子育て会議条例	125
2 坂井市子ども・子育て会議委員名簿	125
3 策定経過	125

第1部 総論

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨・背景

全国的に少子化が進む中、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

坂井市においても、平成27年に「子ども・子育て支援事業計画」と「坂井市次世代育成支援行動計画」を一体的に進める「坂井市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定するとともに、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、その結果、ひきこもりや若年無業者(ニート)といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

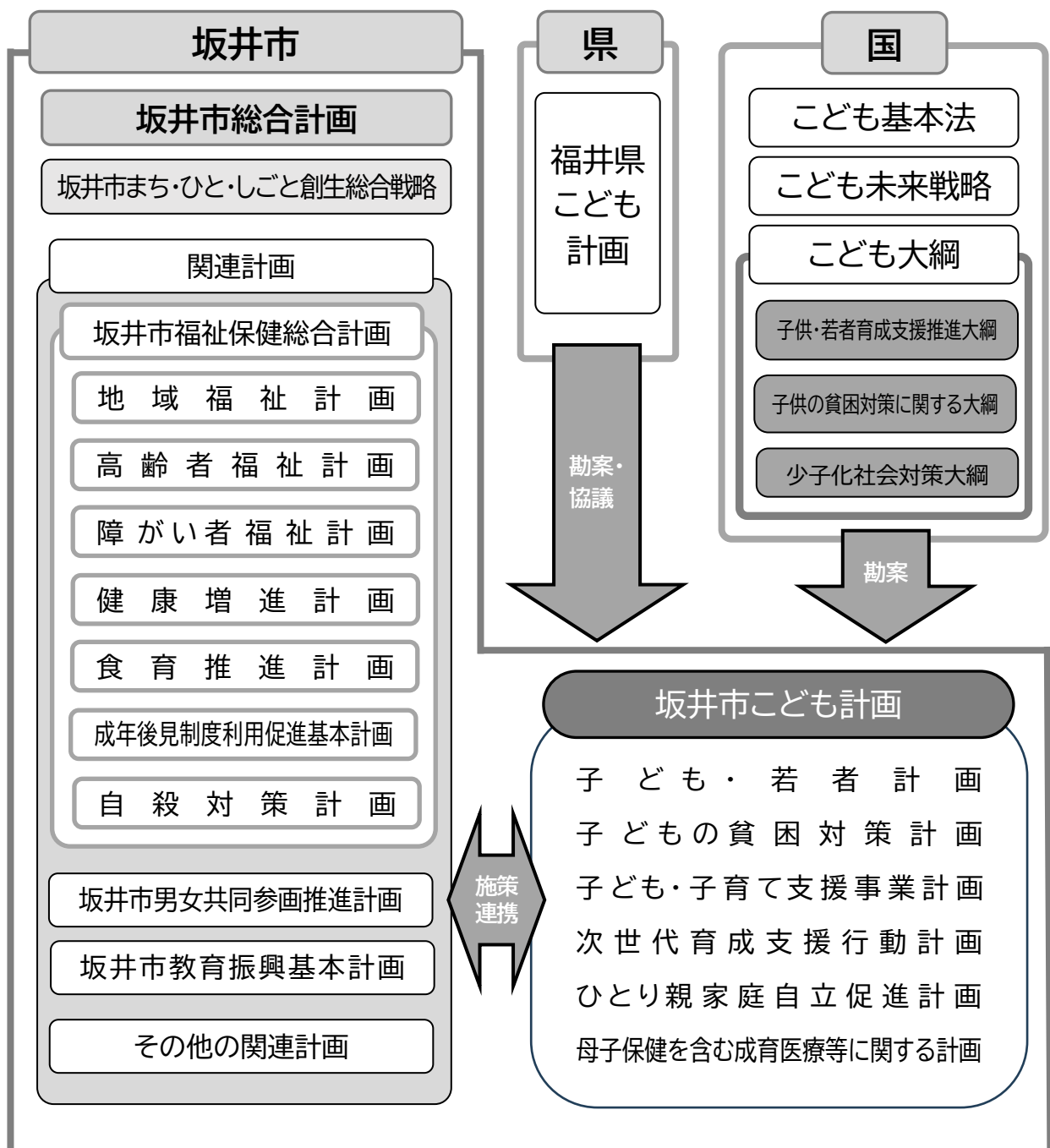
このような状況の中で、令和5年4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、同年12月に閣議決定されたこども大綱とともに、こども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

このたび、「第2期坂井市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本市においても、新たな計画を策定するにあたり、本市の実情並びにこども基本法及びこども大綱等を踏まえながら、こども施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援行動計画を含む)に子ども・若者計画と子どもの貧困対策計画の内容を新たに盛り込み、全体を一体化した「坂井市こども計画」(以下「本計画」という。)策定し、こども・若者・子育てにおいて、より包括的かつ切れ目のない支援環境の充実に取り組みます。

2 計画の位置付け

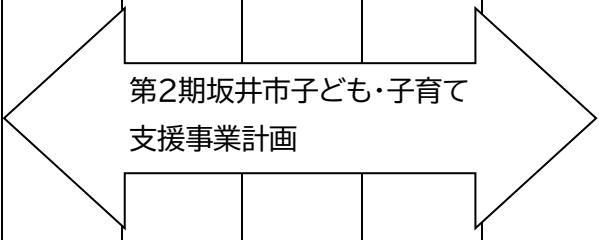
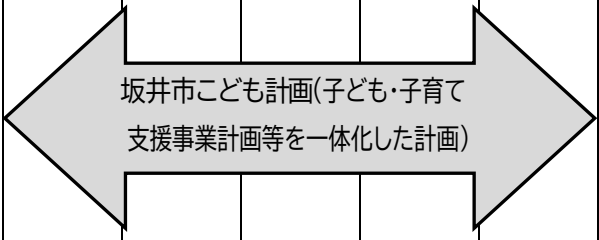
本計画は、「坂井市総合計画」を上位計画とし、総合的な福祉の方策を示す「坂井市福祉保健総合計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との連携を図りながら策定しています。

また、本計画は、国のこども基本法及びこども大綱並びに福井県こども計画を勘案し、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画として策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
 第2期坂井市子ども・子育て 支援事業計画					 坂井市こども計画(子ども・子育て 支援事業計画等を一体化した計画)				

4 計画の対象

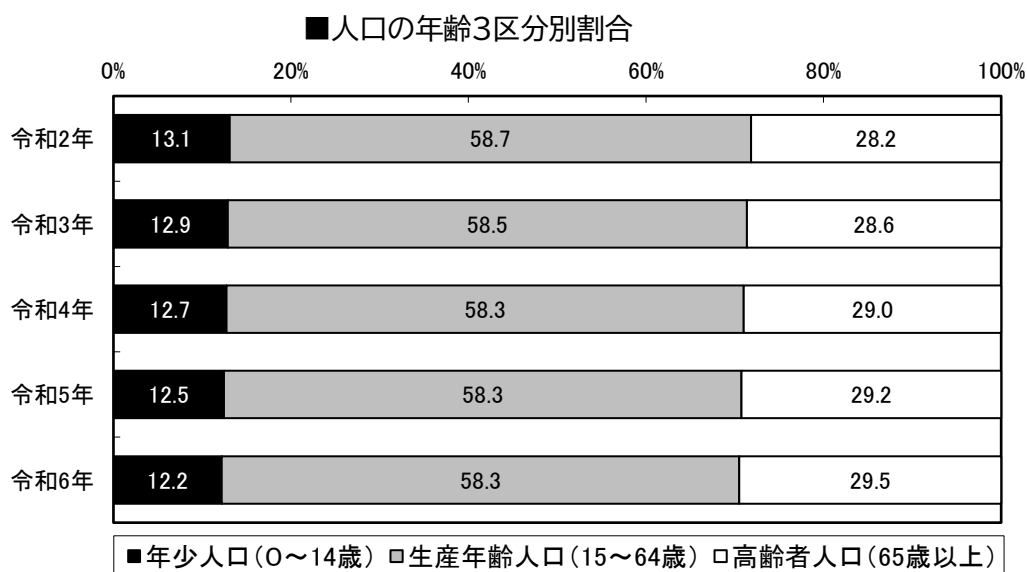
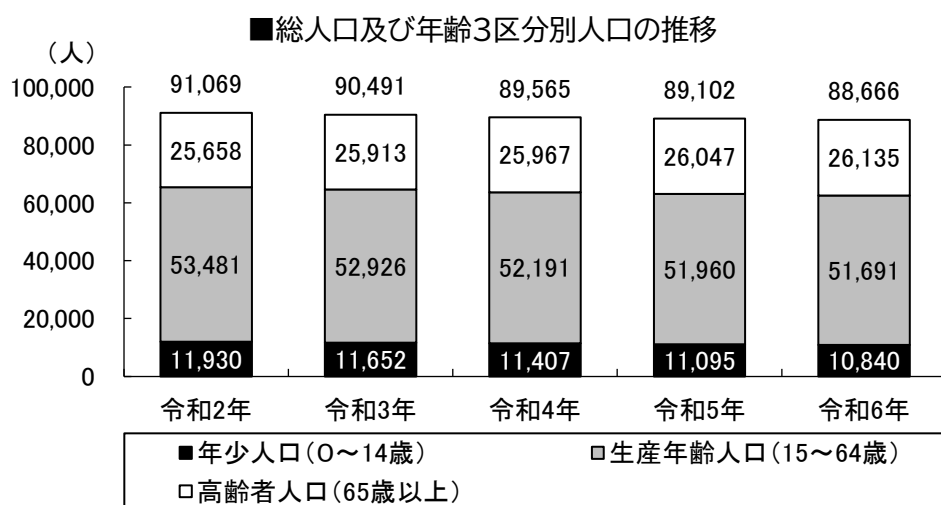
本計画は、こども基本法に基づくこども大綱を勘案して策定しているため、従来の子ども・子育て支援事業計画から支援対象となる方々を広げています。子ども・子育て支援事業計画では主に乳幼児から中学生までを対象としましたが、新たに青年期の若者層も含めています。なお、こども基本法では、「こども」を「年齢で区切ることなく、心と身体の発達の過程にある人」としているため、本計画においても、同様の考え方で対象となる方々を支援します。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 統計による坂井市の状況

(1)人口の状況

人口の推移をみると、総人口は令和2年以降減少を続けており、令和4年以降は9万人を下回っています。年齢3区分別割合をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合はともに令和2年以降減少傾向となっていますが、高齢者人口割合は増加傾向となっており、令和6年には29.5%と3割近くになっています。

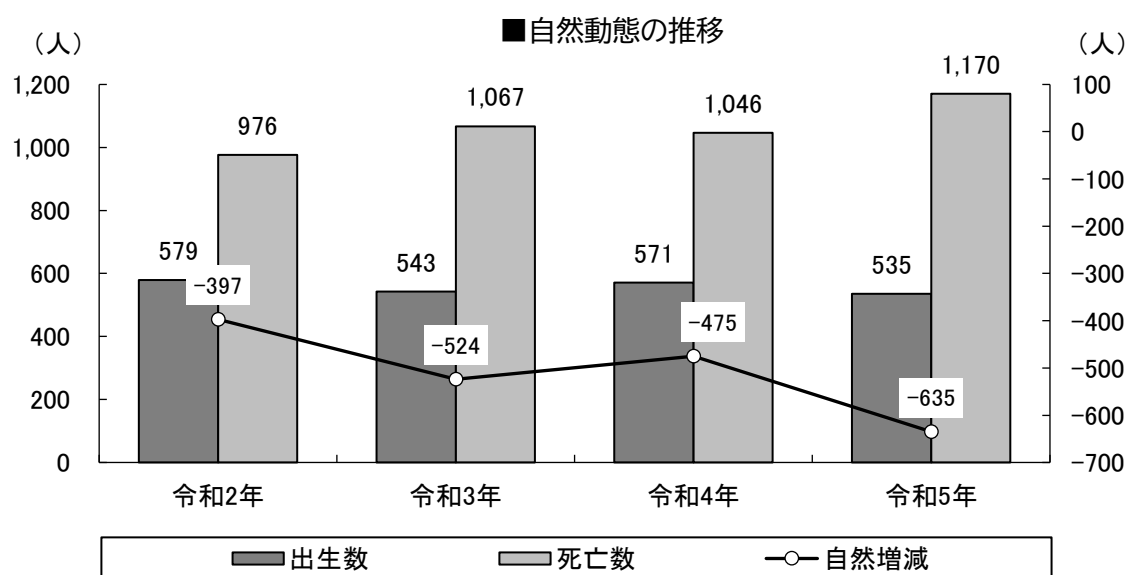
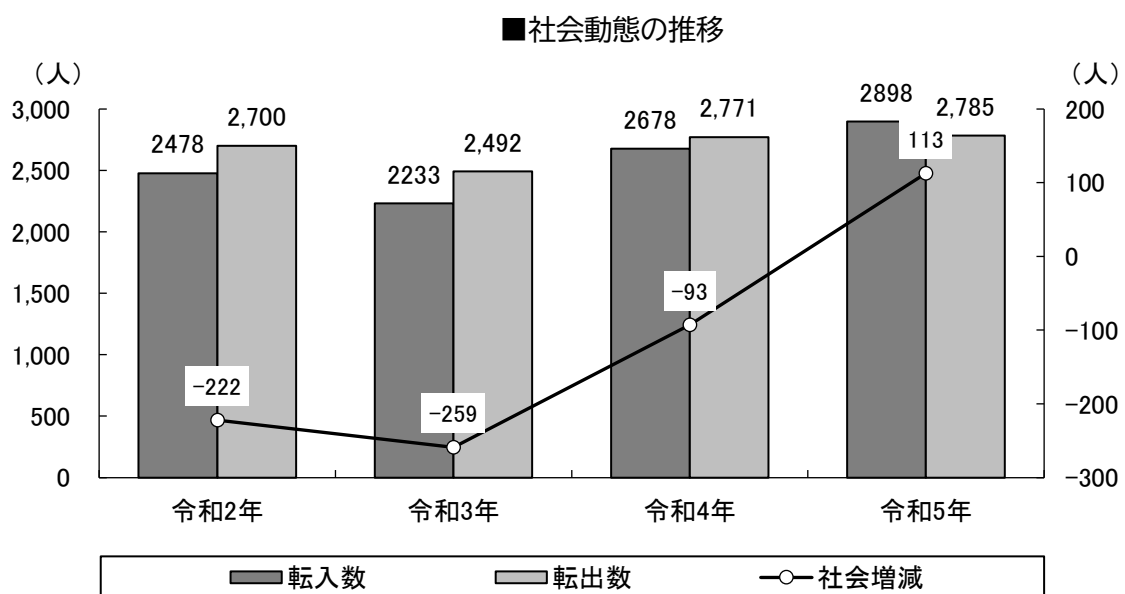


※「%」は、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、それぞれの項目の合計値が100.0%にならない場合があります。本計画書のすべてのグラフや表についても同様です。

(2)人口動態

社会動態の推移をみると、転入数は令和2年から令和3年にかけて減少しましたが、令和4年以降は増加に転じています。転出数は令和3年(2,492人)を除き、2,700人台で推移しています。社会増減数では、令和4年までは転出数が転入数を上回っているものの、令和5年には、転入数が転出数を上回っています。

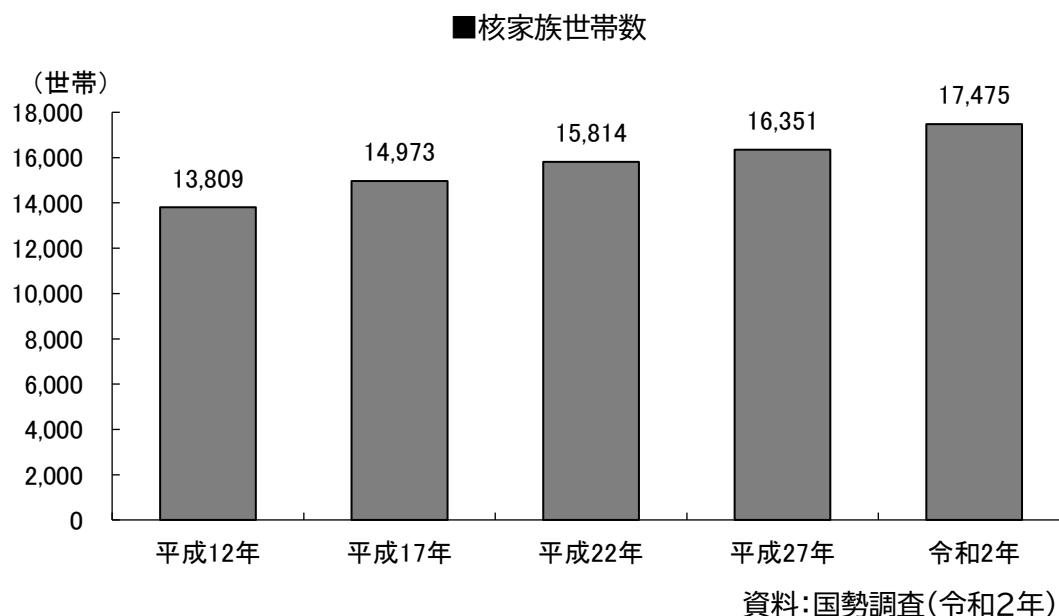
自然動態の推移をみると、出生数は550人前後を推移しています。一方死亡数は増加傾向で令和3年以降は1,000人を超えています。自然増減数では、死亡数が出生数を上回っており、令和4年にはその差が635人となっています。



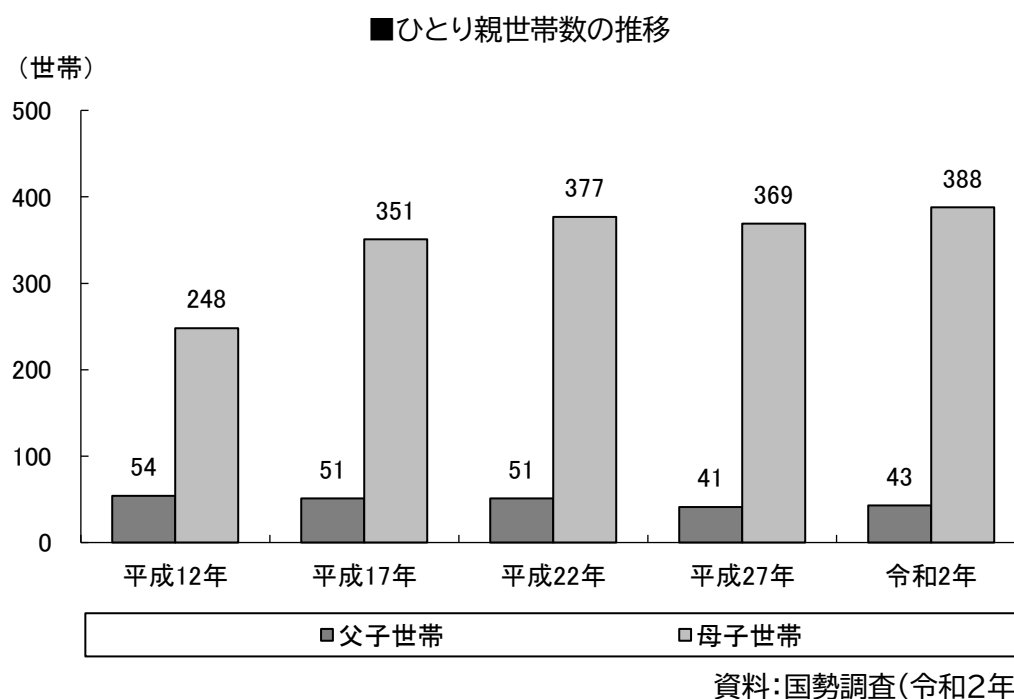
資料: 福井県の推計人口

(3)世帯の状況

核家族世帯数の推移をみると、増加傾向となっており、令和2年には17,000世帯を上回り、平成12年以降の20年間で約1.3倍となっています。

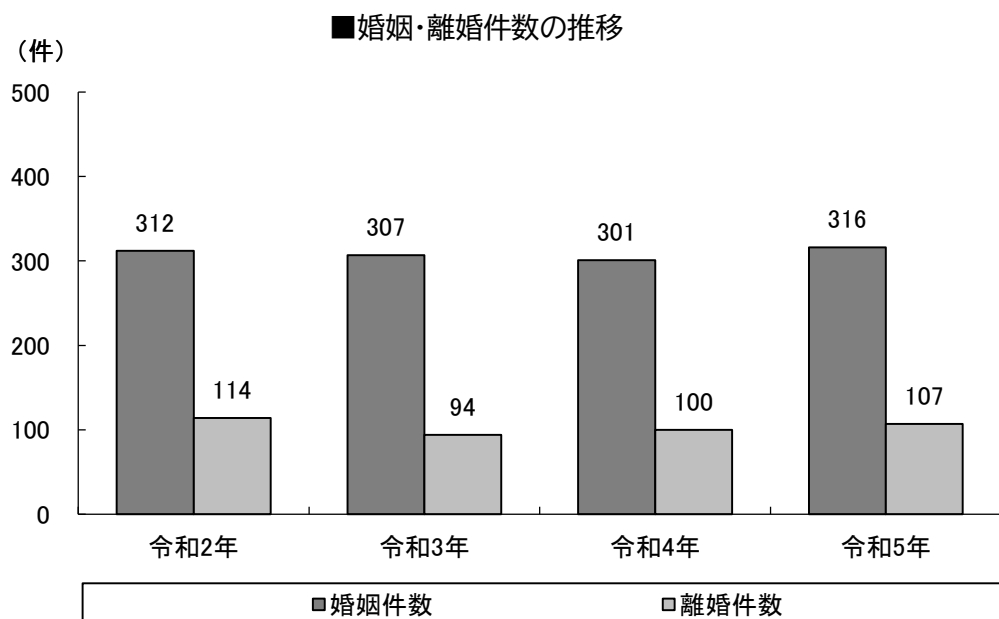


ひとり親世帯数の推移をみると、父子世帯は41～54世帯の間で増減を繰り返しています。母子世帯は平成12年から平成17年にかけて約100世帯増加し、以降概ね増加傾向となっており、令和2年には388世帯となっています。



(4)婚姻の状況

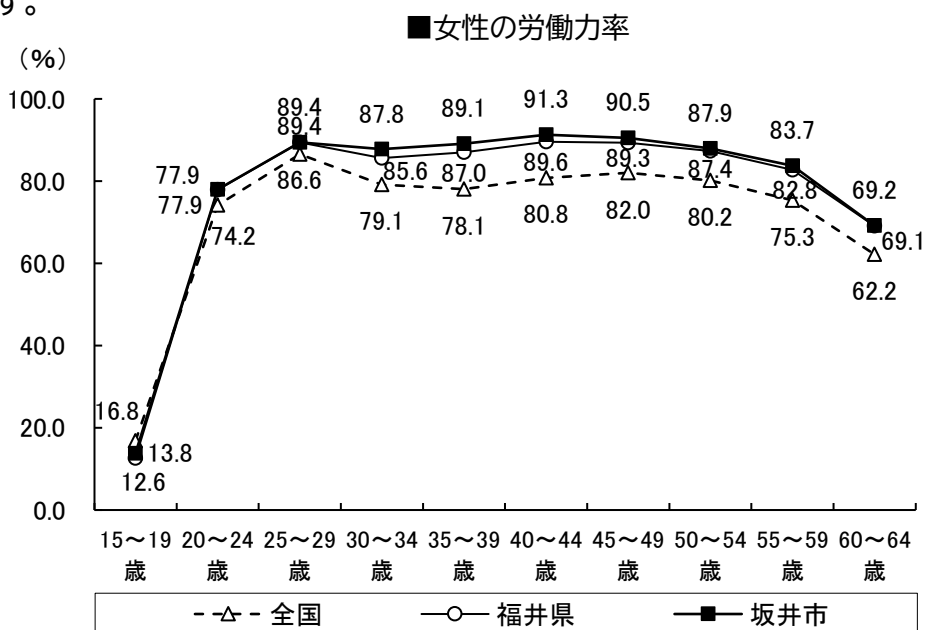
婚姻件数は毎年300件前後、離婚件数は毎年100件前後で推移しています。



(5)女性の就労の状況

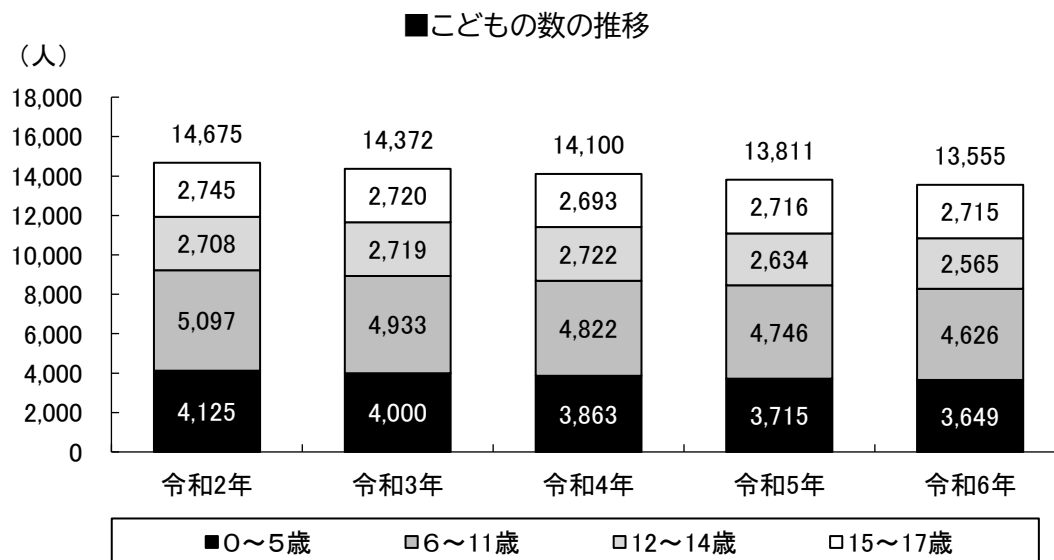
女性の労働力率をみると、20歳以降の年代においては、全国を上回っており、福井県についても同等または上回る結果となっています。中でも25～54歳では、8割台後半から9割台前半と高くなっています。

また、20代、30代でみられるM字カーブについても、全国、福井県よりゆるやかになっています。



(6)こどもの数の状況

18歳未満のこどもの人口は年々減少傾向となっており、令和2年と令和6年との比較では1,120人減少しています。年齢区分別では、15～17歳はほぼ横ばい、それ以外の年齢層では減少となっており、中でも0～5歳、6～11歳の減少幅が大きくなっています。

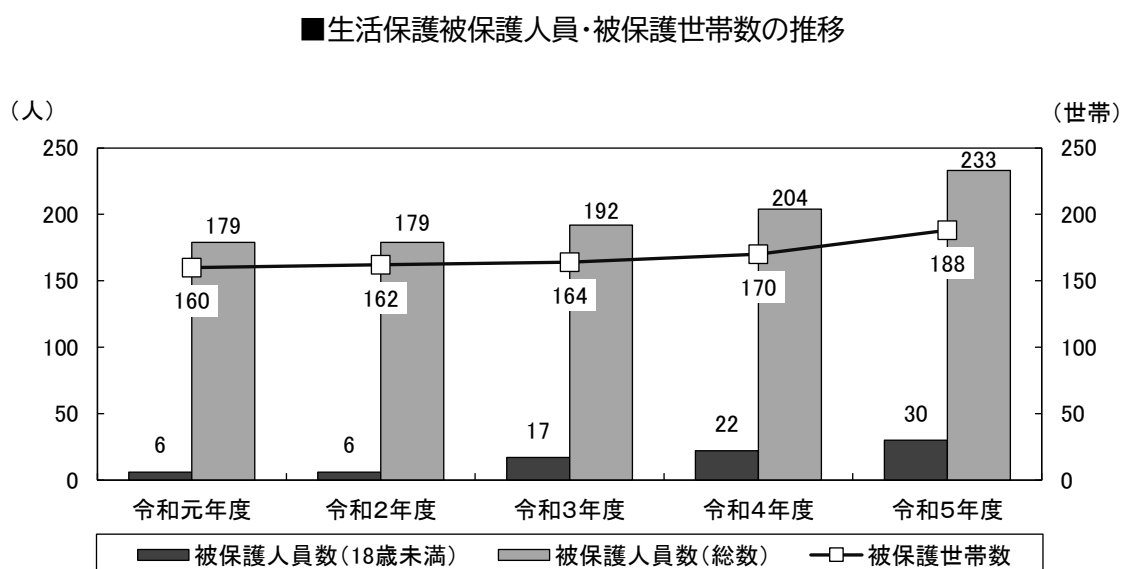
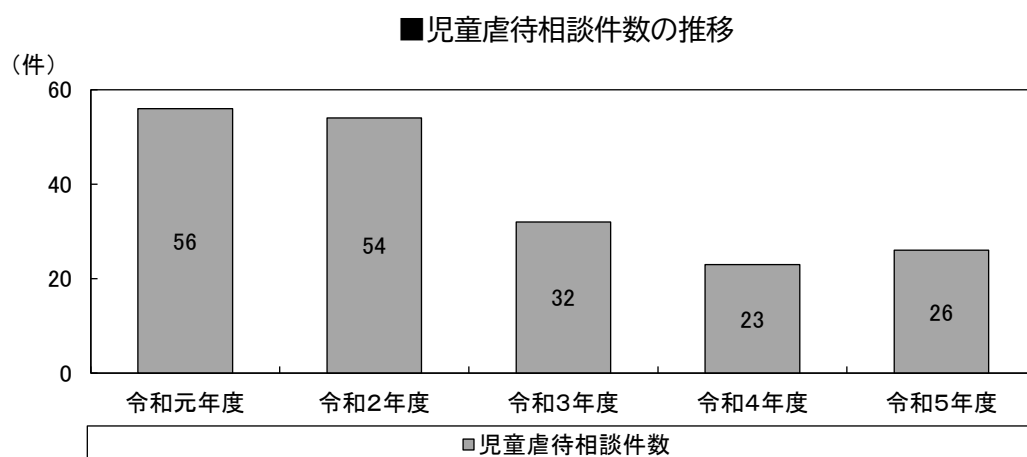


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(7) 支援が必要な子ども等の状況

児童虐待相談件数は相談、令和元年度と令和2年度の50件台から令和3年度にかけて32件、令和4年度には23件と減少傾向となっていますが、令和5年度には増加し26件となっています。

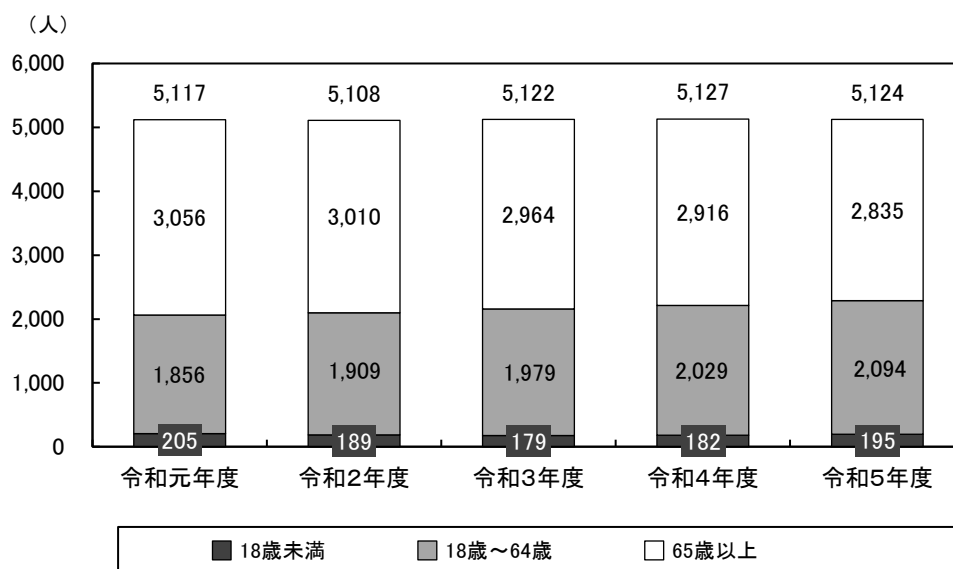
生活保護被保護人員、被保護世帯数は令和元年度以降、増加傾向となっており、中でも18歳未満の被保護人員数は令和元年度(6人)から令和5年度(30人)にかけて5倍と大きく増加しています。



障害者手帳所持者年齢区分別の推移をみると、全体では令和元年度以降5,100人台で推移しており、年齢別の「18歳未満」においては200人前後で推移しています。

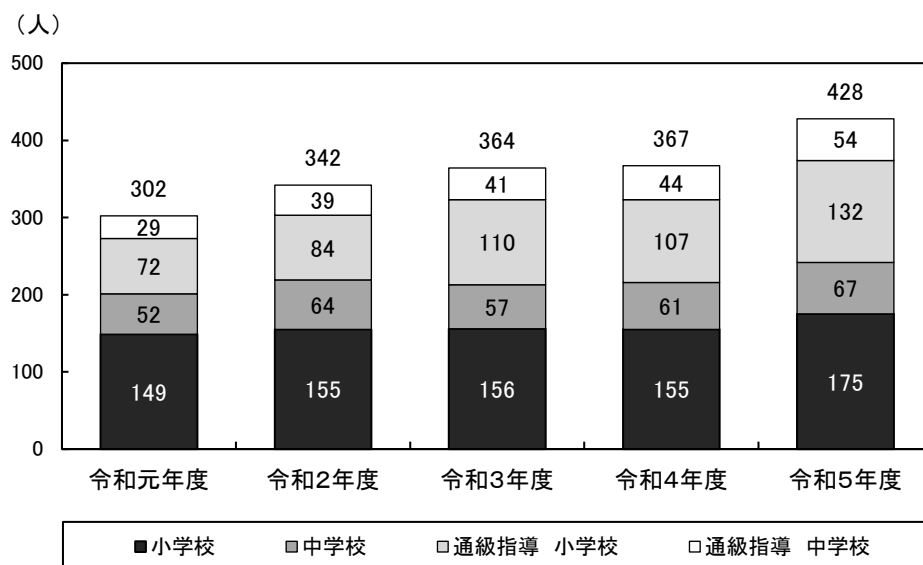
特別支援学級・通級指導の在籍者数の推移をみると、全体的に増加傾向となっており、中でも通級指導については小学校で令和元年度(72人)から令和5年度(132人)、中学校で令和元年度(29人)から令和5年度(54人)と、ともに2倍近く増加しています。

■障害者手帳所持者年齢区分別の推移



資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

■特別支援学級の在籍者数の推移



資料:学校教育課(各年度3月末現在)

(8)認定こども園・幼稚園・保育所(園)及び幼保園の状況

認定こども園においては、私立の増園が続き、利用者数も令和3年度に1,000人を上回り、令和6年度には1,364人となっています。幼稚園は私立1園のみとなっており、利用者数は減少傾向となっています。保育所(園)及び幼保園では、令和2年度以降、定員数、利用者数ともに減少傾向となっています。利用率をみると、私立園が高くなっています。

3歳未満児の利用状況をみると、1,100人前後で推移しています。障害児保育・ふれあい保育の実施状況をみると令和4年度まで増加傾向になっていましたが、令和5年度には減少に転じています。

■認定こども園の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども園数 (園)		5	9	12	12	13
公立	定員数 (人)	320	320	320	320	320
	利用者数 (人)	282	274	246	226	227
私立	定員数 (人)	370	900	1,180	1,135	1,240
	利用者数 (人)	331	821	1,047	1,048	1,137
合計	定員数 (人)	690	1,190	1,500	1,455	1,560
	利用者数 (人)	613	1,095	1,293	1,274	1,364

資料:保育課(各年4月1日現在)

■幼稚園の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数 (園)		1	1	1	1	1
公立	定員数 (人)	0	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0
私立	定員数 (人)	85	85	85	85	85
	利用者数 (人)	37	34	30	27	23
合計	定員数 (人)	85	85	85	85	85
	利用者数 (人)	37	34	30	27	23

資料:保育課(各年4月1日現在)

■保育所(園)及び幼保園の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所(園)・幼保園 (園)数		27	23	20	20	18
公立	定員数 (人)	1,710	1,710	1,710	1,710	1,630
	利用者数 (人)	1,165	1,180	1,153	1,144	1,135
私立	定員数 (人)	1,450	950	620	600	500
	利用者数 (人)	1,381	885	568	547	421
合計	定員数 (人)	3,160	2,660	2,330	2,310	2,130
	利用者数 (人)	2,546	2,065	1,721	1,691	1,556

資料:保育課(各年4月1日現在)

■小規模保育施設の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園数 (園)		1	1	1	1	1
私立	定員数 (人)	18	18	18	18	18
	利用者数 (人)	8	9	13	9	9
合計	定員数 (人)	18	18	18	18	18
	利用者数 (人)	8	9	13	9	9

資料:保育課(各年4月1日現在)

■3歳未満児の利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	公立 (人)	33	40	34	36	28
	私立 (人)	53	36	39	39	38
1歳児	公立 (人)	199	205	183	233	209
	私立 (人)	270	264	244	265	250
2歳児	公立 (人)	260	256	247	223	287
	私立 (人)	335	335	326	296	306
合計	公立 (人)	492	501	464	492	524
	私立 (人)	658	635	609	600	594
総合計 (人)		1,150	1,136	1,073	1,092	1,118

資料:保育課(各年4月1日現在)

■障害児保育※・ふれあい保育※の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児保育	公立 (人)	5	4	12	3
	私立 (人)	7	14	10	5
ふれあい保育	公立 (人)	46	41	74	71
	私立 (人)	36	43	63	46
合計	公立 (人)	51	45	86	74
	私立 (人)	43	57	73	51
総合計 (人)		94	102	159	125

資料:保育課(各年3月31日現在)

※障がい児保育…障がいのあるこどもの健全な社会性の成長発達を促進するため、保育の必要性がある障がいのあるこどもを保育園等にて健常児とともに集団保育する。

※ふれあい保育…中軽度の障がいのあるこどもの健全な社会性の成長発達を促進するため、保育の必要性がある障がいのあるこどもを保育園等にて健常児とともに集団保育する。

(9) 小学校の状況

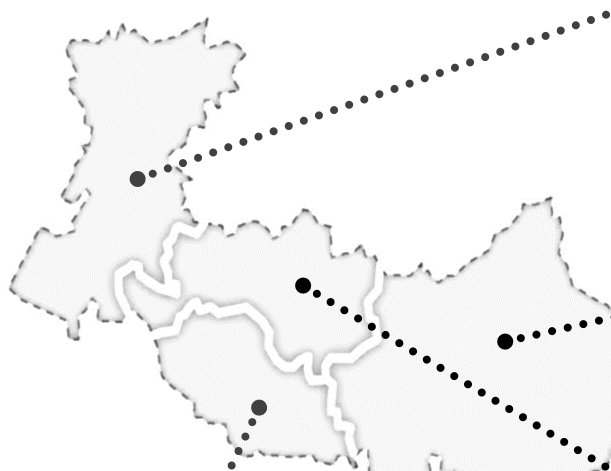
令和2年度以降、学校数は19校、学級数は180～190学級で推移しています。児童数は令和2年度以降、減少傾向となっており、令和3年度以降5,000人を下回っています。

■ 小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数<休校含む> (校)		19	19	19	19	19
学級数 (学級)		190	190	189	185	181
教員数 (人)		401	398	399	398	402
職員数 (人)		55	59	59	62	66
児童数計 (人)		5,033	4,872	4,754	4,675	4,540
	1年生 (人)	831	730	770	735	672
	2年生 (人)	780	831	729	772	739
	3年生 (人)	816	781	833	735	772
	4年生 (人)	823	815	782	831	736
	5年生 (人)	889	826	810	787	832
	6年生 (人)	894	889	830	815	789

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

(10) 地区別に見る子育て支援施設の配置状況



三国地区

こども園(公立)	1	地域子育て支援 拠点事業実施施設 (公立1)	1
こども園(私立)	2		
幼保園(公立)	3		
保育所(園)(私立)	1	児童館	1
小学校	5	放課後児童クラブ	5

丸岡地区

こども園(私立)	4	地域子育て支援 拠点事業実施施設 (公立1、民間1)	2
幼保園(公立)	4		
保育所(園)(私立)	2	幼稚園(私立)	1
小規模保育園(私立)	1	児童館・児童室	6
小学校	6	放課後児童クラブ	13

春江地区

こども園(私立)	1	地域子育て支援 拠点事業実施施設 (民間2)	2
幼保園(公立)	4		
保育所(園)(公立)	2	児童室	1
保育所(園)(私立)	2	放課後児童クラブ	8
小学校	4		

坂井地区

こども園(公立)	1	地域子育て支援 拠点事業実施施設 (公立1)	1
こども園(私立)	3		
保育所(園)(私立)	1	児童館・児童室	5
小学校	4	放課後児童クラブ	6

資料：保育課、学校教育課、子ども福祉課(令和6年4月1日現在)

2 ニーズ調査の結果概要

(1) アンケート調査の概要

1 調査の目的

本調査は、令和2年3月に策定した「第2期坂井市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えるため、令和7年度を始期とする第3期計画の策定にあたり、必要な情報を得るため子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、まちの現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として実施しました。

2 調査概要

項 目	就学前児童の保護者用	小学生児童の保護者用
調査対象者	令和6年1月10日現在、坂井市に在住の未就学児童を持つ保護者の方	令和6年1月10日現在、坂井市に在住の小学生児童を持つ保護者の方
調査期間	令和6年1月29日(月)～令和6年2月16日(金)	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びオンライン方式の併用	

3 回収結果

種 別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,000件	569件	56.9%
小学生の保護者	1,000件	508件	50.8%
合計	2,000件	1,077件	53.9%

4 報告書の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2)調査結果の概要

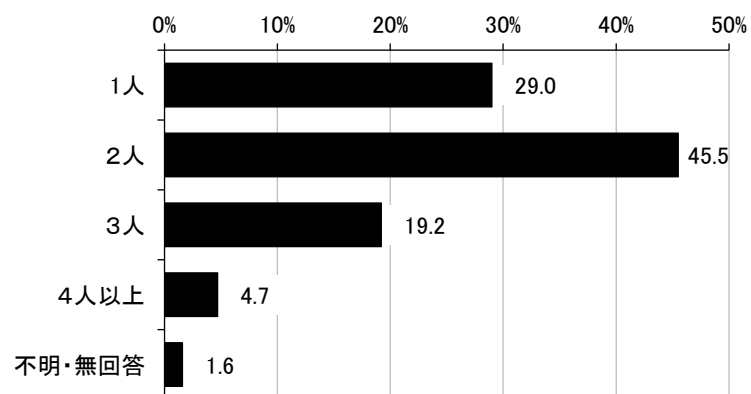
① 子どもの人数(単数回答)

子どもの人数についてみると、就学前児童では「2人」が45.5%と最も高く、次いで「1人」が29.0%、「3人」が19.2%となっています。

小学生では「2人」が50.4%と最も高く、次いで「3人」が31.7%、「1人」が12.2%となっています。

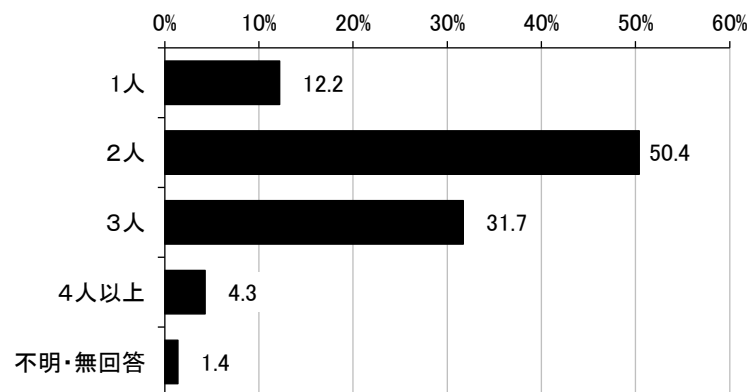
■就学前児童

全体(n=569)



■小学生

全体(n=508)



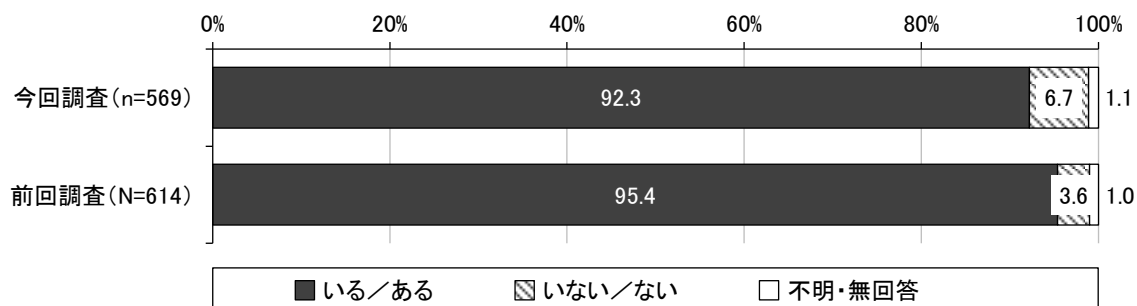
② 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所の有無(単数回答)

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無についてみると、就学前児童では「いる／ある」が92.3%、「いない／ない」が6.7%となっています。

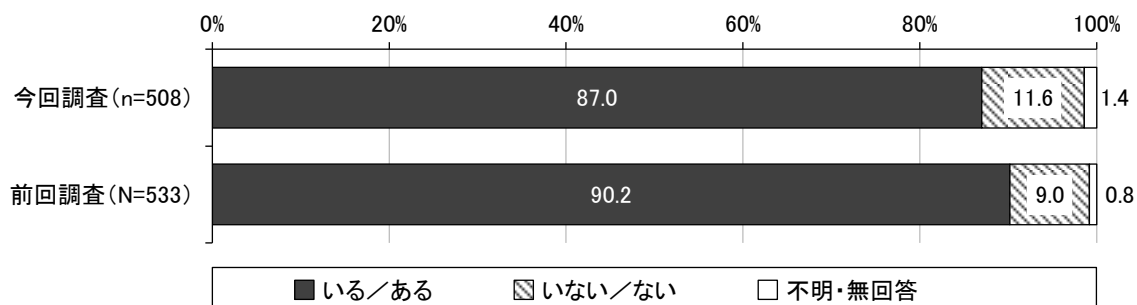
小学生では「いる／ある」が87.0%、「いない／ない」が11.6%となっています。

就学前児童・小学生ともに前回調査との比較において、大きな違いはありません。

■就学前児童



■小学生



③ 気軽に相談できる先(複数回答)

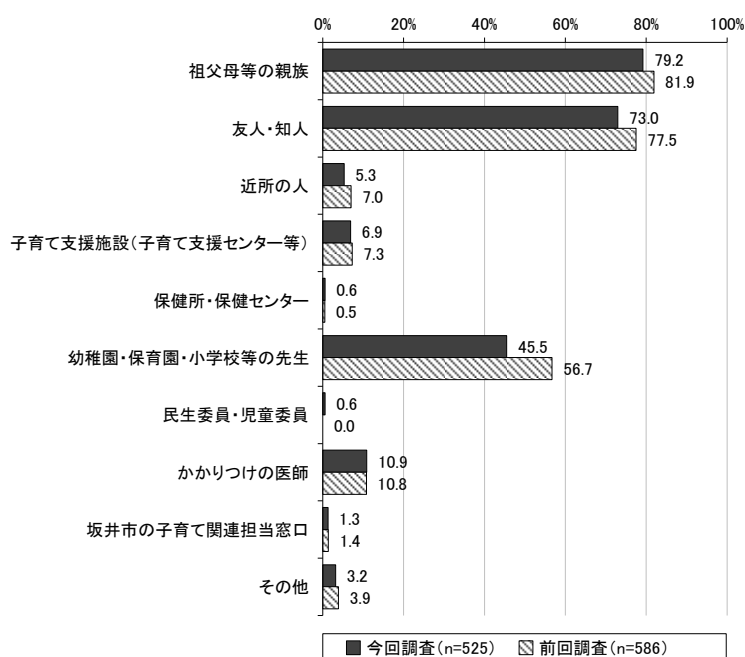
お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が79.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が73.0%、「幼稚園・保育園・小学校等の先生」が45.5%となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園・保育園・小学校等の先生」が11.2ポイント減少しています。

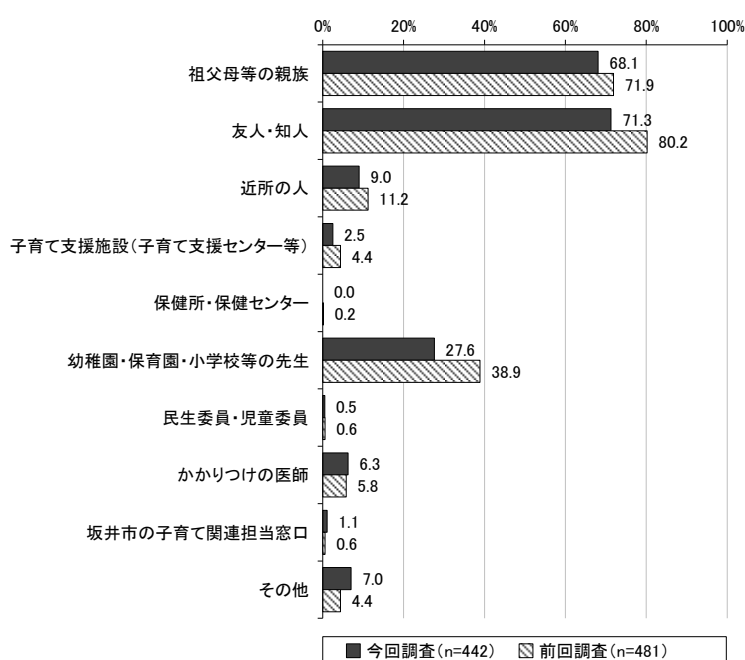
小学生では「友人・知人」が71.3%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が68.1%、「幼稚園・保育園・小学校等の先生」が27.6%となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園・保育園・小学校等の先生」が11.3ポイント、「友人・知人」が8.9ポイント減少しています。

■就学前児童



■小学生



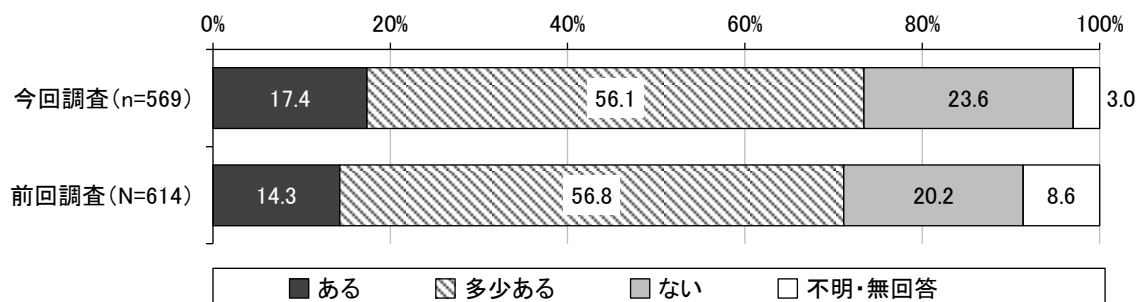
④ 子育てに対する不安や悩みの有無(単数回答)

子育てに不安や悩みはあるかについてみると、就学前児童では「多少ある」が56.1%と最も高く、次いで「ない」が23.6%、「ある」が17.4%となっています。

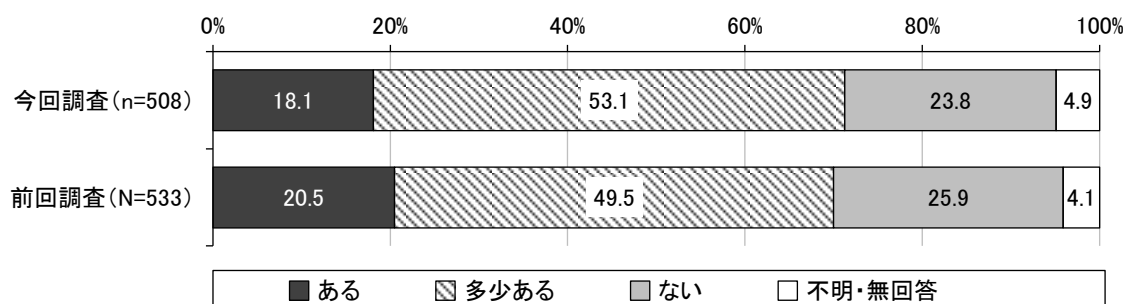
小学生では「多少ある」が53.1%と最も高く、次いで「ない」が23.8%、「ある」が18.1%となっています。

就学前児童・小学生ともに前回調査との比較において、大きな違いはありません。

■就学前児童



■小学生

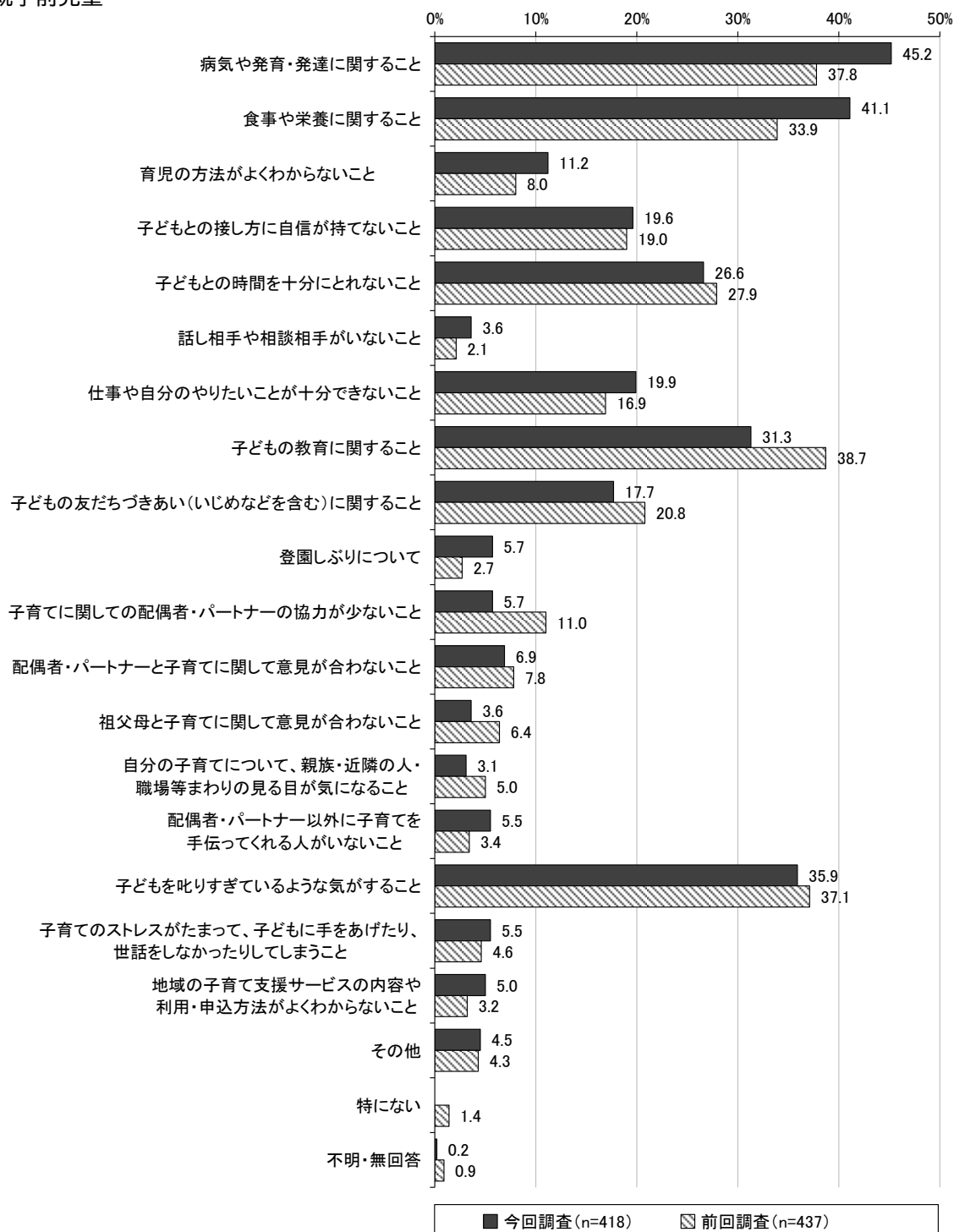


⑤-1 子育てに関する不安や悩み事(就学前児童)(複数回答)

子育てに関しての不安や悩みについてみると、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が45.2%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が41.1%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが35.9%となっています。

前回調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」が7.4ポイント、「食事や栄養に関すること」が7.2ポイント増加し、「子どもの教育に関すること」が7.4ポイント、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」が5.3ポイント減少しています。

■就学前児童



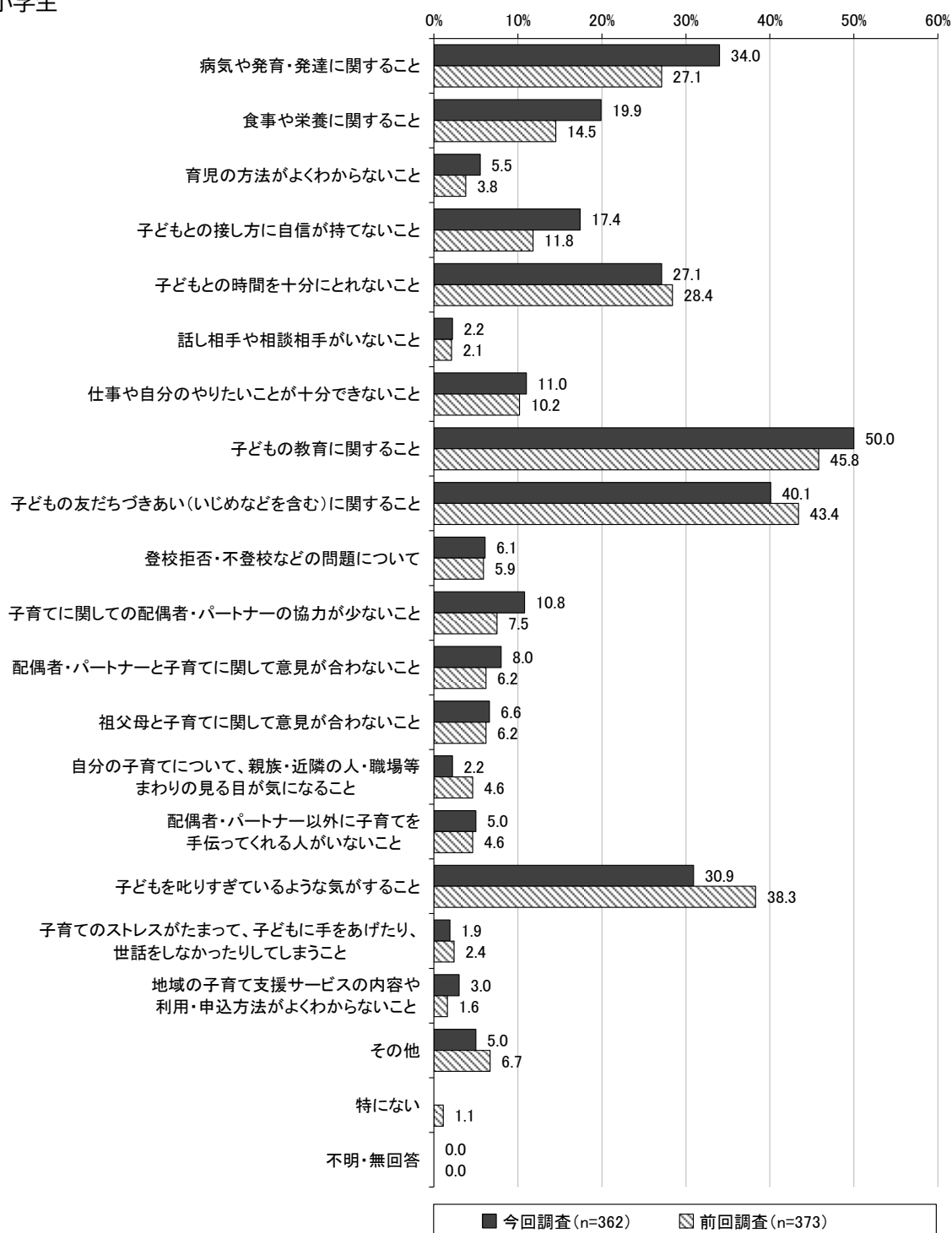
※「特になし」は前回調査のみの選択肢です。

⑤-2 子育てに関する不安や悩み事(小学生)(複数回答)

子育てに関しての不安や悩みについてみると、小学生では「子どもの教育に関すること」が50.0%と最も高く、次いで「子どもの友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること」が40.1%、「病気や発育・発達に関すること」が34.0%となっています。

前回調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」が6.9ポイント、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」が5.6ポイント、「食事や栄養に関すること」が5.4ポイント増加し、「子どもを叱りすぎているような気がする」が7.4ポイント減少しています。

■小学生



※「特になし」は前回調査のみの選択肢です。

⑥ 利用している教育・保育の事業に対する満足度(就学前児童のみ)(単数回答)

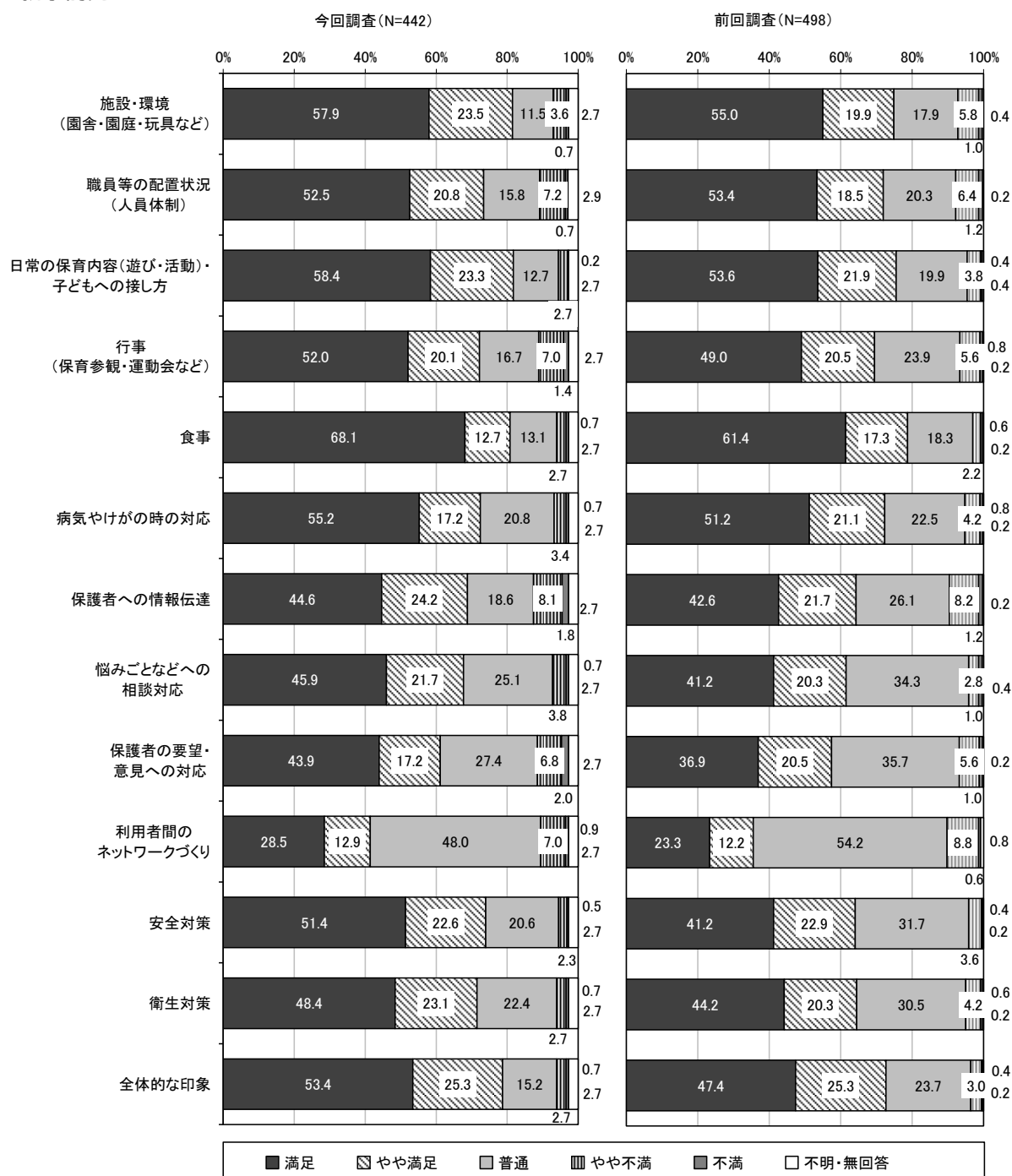
現在利用している教育・保育事業の満足度について、『満足計』(「満足」と「やや満足」の割合の小計)についてみると、[日常の保育内容(遊び・活動)・子どもへの接し方]が81.7%と最も高く、次いで[施設・環境(園舎・園庭・玩具など)]が81.4%、[食事]が80.8%となっており8割を超えています。

前回調査と比較すると、すべての項目においてポイントが増加しており、中でも[安全対策](9.9ポイント増)、[衛生対策](7.0ポイント増)、[施設・環境](6.5ポイント増)の増加が目立ちます。

『不満計』(「不満」と「やや不満」の割合の小計)についてみると、[保護者への情報伝達]が9.9%と最も高く、次いで[保護者の要望・意見への対応]が8.8%、[行事]が8.4%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

■就学前児童

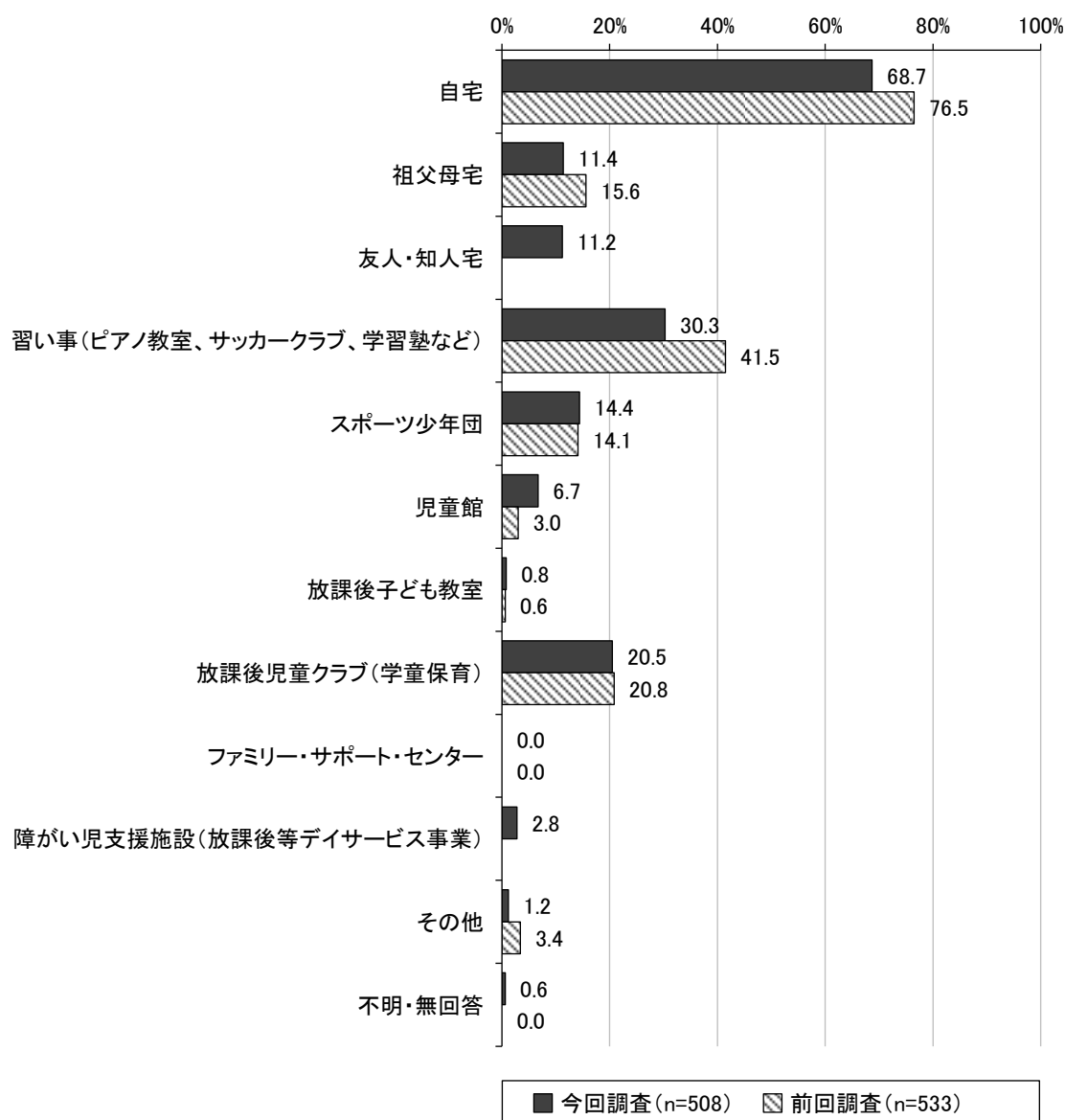


⑦ 放課後を過ごしている場所(小学生のみ)(複数回答(3つまで))

放課後の時間をどのような場所で過ごしているかについてみると、「自宅」が68.7%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が30.3%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が20.5%となっています。

前回調査と比較すると、「習い事」が11.2ポイント、「自宅」が7.8ポイント減少しています。

■小学生



※「祖父母宅」は前回調査では「祖父母宅や友人・知人宅」となっています。

※「友人・知人宅」は今回調査のみの選択肢です。

※「障がい児支援施設(放課後等デイサービス事業)」は今回調査のみの選択肢です。

⑧ 利用している放課後児童クラブに対する満足度(小学生のみ)(単数回答)

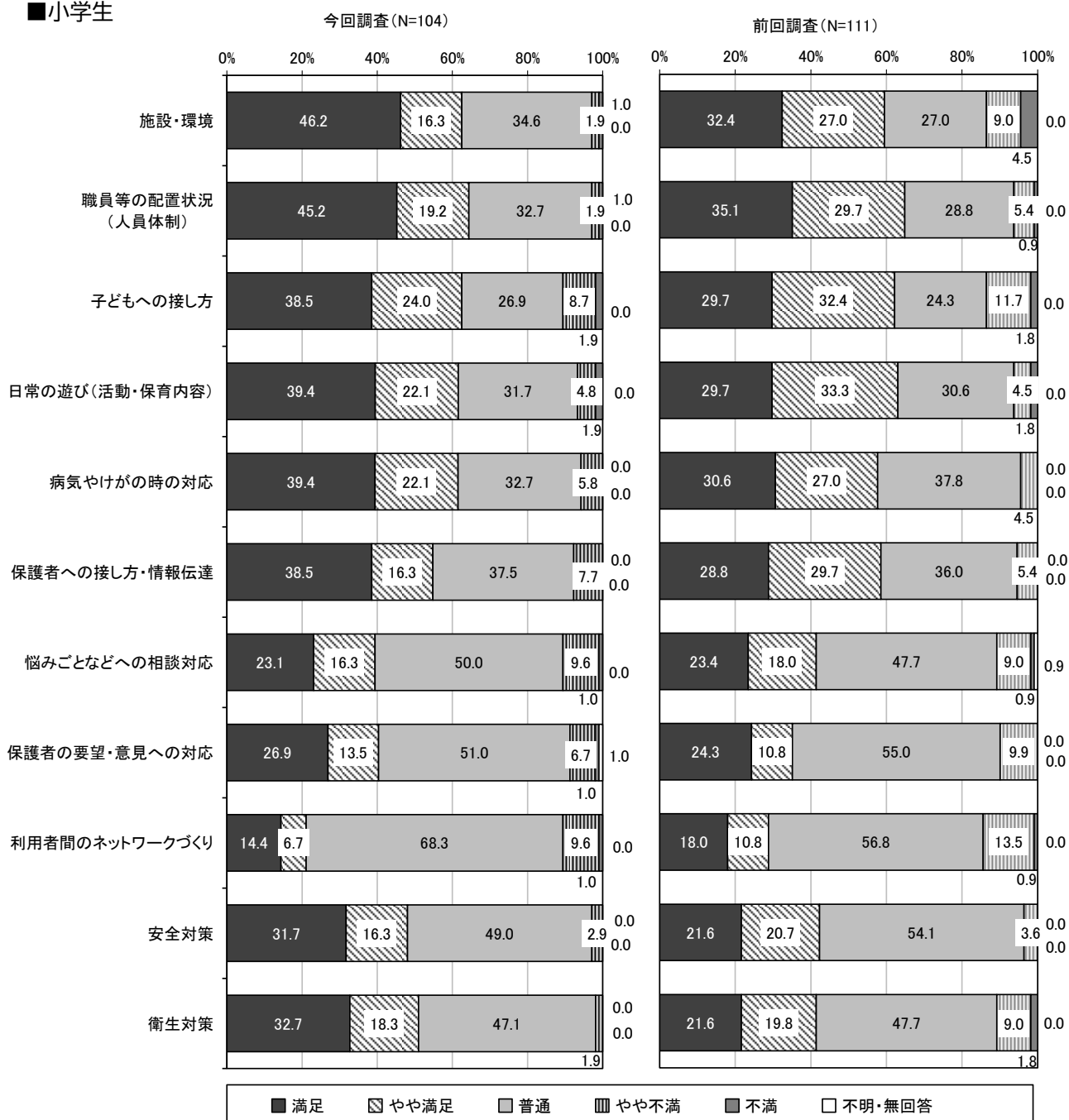
現在の状況で『放課後児童クラブ(学童保育)』を選択した方の、現在利用している放課後児童クラブに対して『満足計』(「満足」と「やや満足」の割合の小計)についてみると、[職員等の配置状況(人員体制)]が64.4%と最も高く、次いで[施設・環境][子どもへの接し方]がそれぞれ62.5%となっています。

前回調査と比較すると、[衛生対策]が9.6ポイント、[安全対策]が5.7ポイント、[保護者の要望・意見への対応]が5.3ポイント増加し、「利用者間のネットワークづくり」が7.7ポイント減少しています。

『不満計』(「不満」と「やや不満」の割合の小計)についてみると、[子どもへの接し方][悩みごとなどへの相談対応][利用者間のネットワークづくり]がそれぞれ10.6%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、[施設・環境]が10.6ポイント、[衛生対策]が8.9ポイント減少しています。

■小学生

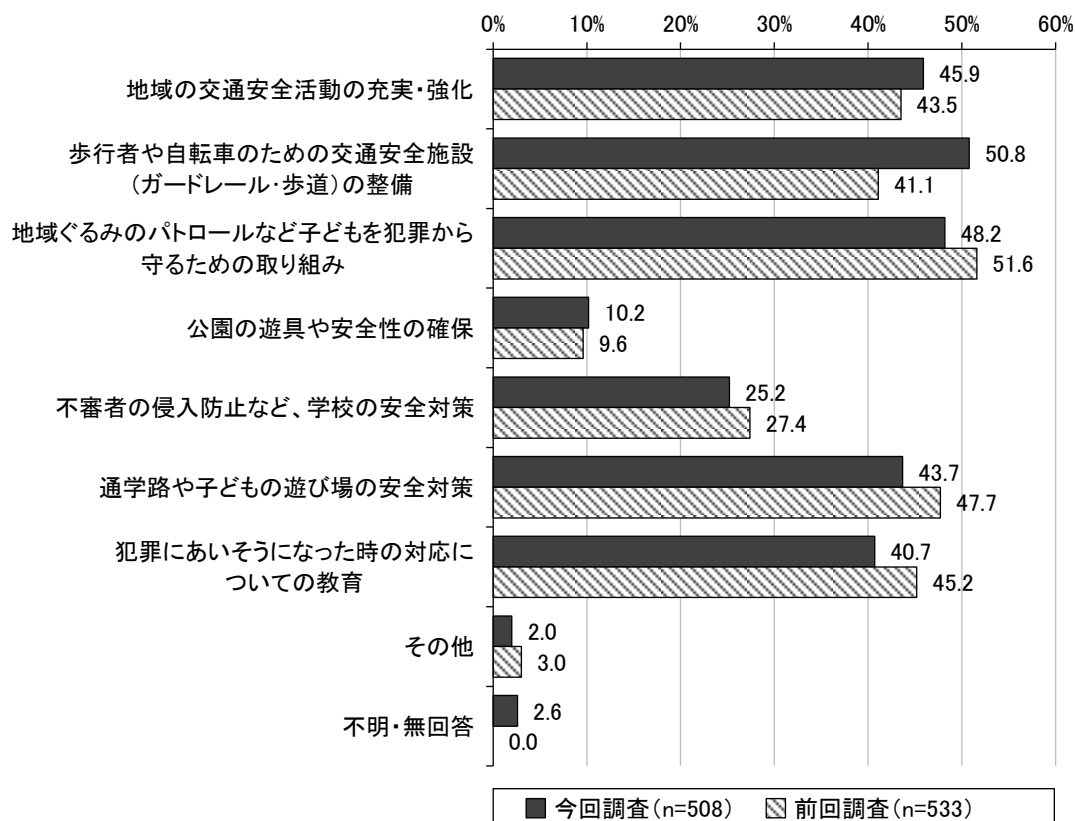


⑨ 子どもの安全を守るために、特に重要と思われる事(小学生のみ)(複数回答)

子どもの安全を守るために、特に重要と思われることについてみると、「歩行者や自転車のための交通安全施設(ガードレール・歩道)の整備」が50.8%と最も高く、次いで「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」が48.2%、「地域の交通安全活動の充実・強化」が45.9%となっています。

前回調査と比較すると、「歩行者や自転車のための交通安全施設の整備」が9.7ポイント増加しています。

■小学生

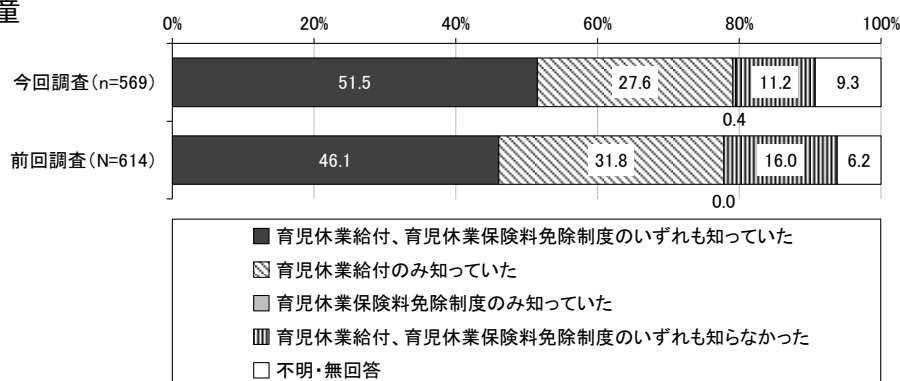


⑩ 育児休業給付や育児休業保険料免除制度の認知度(就学前児童のみ)(単数回答)

育児休業給付や育児休業保険料免除制度の認知度についてみると、「育児休業給付、育児休業保険料免除制度のいずれも知っていた」が51.5%と最も高く、次いで「育児休業給付のみ知っていた」が27.6%、「育児休業給付、育児休業保険料免除制度のいずれも知らなかった」が11.2%となっています。

前回調査と比較すると、「育児休業給付、育児休業保険料免除制度のいずれも知っていた」が5.4ポイント増加しています。

■就学前児童



⑪ 育児休業の取得の有無(就学前児童のみ)(単数回答)

子どもが生まれた時の保護者の育児休業の取得状況についてみると、母親では、「取得した(取得中である)」が72.8%と最も高くなっています。

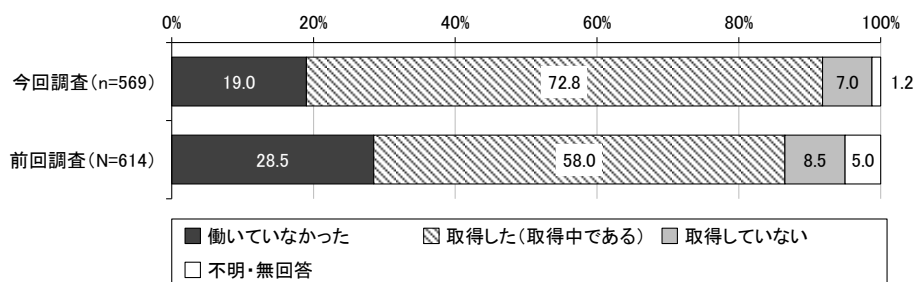
前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が14.8ポイント増加しています。

父親では、「取得していない」が78.0%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が16.5%となっています。

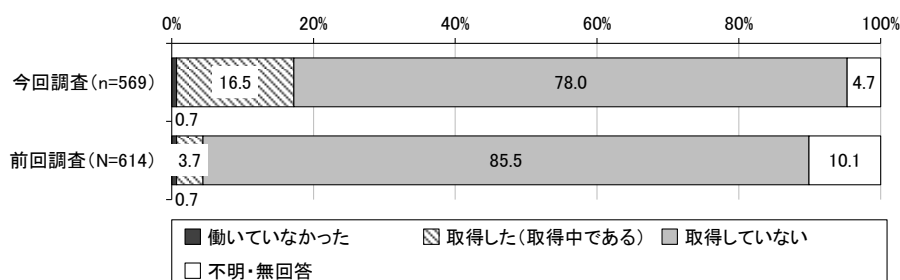
前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が12.8ポイント増加し、「取得していない」が7.5ポイント減少しています。

■就学前児童

■母親



■父親



⑫ 育児休業を取得していない理由(就学前児童のみ)(複数回答)

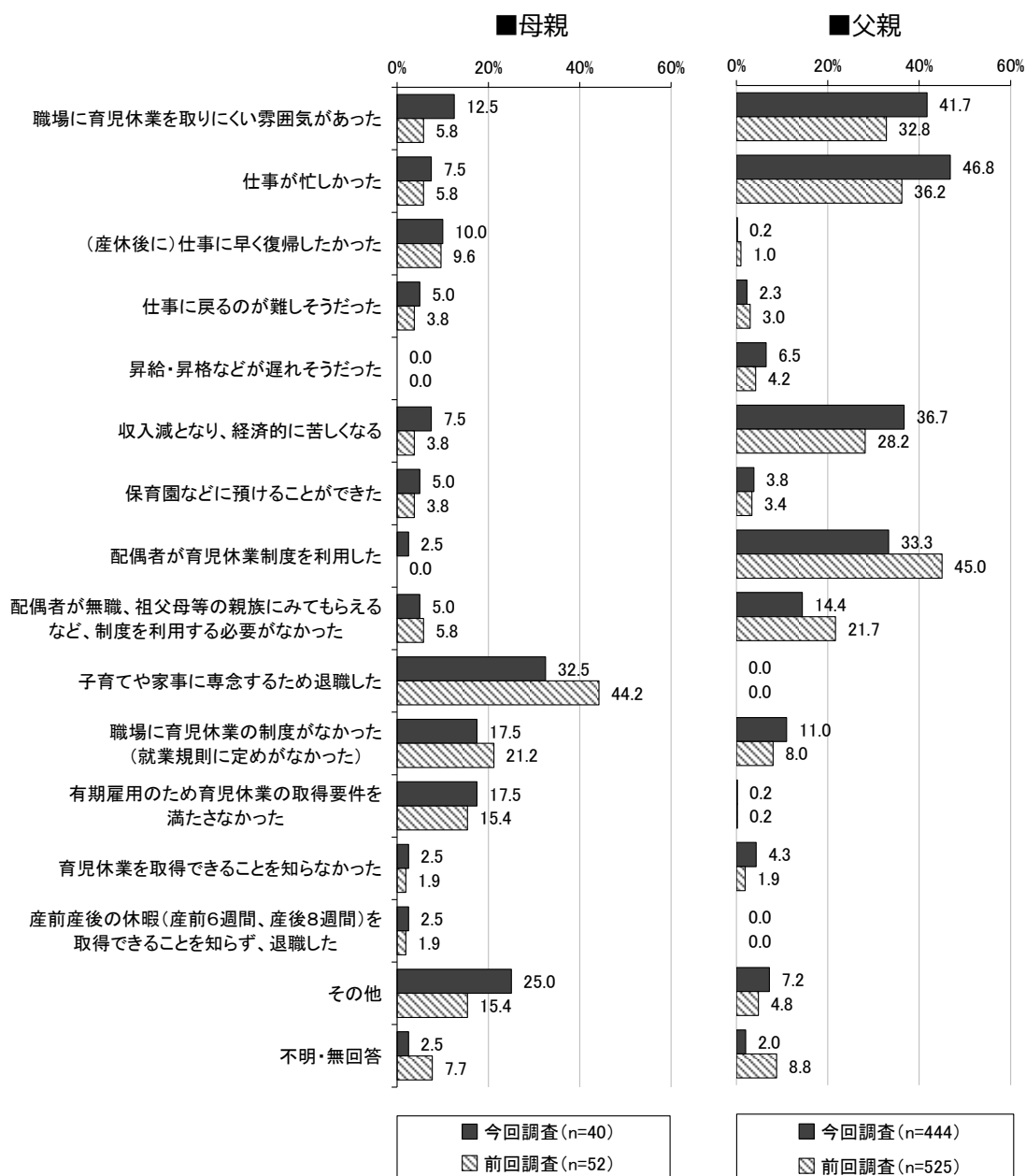
育児休業を取得していない理由についてみると、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が32.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が17.5%となっており、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」がそれぞれ17.5%となっています。

前回調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が6.7ポイント増加し、「子育てや家事に専念するため退職した」が11.7ポイント減少しています。

父親では、「仕事が忙しかった」が46.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が41.7%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が36.7%となっています。

前回調査と比較すると、「仕事が忙しかった」が10.6ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が8.9ポイント、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が8.5ポイント増加し、「配偶者が育児休業制度を利用した」が11.7ポイント減少しています。

■就学前児童



⑬ 短時間勤務制度の利用有無(就学前児童のみ)(単数回答)

職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況についてみると、母親では、「短時間勤務制度を利用しなかった」が49.3%、「短時間勤務制度を利用した」が48.9%となっています。

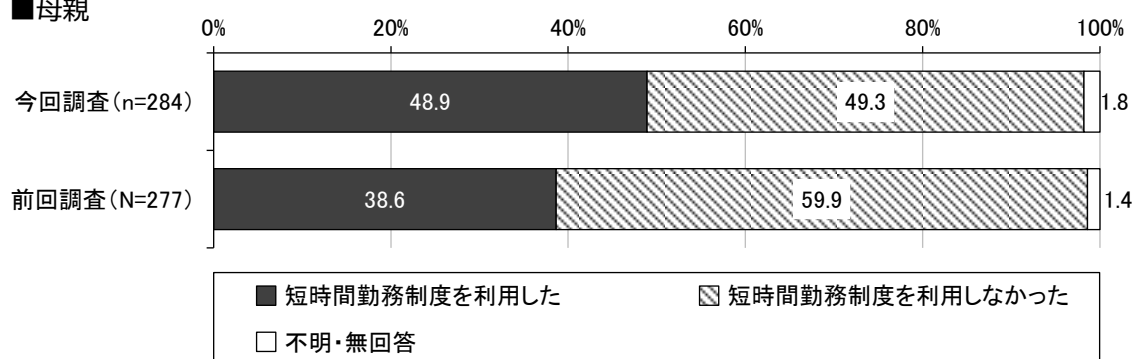
前回調査と比較すると、「短時間勤務制度を利用した」が10.3ポイント増加し、「短時間勤務制度を利用しなかった」が10.6ポイント減少しています。

父親では、「短時間勤務制度を利用しなかった」が87.6%、「短時間勤務制度を利用した」が4.5%となっています。

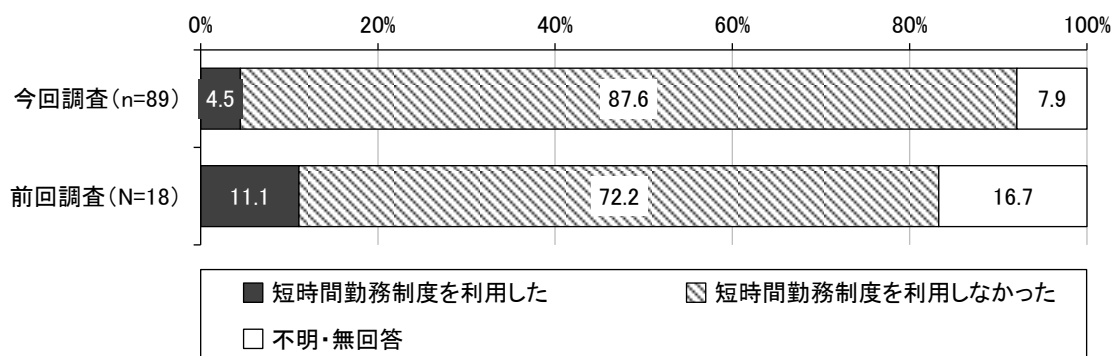
前回調査と比較すると、「短時間勤務制度を利用しなかった」が15.4ポイント増加し、「短時間勤務制度を利用した」が6.6ポイント減少しています。

■就学前児童

■母親



■父親



⑭ 短時間勤務制度を利用していない理由(就学前児童のみ)(複数回答)

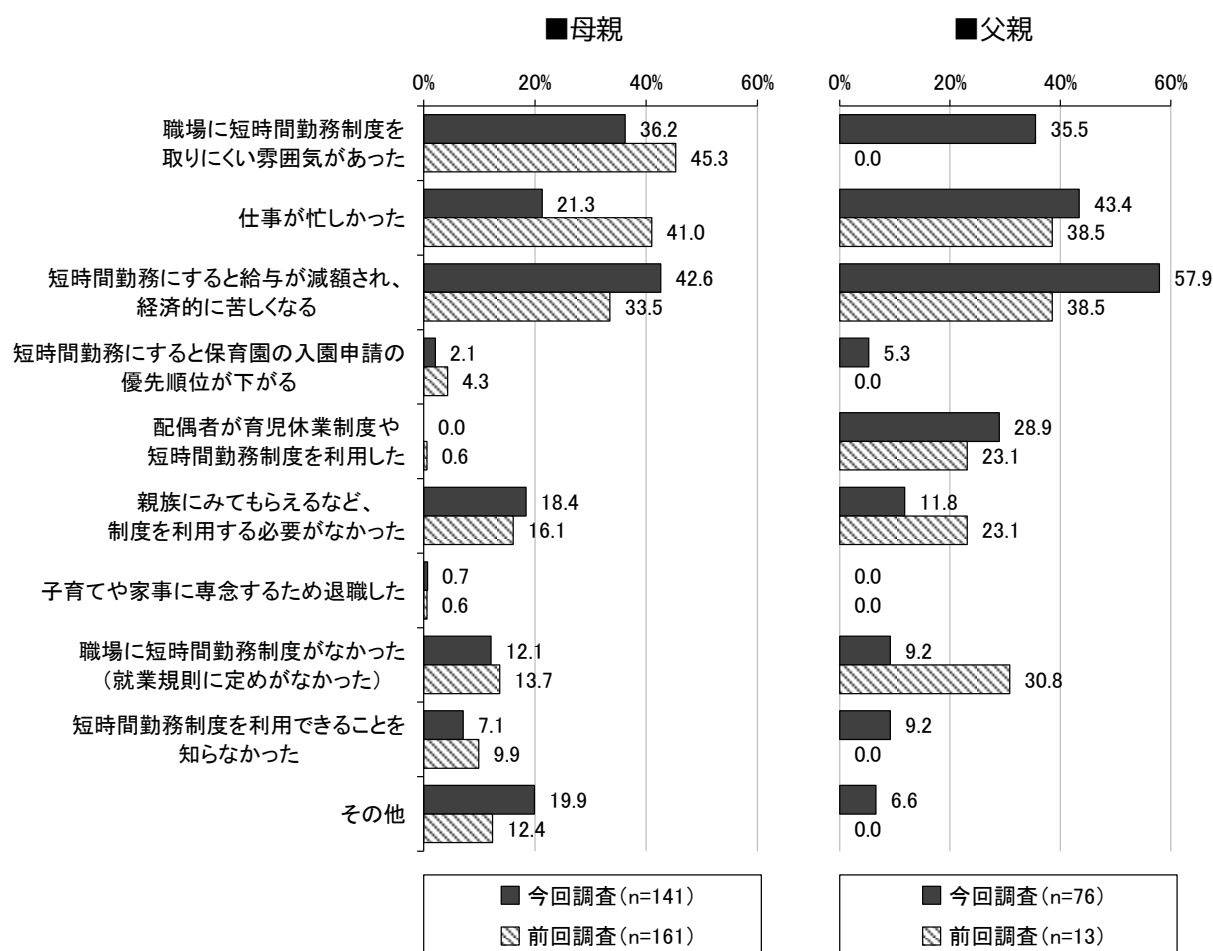
短時間勤務制度を利用しなかった理由についてみると、母親では、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が42.6%と最も高く、次いで「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が36.2%、「仕事が忙しかった」が21.3%となっています。

前回調査と比較すると、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が9.1ポイント増加し、「仕事が忙しかった」が19.7ポイント、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が9.1ポイント減少しています

父親では、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が57.9%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が43.4%、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が35.5%となっています。

前回調査と比較すると、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が35.5ポイント、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が19.4ポイント増加し、「職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が21.6ポイント、「親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が11.3ポイント減少しています。

■就学前児童

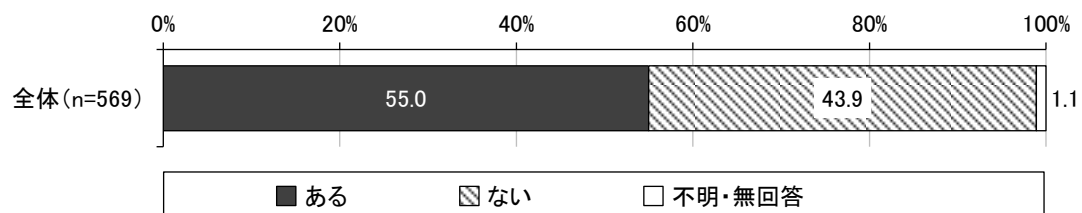


⑮ お子さんが使用できるICT機器の有無(単数回答)

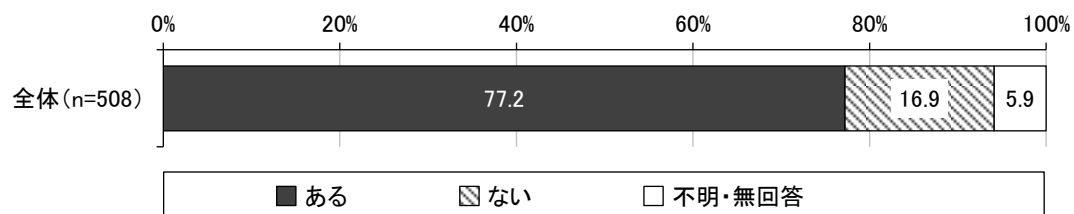
お子さんが使用できるICT機器の有無についてみると、就学前児童では「ある」が55.0%、「ない」が43.9%となっています。

小学生では「ある」が77.2%、「ない」が16.9%となっています。

■就学前児童



■小学生



⑩ ICT機器の利用日数、利用時間(数量回答)

ICT機器の1週間当たりの利用日数についてみると、就学前児童では「7日」が39.2%と最も高く、次いで「2日」が12.3%、「5日」が10.0%となっています。

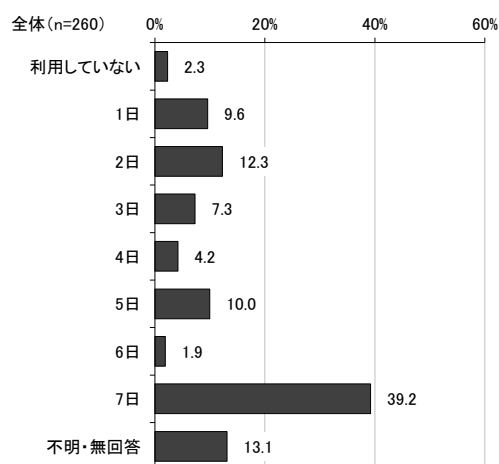
小学生では「7日」が52.3%と最も高く、次いで「5日」が9.2%、「2日」が6.2%となっています。

1日当たりの利用時間についてみると、就学前児童では「1～2時間未満」が49.2%と最も高く、次いで「2～3時間未満」が25.0%、「3～4時間未満」が10.4%となっています。

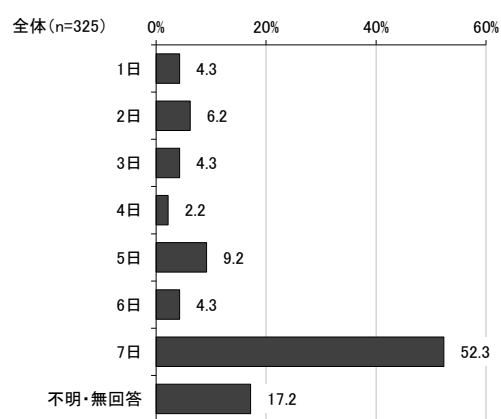
小学生では「2～3時間未満」が30.2%と最も高く、次いで「1～2時間未満」が29.8%、「3～4時間未満」が19.1%となっています。

◎1週間当たりの利用日数(数量回答)

■就学前児童

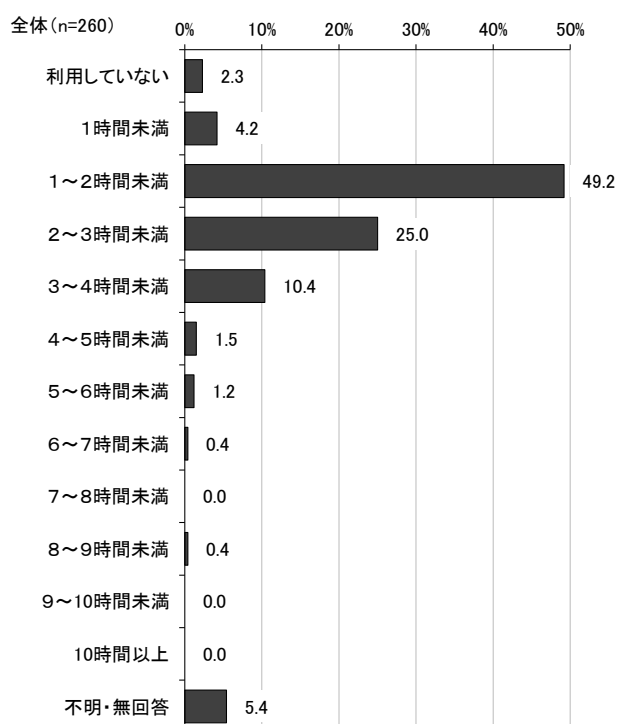


■小学生

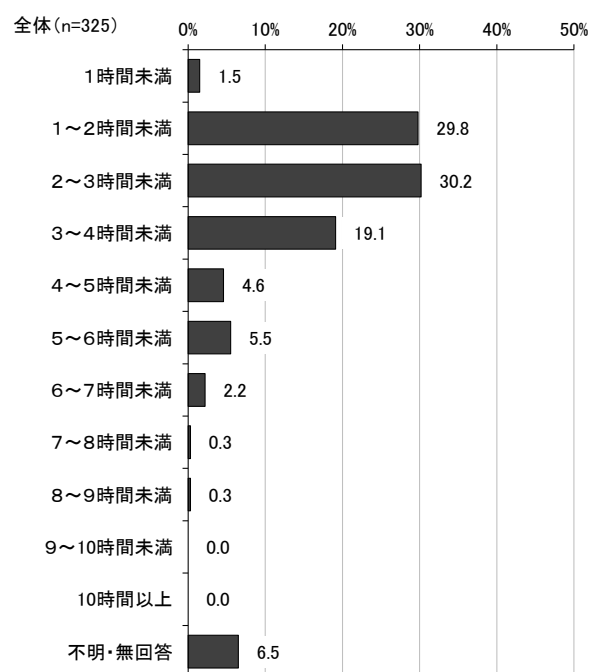


◎1日当たりの利用時間(数量回答)

■就学前児童



■小学生

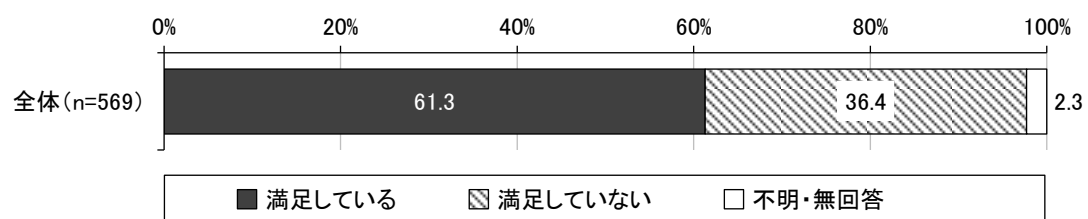


⑰ 子育て支援策の満足度(単数回答)

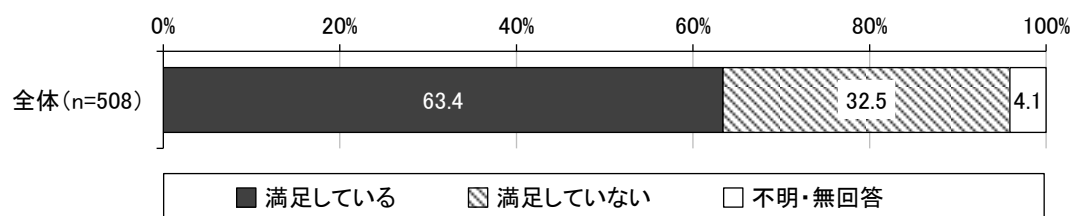
子育て支援策について総合的にみて満足しているかについてみると、就学前児童では「満足している」が61.3%、「満足していない」が36.4%となっています。

小学生では「満足している」が63.4%、「満足していない」が32.5%となっています。

■就学前児童



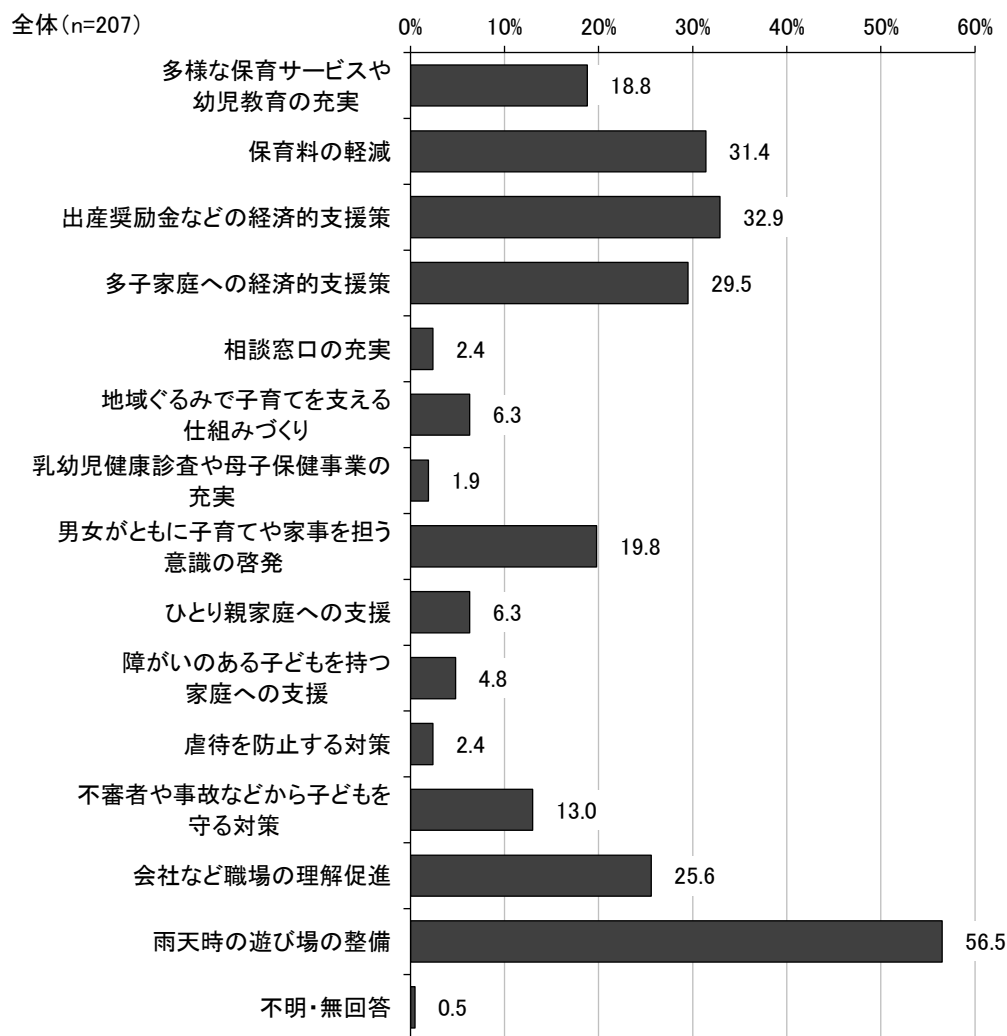
■小学生



⑩-1 子育て支援策において不満に感じる施策(就学前児童)(複数回答(3つまで))

子育て支援策において不満に感じる施策についてみると、就学前児童では「雨天時の遊び場の整備」が56.5%と最も高く、次いで「出産奨励金などの経済的支援策」が32.9%、「保育料の軽減」が31.4%となっています。

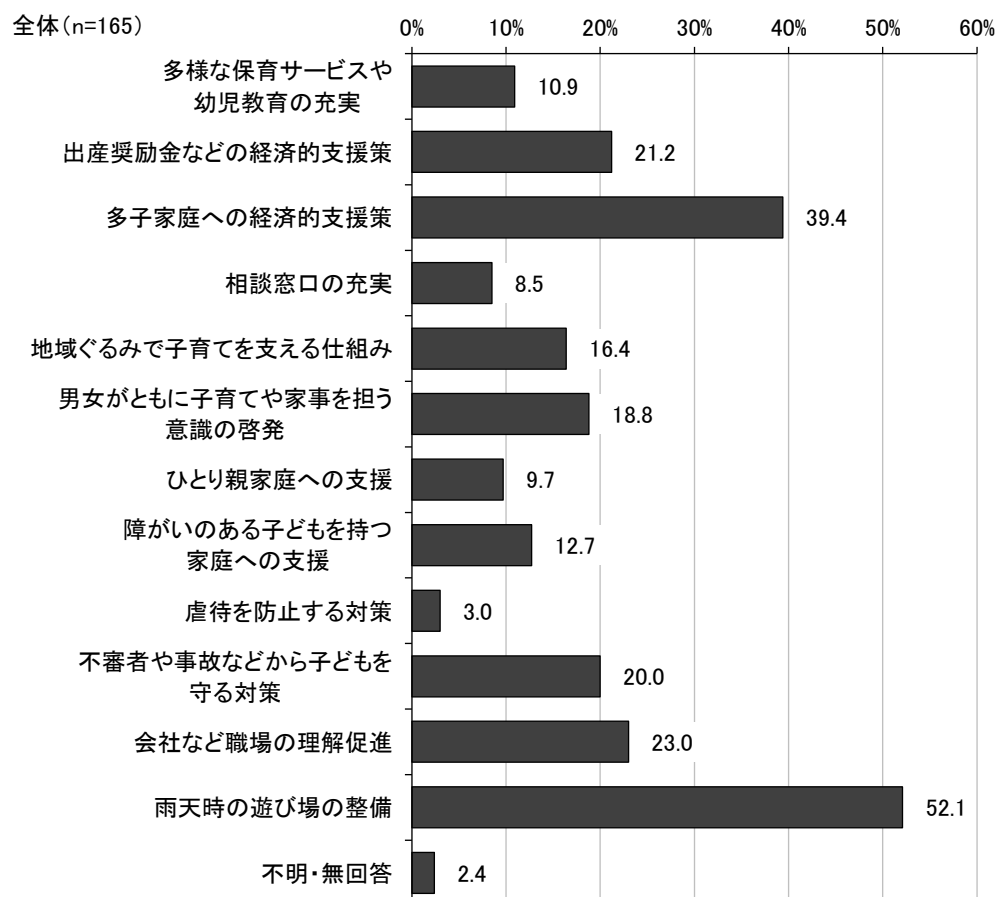
■就学前児童



⑱-2 子育て支援策において不満に感じる施策(小学生)(複数回答(3つまで))

子育て支援策において不満に感じる施策についてみると、小学生では「雨天時の遊び場の整備」が52.1%と最も高く、次いで「多子家庭への経済的支援策」が39.4%、「会社など職場の理解促進」が23.0%となっています。

■小学生



3 こども・若者の意見聴取の結果概要

こども計画策定に向け活用したこども・若者の意見聴取の結果は以下のとおりです。

(1)意見聴取の概要

1 意見聴取の目的

こども基本法では、こども施策の基本理念として、「全てのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指しており、こども・若者の意見表明と社会参画の機会を確保し、その意見を尊重することなどが定められています。

そこで、こども計画の策定に当たり、中学生や高校生など20歳代までの若者の皆さんに対して、広く意見を募集しました。

2 意見聴取の概要

項 目	意見聴取型アンケート	若者ワークショップ
募集対象者	・坂井市の中学生全員 ・坂井市内の高校(定時制・特別支援学校を含む)に通学する高校生 ・若者ワークショップ参加者	・坂井市内の高校(定時制・特別支援学校を含む)に通学する高校生 ・坂井市まちづくりカレッジ参加者のうち10～20歳代の方 ・その他 庁内各課事業に参加協力している10代～20代の方
募集期間/ 開催日	令和6年9月9日(月)～10月6日(日) (9月30日(月)以降も延長して実施)	令和6年10月5日(土) 坂井市役所 多目棟1階交流ホール
募集テーマ	① 小さい頃を振り返って、楽しかったことや、もっと大人にしてほしかったこと ② こどもや若者にとって、楽しくおだやかに過ごせる場所	① こども・若者にとっての理想の生活と、それを実現するために必要なこと
回答方法/ 実施方法	タブレット端末等を活用してオンラインで回答	対面型とオンライン型のハイブリッドで実施

3 回収結果/実施結果

項 目	意見聴取型アンケート	若者ワークショップ
回答人数/ 参加人数	上記① 回答人数 1,604人 上記② 回答人数 1,589人	高校生 7名(オンライン1、対面6) 大学生 8名(オンライン2、対面6) 社会人 4名(オンライン0、対面4) 合計19名(オンライン3、対面16)

(2)意見聴取の結果

① 意見聴取型アンケート(その1) テーマ「楽しかったこと、大人にしてほしかったこと」

■回答者の坂井市との関わり

坂井市に居住している	1,508人／1,604人(94.0%)
坂井市に居住していないが通学している	95人／1,604人(5.9%)
非回答	1人／1,604人(0.1%)

■回答者の学年

中学1年生620人(38.7%)	中学2年生534人(33.3%)	中学3年生296人(18.5%)
高校1年生13人(0.8%)	高校2年生3人(0.2%)	高校3年生36人(2.2%)
その他・非回答102人(6.3%)		

■全体考察「①楽しかったこと」

事実
・ 中学1年生～高校3年生において、小さいころを振り返って楽しかったこととして「旅行・おでかけ」「学校や地域イベント」「アウトドア/自然」などの非日常的な経験が多く挙げられている。 ・ 「スポーツ/運動」「ゲーム/遊具」「趣味/興味のあること」など、自分の好きなことに関する思い出は、10%程度にとどまっている。 ・ 「その他」の学年においては、「家族との時間」「友達との時間」「褒められること」など、人との関わりに関する内容が比較的多く挙げられている。

考察
・ 小さい頃を振り返って楽しかったこととして、非日常的な経験をあげた回答者が多かったことから、非日常的な経験をサポートする施策を実施する。 ・ 「自分の好きなこと」や「人との関わり」に関して楽しかったと答えた回答者が少なかったが、非日常の経験の提供は継続的な施策ではないため、非日常ではない日常に対しても楽しみを見出せるようなコミュニケーションが必要であると考ええる。

■全体考察「②大人にしてほしかったこと」

事実
・ 中学1年生～高校3年生において、もっと大人にしてほしかったことは「特にない」「満足している」と回答した割合が30～50%と高い割合になった。 ・ 特になしを除いた場合、全学年において「遊び・娯楽施設」「交流・コミュニケーション」「家族との時間」など、日常的な時間の共有を求める声が多く散見された。

考察
・ 近年では夫婦共働き世帯が多く、いわゆる“かぎっ子”や一人の時間を過ごすことが多いと想定されるため、親へのわがままや何気ない会話を遠慮していたのではないかと考察する。 ・ 数%～15%程度ではあるが、「教育・勉強」に関しての意見も散見された。コメント原文をいくつか抽出すると、もっと様々な経験をさせてほしかった、何々を習いたかった、勉強を教えてほしかったなどの声が複数あり、中学生～高校生では部活動への所属者も多いと推測されることから、小学生までの間に学習や経験値につながるような経験ができるとよいのではないかと考察する。 ・ また、部活動への所属者が、部活動の活動のみに注力している状況も見取れるため、活動頻度等についての制約についても検討が必要と考えられる。

① 意見聴取型アンケート(その2) テーマ「楽しく穏やかに過ごせる場所」

■回答者の坂井市との関わり

坂井市に居住している 1,507人／1,589人(94.8%)
 坂井市に居住していないが通学している 82人／1,589人(5.2%)

■回答者の学年

中学1年生620人(39.0%) 中学2年生550人(34.6%) 中学3年生302人(19.0%)
 高校1年生8人(0.5%) 高校2年生1人(0.1%) 高校3年生25人(1.6%)
 その他・非回答83人(5.2%)

■全体考察「①楽しく穏やかに過ごせる場所」

事実
・ 全学年において、楽しく穏やかに過ごせる場所として「自宅・家」「リラックス・落ち着ける場所」「安心・安全」「カフェ・飲食施設」など、安心して落ち着いて過ごせる場所が多く挙げられている。次いで、「自由な場所」「自然・景色」「広い場所・公園」などの開放的な場所も挙げられている。 ・ 学生に多いと推測された「イベント・娯楽」「友達との交流」など、楽しく刺激のあるような場所は全体の10～20%程度にとどまっている。 ・ 中学1年生～3年生までは、全体的な回答割合が概ね変化がないのに対して、高校1年生～3年生は学年によってばらつきがある。

考察
・ こどもや若者が求める場所として、従来は楽しく刺激があるような場所が挙げられてきたが、今回の結果から、安心して落ち着いて過ごせる場所を増やすことで、こどもや若者の居場所を増やすことに繋がることがわかった。 ・ もっとも多いのは「自宅・家」であるが、「自宅・家」が安心できる場所ではないこども・若者もいることから、代替となる場所として、リラックス・安心・カフェといったキーワードからこどもの居場所としての公共スペースの構築が求められる。

② 若者ワークショップ テーマ「理想の生活と、それを実現するために必要なこと」

■グループ分け

第1グループ	… 高校1・3年生	計4人	ファシリテーター 1人
第2グループ	… 高校3年生、大学2・3年生	計4人	ファシリテーター 1人
第3グループ	… 大学3・4年生、社会人	計4人	ファシリテーター 1人
第4グループ	… 大学4年生、社会人	計4人	ファシリテーター 1人
オンライングループ	… 高校2年生、大学1・2年生	計3人	ファシリテーター 1人

■議論まとめ「第1グループ」

項目名	主な意見(抜粋)
地域の施設・交通手段の満足度と理想的な施設に関する意見交換	・ 地域の満足度について議論があり、多くの参加者が、満足度が低めと評価。主な理由は遊び場所の不足と交通手段の制限。 ・ 交通手段について、バスが少なく車がないと移動が困難。運転手不足の問題も指摘。 ・ 若者向けの複合商業施設(ラウンドワンのような)が不足。カラオケやボウリング場などの娯楽施設が離れており、アクセスが不便。 ・ 理想的な施設や環境について意見を募集。参加者から商業施設の充実や新しい交通手段(モノレールなど)の提案があった。 ・ 福井市と比較して、賑わいや商業施設が少ないという意見が出された。

学校周辺の施設・店舗に関する要望と現状	・学校の近くにコンビニがなく、最も近いファミリーマートまで自転車で10分かかる状況が話し合われた。 ・学校周辺に飲食店や便利な施設が少なく、昼休みに外出するメリットがないという問題が指摘された。 ・学生たちは学校周辺により多くの施設(コンビニ、飲食店など)を望んでいることが共有された。
通学手段と学校選択の基準についての意見交換	・学校の近くに飲食店があると便利だが、学校終わりの時間帯(4時半や7時)によって利用のしやすさが変わる。 ・学校から駅までの距離が遠く(20～25分)、電車通学の生徒は帰宅が遅くなる(9時頃)ケースがある。 ・学校選びの際、多くの生徒は通学の利便性(近さ)を重視するが、部活動の強さや特別なプログラムがある場合は遠距離通学を選ぶケースもある。 ・電車通学の課題として、乗り換えの待ち時間が長い、車両数が少なく座れない・乗れないなどの問題がある。
福井県の公共交通機関と商業施設の課題について	・鯖江でライブがある日は電車が混雑し、インフラ整備が十分でない問題がある。運転手不足や運賃値上げなども課題となっている。 ・交通手段として、多くの人が電車よりも車を選択する傾向にある。特にイベント時や混雑時は、車の方が便利という認識が強い。 ・福井には秋葉原のような特定の文化や趣味に特化した専門的な街区がない。アニメイトなどの店舗も小規模で、専門的な買い物をする場所が限られている。 ・イオンなどの複合型ショッピングモールはあるものの、特定の分野に特化した専門店街や大規模な商業施設が不足している。石川県と比較しても商業施設の規模や種類が限定的。
地域の施設・遊び場に関する理想と現状の検討	・福井では良い施設が少なく、買い物や娯楽のために県外に車で移動する傾向がある。 ・公共交通機関(電車)は料金が安い、本数が少ない、混雑するなどの問題があり、車での移動が主流。 ・エンゼルランドのような遊び場施設に関する話題が出ており、科学系に限らず幅広い意見を募集している。
こどもの遊び場と施設に関する現状と理想についての意見交換	・児童科学館やプール、公園など、こどもの遊び場に関する議論があり、特に公園の数や規模について話し合われた。 ・小学生時代は主に外遊び(鬼ごっこなど)が中心で、中学生になると活動範囲が広がり、ラウンドワンなどの複合施設に行くようになった。 ・遊び場施設の立地について議論があり、近くにあって便利だが、渋滞などの問題も考慮する必要性が指摘された。 ・交通手段の問題が大きく、特に中学生の場合は親の送迎が必要で、共働き家庭では時間的制約が課題となっている。 ・現実と理想の遊び場について比較検討され、アクセスの良さと施設の充実度のバランスが重要という結論に至った。
地域施設・環境の理想と現状に関する若者の意見交換	・若者向けの施設が不足しており、特に小学生の頃から若者が集まれる場所や娯楽施設の需要があった。 ・学校(丸岡高校)の立地が不便で、駅から遠く、バスの本数も少ないため、地元の生徒以外は通学が困難な状況。 ・スポーツや習い事について、小さい頃にもっとやっておけばよかったという後悔の声があり、特に部活動では人数不足が問題となった。 ・イオンなどの商業施設は年配層向けの店舗が多く、若者向けの店舗が少ないことが課題として挙げられた。
福井県の観光と交通アクセスの課題について	・交通機関の不便さが主な課題として挙げられており、観光地へのアクセスが困難な状況がある。 ・金沢のように駅から歩いて観光地を回れる成功例と比較して、現状は公共交通機関の運行本数が少なく、観光地へのアクセスが制限されている。 ・交通の問題は地元住民だけでなく、県外からの観光客にも大きな影響を与えており、観光振興の障害となっている。 ・複合施設の設置など、地域の発展に向けた施設整備の検討がされている。

東京と地方都市の住みやすさ比較と生活環境に関する意見交換	・東京と地方(坂井市)での居住について議論があり、東京派は便利さや施設の充実を重視し、地方派は車があれば移動できることや人混みが少ない環境を評価している。 ・病院の数が多く、コンビニよりも病院が多いという地域特性が指摘され、医療・福祉面での利便性が話題に上がった。 ・交通インフラについて、電車の利便性が悪い一方で、車があれば移動がしやすいという意見が出された。 ・福祉に関する相談場所や施設の存在について議論があったが、具体的な場所の認知度が低いことが課題として挙げられた。
------------------------------	---

■議論まとめ「第2グループ」

項目名	主な意見(抜粋)
坂井市の生活環境と改善要望について	・住民は商業施設(イオンモール、チェーン店など)や娯楽施設が不足していると感じており、坂井市内への誘致を望んでいる。 ・公共交通機関に関する課題が多く、バスの遅延、本数の少なさ、直通電車の不足などが指摘されている。(ただし、最近ICカード決済が導入され改善の兆しあり) ・インフラ面での課題があり、歩道が狭い・ない場所が多く、歩行者の安全性に懸念がある。 ・勉強できる場所や図書館などの学習施設が限られており、カフェや職場で代替している状況がある。
坂井市の理想的な生活環境と小学校時代の思い出について	・坂井市での理想的な生活について、公共交通機関の利便性が重要な課題として挙げられ、特にバスの運賃を一律化しICカード対応の要望がある。 ・小学校時代の思い出について、「お休み」や「昼休み」の時間が学校によって異なり、20～30分程度の休憩時間があつた。 ・休み時間には鬼ごっこなどで遊び、生徒たちにとって大切な時間だった。 ・学校の休憩時間制度は時代とともに変化しており、現在の学校と過去の学校では異なる制度が採用されている。
小・中学校時代の思い出と部活動について	・放課後の過ごし方について話し合い、リレーやブランコ、公園での遊び、駄菓子屋に行くなどの思い出が共有された。 ・エンゼルランドふくいという施設の話があり、トランポリンや牧場などの施設が安全上の理由で閉鎖されたことが語られた。 ・給食に関する思い出が共有され、特にご飯と牛乳が美味しかったという意見があつた。 ・部活動について議論があり、福井県では部活動が必須であること、情報部での忙しい活動やスケジュールの厳しさなどが語られた。
学生時代の思い出と学校生活について	・小学校では全員が必須ではないものの、クラブ活動があり、6時間目に高学年を対象に実施されていた。生け花やスティックリングなど様々な活動があつた。 ・勉強面では、小学校は比較的楽しく取り組めたが、中学校では数学が難しくなるなど、学習内容が本格的になって苦勞する生徒もいた。 ・塾は多くの生徒が通っており、勉強だけでなく友達と過ごせる居場所としても機能していた。部活動も重要な居場所となっていた。 ・高校受験に向けて成績が伸び悩み、苦勞した経験が語られた。
学生時代の学校生活と課題点についての意見交換	・学生時代の居場所について、小学校ではイベントが多く、イオンなどの商業施設が主な遊び場だった。また、学童クラブも楽しい居場所として挙げられた。 ・高校生は予備校や塾に通うケースが多く、夜10時まで勉強するなど学習中心の生活を送っていた。 ・学校の先生については、良い先生もいれば、クセが強かったり、偏った考えを持つ先生もいたり、特にコロナ対策に消極的な教員の対応が問題視された。 ・文房具店が近づくなく、品揃えも良くないことが不便だったという意見や、部活動が週6日と負担が大きかったという課題が指摘された。

大学生の将来設計と 地方・都市部での生活 に関する座談会	・将来の進路について話し合い、多くが東京や都市部への進出を希望している。主な理由は、給料の高さ、公共交通機関の利便性、休日の過ごしやすさ。 ・一方で、福井県内に残りたいという意見もあり、その理由として家族との近さや水の美味しさが挙げられた。 ・結婚や子育てについては、まだ具体的なイメージを持っていない参加者が多く、現時点では仕事や進学に関する将来像が中心。 ・都市部と地方それぞれの長所・短所について議論があり、都市部の利便性と地方の生活のしやすさが比較された。
坂井市の住みやすさと 将来の発展に関する 意見交換	・坂井市の課題として、歩道が狭い、商業施設が少ない、公共交通機関が不便という意見が出された。 ・坂井市の魅力向上のために、大型ショッピングモール、子育て支援センター、大規模な祭りや花火大会の開催が提案された。 ・コミュニティバスやオンデマンドバスの拡充など、交通インフラの改善が必要との意見があった。 ・若い世代は福井市や都会への転出を考える傾向があり、その理由として給与や休日の過ごし方の充実度が挙げられた。 ・小・中高生は部活動や塾など、現状でも比較的充実した生活を送っているという意見があった。

■議論まとめ「第3グループ」

項目名	主な意見(抜粋)
居場所と思い出に関する対話	・こどもの頃の居場所について話し合い、おばあちゃんの家や習い事の場所、通学バスなど、家の外での場所が多く挙げられた。 ・家庭は居場所として感じられていたものの、友達と過ごす時間の方がより楽しく感じられていたという意見が多かった。 ・こどもとおとなでは「楽しい」と感じるものが異なり、例えば、外食など親は特別なイベントとして考えるが、こどもにとってはそうでもないという指摘があった。 ・実家暮らしの時は窮屈に感じていたが、一人暮らしを始めてから、家族がいることの安心感の大切さに気づいたという経験が共有された。
こどもの放課後活動と 地域環境に関する意見交換	・児童クラブに通う子と通わない子で放課後の過ごし方や友人関係が異なり、児童クラブでは6時頃まで預かってもらえる。 ・登下校は地区ごとにグループで行動することが多く、自然と近所のこども同士で遊ぶ傾向があった。 ・昔と比べて現在は外で遊ぶこどもが減少しており、暑さ対策も含めて外遊びを促進する仕組みや施設が必要。 ・こどもの数が減少していることで遊び相手が限られており、離れた場所に住むこども同士が交流できるシステムや送迎サービスがあると良い。 ・小学生の頃に公共交通機関(電車やバス)の利用方法を学ぶ機会があれば、行動範囲が広がり将来の役に立つという意見があった。
将来の仕事と居住地 選択について	・福井県内に就職予定で、主に福祉関係の仕事に就く予定。地元への愛着があり、慣れない土地でのストレスを避けたいという理由で地元就職を選択。 ・大学で始めた軽音楽部(ドラム担当)の活動を続けたいという思いが強く、その仲間がいる現在の地域に留まることを決めた。 ・福祉の仕事は当初からの志望ではなかったが、大学で学ぶうちに興味を持ち、児童相談所での勤務を希望している。 ・将来的には地元(県外)に戻ることも視野に入れているが、現時点では特にこだわりはなく、音楽活動を続けられる環境を重視している。
坂井市での仕事・結婚・子育てに関する 将来展望について	・市役所で働いており、体の都合で県内の大学に進学し、体を使わない事務仕事として行政の仕事を選んだ。 ・人と関わる仕事(教師など)に興味があったが、体調面で難しく、その代わりにボランティア活動(ボッチャの指導など)を通じて人との関わりを持っている。

	・結婚・子育てについては具体的な計画はまだなく、坂井市での定住にもこだわりはないが、両親の近くで子育てをすることのメリットについて考え始めている。 ・坂井市で働き続けることを考えており、現在は実家暮らしで、一人暮らしはまだ難しいと考えている。
坂井市での暮らしと住みやすさについての意見交換	・坂井市は子育てに適した環境だが、就職先や交通の便によって住むかどうかの判断が変わってくる。 ・公共交通機関の整備が不十分で、特に障害者にとって移動の課題が大きい。車がないと生活が困難。 ・地元として住み慣れた環境は快適だが、外部から人を呼び込むためには、子育て支援制度やバリアフリー環境などの整備とそのPRが必要。 ・市の特徴や制度の違いが市民にも分かりにくく、SNSなどを活用した効果的な情報発信が求められている。
坂井市の魅力発信と情報伝達の課題について	・坂井市の子育て支援の取組について、人づてに情報を得ることが多く、もっと広く認知されるべきという意見が出た。 ・地域の情報発信は、世間話などの小さな場からアピールして広めていくのが効果的かもしれないが、市外への情報発信は難しい課題である。 ・参加者は坂井市出身で地元志向の人が集まっているが、実際には市外へ就職する人も多く、より広い層への情報発信が必要。 ・公式LINEなどの情報発信ツールはあるものの、積極的な登録や情報収集につながりにくい現状がある。

■議論まとめ「第4グループ」

項目名	主な意見(抜粋)
福井県の地域特性と子育て環境についての意見交換	・新型コロナウイルスなどの影響で状況が不透明であり、今後の対応について検討が必要。 ・福祉に携わる人は直接支援を望んでおり、1年目は経験を積みながら資格取得を目指すべき。 ・坂井市や福井県の地域特性について議論があり、特に子育て環境や地域施設(平和堂、ユニクロ等)について言及。 ・ご当地アイドル「網」の話題や地域の特色について情報共有がなされた。
福井県の観光地・名所と地域の特徴について	・福井県には家族で遊べる観光スポットが多く、エンゼルランドやゆりの里などが代表的。丸岡城ではプロジェクションマッピングも実施されている。 ・三国地区は観光地として発展しており、三国神社や海岸など自然豊かな観光資源がある。 ・福井県は共働きの家庭が多く、2世帯・3世帯住宅も一般的。ただし、車がないと移動が不便という特徴がある。 ・地域の特産品として、竹田の油揚げや越前がになどの食文化が有名。
こどもの遊び場と生活環境に関する理想と課題	・こどもの数が減少しており、地区の子ども会活動やお祭りなどの地域活動が減少している。 ・こども子供たちが自分で行ける範囲に遊び場や商業施設が少なく、交通手段の制限が課題となっている。 ・行政を身近に感じられる取組(キャラクター投票、名前募集など)が以前は少なかったが、最近は増えてきている。 ・学校のプール開放など、無料で楽しめる施設へのニーズがあるが、現在は熱中症などの理由で利用が制限されている。 ・中学生になると自分たちだけで遊びたいニーズが高まるが、行ける場所が限られており、送迎や公共交通機関に依存している。
坂井市の住みやすさと満足度に関する座談会	・坂井市は車がないと不便な面があるが、住民の生活満足度は比較的高く、特に自然と都市機能のバランスが良いと評価されている。 ・年齢によって行動範囲や興味変化し(小学生は公園、中学生は自転車で行ける範囲、おとなは自然や歴史)、各年代に応じた楽しみ方ができるまちである。

	・食(お米、山の幸)が美味しく、歴史的な価値もあり、地域の良さを誇りに思う住民が多い。 ・観光客にとっては観光スポットが点在しており交通手段がないと不便だが、住民にとっては住みやすいまちとして認識されている。
坂井市の魅力維持と将来の理想像について	・坂井市の住民と来訪者の両方にとって魅力的な環境づくりが必要で、特に公共交通機関の充実が課題として挙げられた。 ・新しいものを作るよりも、現在ある魅力的な資源(美味しい食べ物、温泉施設など)を維持し、それらの価値を広く知ってもらうことが重要。 ・将来の理想として、やりたいことを実現できる環境づくりが重要で、オンラインの普及により都会と地方の差が縮まっていることが指摘された。 ・健康(心身ともに)に過ごせることや、やりたいことを見つけられる環境作りが将来の重要な課題として認識された。
就職・子育て・生活環境に関する理想と課題について	・就職に関する懸念が主な話題で、坂井市での就職先の有無や、仕事と趣味の両立について議論された。 ・長期的な生活環境について話し合われ、高齢になっても不自由なく生活できる環境や、病院・買い物などの利便性が重要視された。 ・困ったときに相談できる人や場所の近接性が重要で、特に家族や友人との距離感、行政サポートの必要性が指摘された。 ・仕事と子育ての両立に関する議論があり、育休制度の充実や、専業主婦/主夫を選択した場合の金銭的サポート、パートナーの理解の重要性が強調された。
子育て支援と行政サービスの利用に関する意見交換	・行政サービスの利用方法がわからない人や、相談先が見つけられない人への支援が必要。特に家族や友人がいない場合のサポート体制が課題。 ・子育てと仕事の両立に関する議論があり、育休制度や保育園の入園状況、男女共に働きやすい環境づくりの重要性が指摘された。 ・子育ての選択肢として、仕事を続ける場合と専業で子育てに専念する場合があり、それぞれのニーズに応じた支援(金銭的支援、保育サービスなど)が必要。 ・坂井市のキャラクターについての説明があり、その由来や特徴について議論された。

■議論まとめ「オンライングループ」

項目名	主な意見(抜粋)
こどもの居場所づくりと放課後の過ごし方に関する意見交換	・自身の小学生・中学生時代の経験を共有。特に放課後の過ごし方について議論。 ・児童クラブが重要な居場所として機能していたが、3年生以降は利用できないケースや、耐震工事で閉鎖されたケースがあった。 ・親が仕事で帰宅が遅い場合、学校の図書館で1人で待つしかない状況があり、適切な居場所の必要性が指摘された。 ・こどもたちの交流の場を確保することの重要性が共通認識として挙げられた。
放課後の居場所と交流機会に関する課題と改善点について	・児童クラブや児童館など、放課後の居場所について議論。中学生向けの施設が不足している点が指摘された。 ・交通手段の制限(バスや電車の時間制限、送迎の必要性)により、行動範囲や活動時間が制限されている問題が共有された。 ・遊び場の不足(遊具のない広場など)や、人と交流する機会の少なさが課題として挙げられた。 ・ボランティア活動は異年齢との交流機会として有意義だが、参加できる機会が少ない、または距離的な制約があるという指摘があった。
坂井市の住みやすさと子育て支援に関する意見交換	・学校外での交流について話し合い、わんぱく少年団やオンラインコミュニティなどの経験を共有した。 ・外国人との交流機会の不足が課題として挙げられ、特に学校外での地域における交流の必要性が指摘された。

	・ 坂井市の居住継続意向について、子育て支援の充実(医療費無料、クーポン制度など)が評価される一方、交通の利便性や就職機会の面で課題があると指摘された。 ・ 市内のイベント情報がより自然に入手できる仕組みの必要性が指摘された。
放課後のこどもの居場所づくりと年齢制限のない交流スペースについて	・ 主な課題として、子育て支援、就職の不安、公共交通機関の改善、こどもの居場所づくりが挙げられた。 ・ こどもの居場所づくりについて、以下の提案があった。 ・ 学校と連携したこども食堂の設置。 ・ 年齢制限のない交流スペースの設置。(小学生から大学生、一般人まで) ・ オンラインでの交流の場の提供。(15人程度の小規模なコミュニティ) ・ 現在の児童クラブは3年生までという制限があり、それ以降のこどもたちの居場所確保が課題となっている。
こどもの居場所づくりと坂井市の生活支援サービスについての意見交換	・ 児童クラブについて、小学生だけでなく中高生やおともも集まれる場所にしたいという提案があり、こどもの孤独を防ぐための居場所づくりが重要との意見が出た。 ・ こども食堂について、親の都合で食事時間が遅くなる家庭の受け皿として機能する可能性が指摘された。 ・ オンラインの居場所づくりについて、無制限に広がるのではなく15人程度に限定した、現実社会の延長として機能する空間を作るという提案があった。 ・ 坂井市の課題として、公共交通機関の利便性向上や、既存のタクシーチケットシステムの時間制限緩和などが必要との意見が出た。

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと進捗

第2期計画の量の見込みに対する最新の進捗は以下のとおりです。

① 教育・保育事業

1号認定の実利用人数は令和2年度以降増加傾向となっており、令和5年度には実績が見込みを上回っています。2号認定の実利用人数は減少傾向となっており、令和5年度には実績が見込みを下回っています。3号認定の実利用人数は1,300人台～1,400人台で推移しており、令和2年度・3年度・5年度において実績が見込みを上回っています。

単位:実利用人数(人)/年間

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	163	2,041	1,412	3,616	161	2,008	1,395	3,564	152	1,904	1,393	3,449
実績	103	2,087	1,432	3,622	138	2,040	1,368	3,546	113	1,935	1,327	3,375
進捗率	63.2%	102.3%	101.4%	100.2%	85.7%	101.6%	98.1%	99.5%	74.3%	101.6%	95.3%	97.9%

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
量の見込み	104	1,840	1,343	3,287	99	1,752	1,352	3,203
実績	173	1,824	1,379	3,376	-	-	-	-
進捗率	166.3%	99.1%	102.7%	102.7%	-	-	-	-

② 延長保育事業

令和2年度から令和4年度にかけて実利用人数は1,000人台～1,100人台で推移していましたが、令和5年度には845人と1,000人を下回り、進捗率も6割台となっています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	1,403 人	1,382 人	1,341 人	1,305 人	1,283 人
実績	1,134 人	1,009 人	1,119 人	845 人	-
進捗率	80.8%	73.0%	83.4%	64.8%	-

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった児童について、養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。令和3年度以降は、延べ利用日数の減少傾向が続いています。

単位：延べ利用日数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	9人日	11人日	13人日	15人日	17人日
実績	23人日	23人日	15人日	8人日	-
進捗率	255.6%	209.1%	115.4%	53.3%	-

④ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。令和2年度から令和3年度にかけて延べ利用回数は減少していましたが、令和4年度以降は増加に転じ、令和5年度には33,241人となり、高い進捗率となっています。

単位：延べ利用人数・回数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	41,367 人回	39,712 人回	38,124 人回	36,599 人回	35,135 人回
実績	28,921 人回	26,316 人回	27,222 人回	33,241 人回	-
進捗率	69.9%	66.3%	71.4%	90.8%	-

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい方と、援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本市では、当該事業に代わるものとして、すみずみ子育てサポート事業での対応を続けています。

単位：延べ利用日数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	-
進捗率	-	-	-	-	-

⑥ 一時預かり事業(幼稚園型)

延べ利用回数は令和3年度に1,463人日まで減少していましたが、令和4年度以降は増加に転じ、令和5年度には10,123人日と10,000人日を上回っています。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	1,679 人日	1,652 人日	1,566 人日	4,675 人日	4,441 人日
実績	3,046 人日	1,463 人日	5,883 人日	10,123 人日	-
進捗率	181.4%	88.6%	375.7%	216.5%	-

⑦ 一時預かり事業(幼稚園型除く)

令和2年度以降の延べ利用日数は2,000人日台で増減を繰り返しており、令和5年度には2,741人日で進捗率は93.3%となっています。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	3,130 人日	3,060 人日	2,990 人日	2,937 人日	2,882 人日
実績	2,423 人日	2,957 人日	2,540 人日	2,741 人日	-
進捗率	77.4%	96.6%	84.9%	93.3%	-

⑧ 病児・病後児保育事業

令和2年度以降、延べ利用日数、進捗率ともに増加傾向となっており、令和4年度には進捗率が100%を上回り、令和5年度には3,471人日、160.5%となっています。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	2,312 人日	2,260 人日	2,205 人日	2,162 人日	2,116 人日
実績	1,048 人日	1,940 人日	2,287 人日	3,471 人日	-
進捗率	45.3%	85.8%	103.7%	160.5%	-

⑨ 利用者支援事業

基本型と母子保健型の合計2か所で事業を実施していましたが、令和6年度からこども家庭センター型が創設されたことにより、本市では、基本型を一旦終了し、母子保健型をこども家庭センター型へ移行して、対応を続けています。

単位:か所数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所
進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

⑩ 放課後児童クラブ事業

低学年・高学年ともに令和4年度～令和6年度にかけて増加傾向となっており、令和5年度・6年度には低学年・高学年ともに実績が見込みを上回っています。

単位:登録児童数(各年4月1日現在)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	1,511人	440人	1,951人	1,459人	431人	1,890人	1,453人	417人	1,870人
実績	1,454人	530人	1,984人	1,392人	440人	1,832人	1,390人	433人	1,823人
進捗率	94.1%	112.7%	98.3%	95.4%	102.1%	96.9%	95.7%	103.8%	97.5%
	令和5年度			令和6年度					
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計			
量の見込み	1,400人	435人	1,835人	1,373人	403人	1,776人			
実績	1,440人	472人	1,912人	1,463人	493人	1,956人			
進捗率	102.9%	108.5%	104.2%	106.6%	122.3%	110.1%			

⑪ 妊婦健診事業

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減のため、妊娠届出時に健診受診券を配布し、周知・啓発を行っています。令和2年度以降、実利用人数は550人前後で推移し、延べ利用回数は6,500人回前後で推移しています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	569人	557人	544人	533人	523人
実績	554人	550人	551人	522人	-
進捗率	97.4%	98.7%	101.3%	97.9%	-

単位:延べ利用回数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	7,966人回	7,798人回	7,616人回	7,462人回	7,322人回
実績	6,391人回	7,065人回	6,430人回	6,562人回	-
進捗率	80.2%	90.6%	84.4%	87.9%	-

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児・産婦の心身の状況、養育環境の把握、育児等の助言を行っています。実利用人数は550人前後で推移しており、全数訪問を目指していきます。

単位：実利用人数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	575 人	563 人	550 人	538 人	528 人
実績	516 人	557 人	515 人	535 人	-
進捗率	89.7%	98.9%	93.6%	99.4%	-

⑬ 養育支援訪問事業

妊娠届出時の面接や医療機関、関係機関との連携により継続支援が必要な乳児・妊産婦を把握し、家庭環境に応じた適切な相談・助言・指導を行っています。

単位：実利用人数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	81 人	81 人	81 人	81 人	81 人
実績	44 人	40 人	48 人	30 人	-
進捗率	54.3%	49.4%	59.3%	37.0%	-

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う食事の提供に要する費用及び日用品等の購入費用等を助成する事業ですが、支給児童数の減少が続いています。

単位：支給児童数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
実績	16 人	13 人	6 人	4 人	-
進捗率	133.3%	108.3%	50.0%	33.3%	-

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

令和2年度から令和5年度にかけて実績はありませんでした。

単位：実利用人数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月1日現在)
量の見込み	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
実績	0 人	0 人	0 人	0 人	-
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

第3章 計画の基本的な考え方

1 こども・子育ての基本理念

坂井市では、まちづくりの基本は「ひと」とであるという姿勢のもと、将来を担うこどもたちが、夢を抱きながら自信を持って育っていける環境を地域ぐるみで整え、協働のまちづくりを発展させてきました。

こどもは社会の希望でもあり未来でもあります。こどもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、将来の社会を担う次代を育むことでもあり、地域全体で取り組むべき重要な課題の一つであると考えられます。

そうした中、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が、令和5年4月1日に施行されました。

こども・若者の権利について坂井市では、人権教育・保育の推進といった施策・事業のなかで進めてきましたが、こども・若者の権利を第一に尊重するといった面では、施策・事業をさらに向上させていくことが必要となります。

また、子育て家庭を取り巻く環境においても、核家族化や女性の社会進出の加速化、地域のつながりの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手が少なくなり、子育てが孤立化し、その負担感が大きくなっていることが懸念されます。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定においては、こども・若者をはじめ、子育て当事者たちが、心豊かに育ち、将来の社会をつくりあげる原動力となるよう、第1期計画・第2期計画と2つの期間に渡り進めてきた施策・事業の各取組において、継承すべき基本的な視点（こどもや若者、家庭や地域が笑顔で育っていくこと）を踏まえるとともに、時代の潮流を捉えることにより、多様化するニーズに対応する施策の展開も検討しています。

また、基本理念については、第1期計画・第2期計画と2つの期間に渡り掲げてきた「笑顔が育てる、笑顔で育つ、未来を担う坂井っ子」の方向性を、こども計画に掲げられた、こども一人ひとりが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」に合わせることとし、その具現化を目指していきます。

笑顔が育つ
笑顔が育てる
こどもまんなか坂井

2 基本目標

本計画は、3つの基本目標に基づき策定しました。

1 誰一人取り残さず、こども・若者が笑顔で育つまち

こども大綱に記載があるとおり、「子育て」をおとなになるまでと捉え、こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることのないよう、施策の推進を図ります。

また、すべてのこども・若者が自分らしい幸せを実現できる「こどもまんなか社会」を目指して、こども・若者を権利の主体とし、その人権を尊重する社会の構築を進めるとともに、安心して暮らすことができる環境や健やかな成長につながる体験機会等を確保することにより、すべてのこども・若者が最善の利益を享受できるよう、その個性や成長、ニーズに応じた支援の充実を図ります。

2 生まれる前からおとなになるまで、こども・若者が笑顔で育つまち

こども大綱では、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージ(こどもの誕生前、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまで)に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げています。

一方、それぞれのライフステージには特有の課題があり、それらが、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが必要です。

生活習慣や就労形態の変化などにより、保護者のニーズも多様化するなか、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合うとともに、ライフステージに応じた切れ目ない対応で、こども・若者の健やかな成長と自己実現を後押しするまちづくりを推進します。

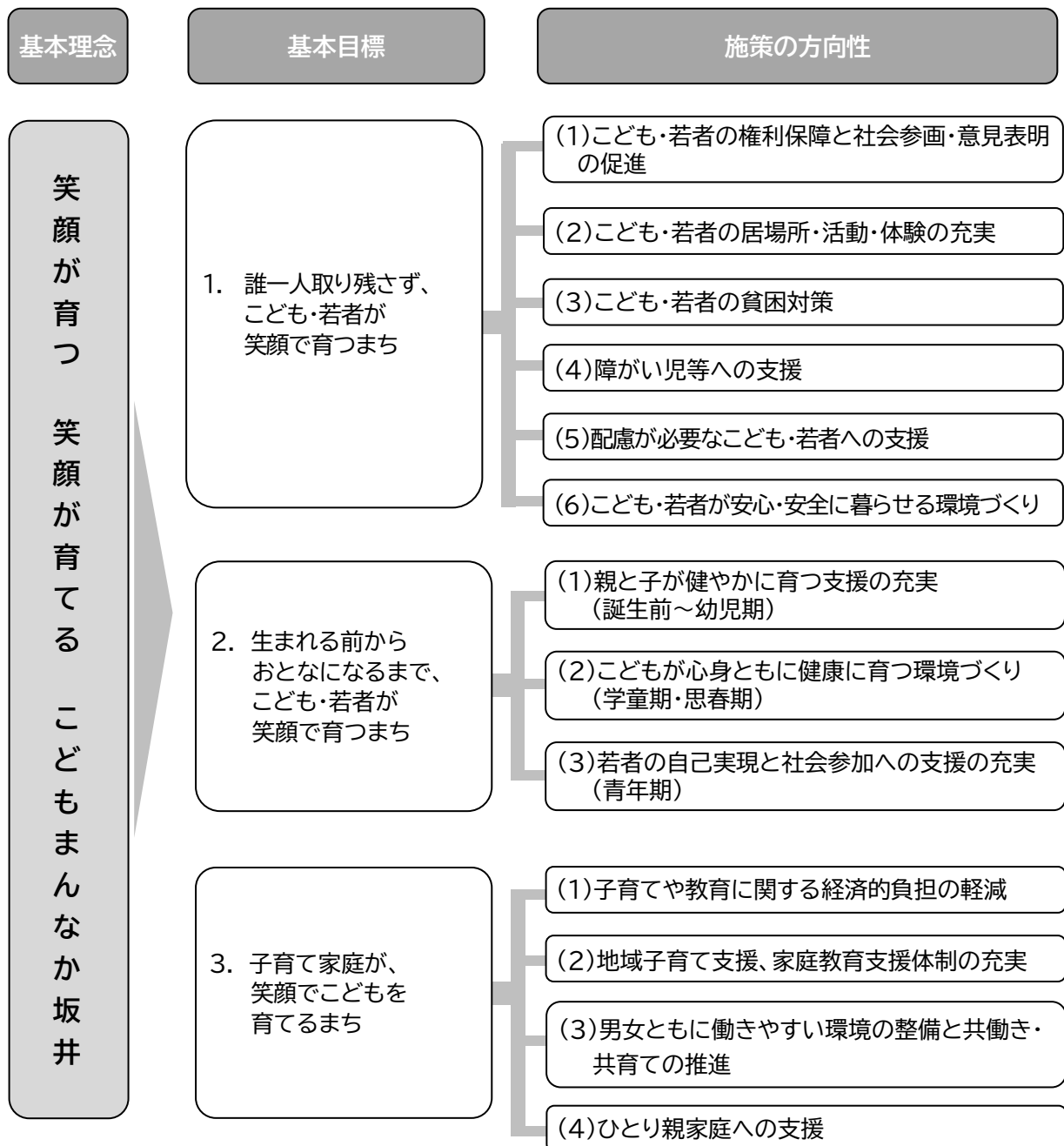
3 子育て家庭が、笑顔でこどもを育てるまち

こども大綱では、子育て当事者について、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康でゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要としています。

しかしながら、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、保護者や家庭を取り巻く状況は刻々と変化しており、課題の複合化・複雑化が進行しています。

今後は、様々な分野において、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、子育て当事者が安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進します。

3 施策の体系



4 基本目標における現状と課題

1. 誰一人取り残さず、こども・若者が笑顔で育つまち

こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針においては、すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権を守られ、その多様な人格・個性を尊重されるとともに、すべてのこどもの今とこれからにとって最善の利益を図ることが示されています。

坂井市では、今までも人権教育・保育、人権啓発活動を推進してきましたが、その活動に加え、新たに令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、こどもの権利の周知啓発を充実させることにより、こども・若者が権利の主体であることを共有できる社会の構築を目指します。

一方、こどもの生活や成長に影響を及ぼす、児童虐待やこどもの貧困問題など、こどもを取り巻く課題が深刻化する中、こども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重する環境づくりを推進する必要があります。

こどもの権利を侵害する児童虐待やこどもの貧困問題について、坂井市の統計データでは、児童虐待件数は令和元年度以降、減少傾向となっていますが、令和5年度には増加に転じています。

貧困問題では、生活保護被保護人員、被保護世帯数が増加傾向となっており、中でも18歳未満の被保護人員数は令和元年度から令和5年度にかけて5倍と大きく増加しています。

さらに、特別支援学級・通級指導の在籍者数の推移をみると、全体的に増加傾向となっており、通級指導については小学校、中学校ともに令和元年度から令和5年度にかけて2倍近く増加しています。

統計データの結果からも、こどもの権利につながる項目について施策の充実を図ることが求められます。

また、こども・若者が心身ともに健やかに成長するためには、犯罪や事故に巻き込まれることなく、安心・安全に生活することができる環境づくりも必要です。

坂井市では、公園や道路環境、公共施設等のハード面の整備とともに、見守り体制や防犯対策等のソフト面の充実を図ってきました。

今後は、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、笑顔で自分らしく社会生活を送ることができるよう、ライフステージを通して良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるまちを目指します。

2. 生まれる前からおとなになるまで、こども・若者が笑顔で育つまち

こども大綱においては、「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援することが重要事項として示されています。

すべてのこどもが健やかに成長していくためには、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築し、親子の心身における健康の保持・増進をすることが必要です。

このような状況の中、坂井市では女性の労働力率が高く社会進出が進んでいることから、幼児期の教育・保育の事業の充実を図り、質・量両面の向上を進めてきました。

アンケート調査では、定期的な教育・保育事業における満足度がすべての項目において前回調査より上昇していることから、事業に対するニーズの充足がみられます。

また、さらに、放課後児童クラブ等、こどもの居場所に関する事業は利用者数が増加傾向となっていることから、更なるニーズに対応できる体制の整備が求められます。

今後は、誕生前から幼児期、学童期・思春期といった第2期子ども・子育て支援事業計画より進めてきたライフステージの施策の充実を図るとともに、青年期と呼ばれる若者の自己実現と社会参加への支援も視野に入れた施策を促進することにより、こどもから若者に至るまでのライフステージを網羅した切れ目ない対応で、こども・若者が笑顔で健やかに育ち、自立できるまちづくりを推進します。

3. 子育て家庭が、笑顔で子どもを育てるまち

こども大綱では、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要とされています。

しかしながら、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況は変化しており、子育ての負担や不安、孤立感は大きなものになっています。

坂井市においても、核家族世帯は増加傾向となっており、アンケート調査の結果をみると子育てに対する不安や悩みのある家庭、子育てを気軽に相談できる人や場所がない家庭が一定数見られることから、子育てに対応する相談体制や子育て家庭同士の交流、子育て力強化等の支援が必要です。

また、女性労働力率が高いことから育児と仕事を両立している女性が多いことも見受けられます。

そのような状況の中、育児休業の取得割合は母親で7割、父親では1割を超えるなど、母親・父親ともに前回調査よりその割合は増加しているものの、父親の育児休業取得割合は依然として低く、育児休業に対する意識の希薄がみられます。

今後は、子育て当事者を地域ぐるみで支えていけるよう、子育て支援に関する地域活動の支援や子育て相談・交流を推進し、地域全体での子育て意識の向上を図ることにより、子育て当事者が、笑顔で安心して子どもを育てることができるまちを目指します。

第2部 各論

第4章 基本施策の展開

基本目標1 誰一人取り残さず、こども・若者が笑顔で育つまち

(1)こども・若者の権利保障と社会参画・意見表明の促進

令和5年4月に施行された「こども基本法」について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを周知啓発し、こどもの権利についての理解を深める取組を推進します。

すべてのこども・若者が市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的な参加を促進するため、意見表明機会や社会的活動に参画する機会の確保に取り組みます。

① こども・若者の人権を守る環境づくり

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
001	こども基本法等 周知啓発	こども基本法やこども大綱、こどもの権利について様々な手法によりこどもやおとなへの広報・啓発を行う。	子ども 福祉課	新規	
002	人権教室	人権擁護委員が市内小学校にて、児童を対象に、いじめ等の人権問題について講話などを行う。児童が相手への思いやりの心や生命の尊さを学び、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として啓発活動を行う。	総務課		
003	人権の花活動	坂井高校生徒が生産したマリーゴールドの花苗を市内小学校に配布し、その花を児童が協力して育てることにより、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心をはぐくみ、やさしさと思いやりの心を体得することを目的として行う。	総務課		
004	SOS ミニレター の配布	学校におけるいじめを始めとするこどもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、児童・生徒に法務省が作成した「こどもの人権 SOS ミニレター」を配布する。	学校 教育課	新規	219
005	道徳教育・人権教育	各学校で人権教育推進計画を作成。児童・生徒に対し道徳の時間等で人権に関する授業を実施する。	学校 教育課	新規	220
006	保育士の研修	保育士の資質向上のため、さまざまな研修に参加し、こどもたちが安心安全な園生活を送れるように取り組むとともに、保護者との信頼関係を構築を図る。	保育課		

(※新規…第2期子ども・子育て支援事業計画及び中間改定版において、施策等として記載されていなかったもの。以下同じ。)

② こども・若者の社会参画・意見反映の仕組みづくり

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
007	こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり	こども・若者の視点に立った施策を推進していくため、庁内各課の事業にこども・若者の参加や意見を聴く機会づくりを促す。	子ども福祉課	新規	
008	デジタル帰宅部・アナログ企画部	デジタル帰宅部は本市に縁のある高校生を対象に、オンライン(マインクラフト)上でまちづくりを考え、形にしていく。また、そこで出たアイデアの実現に向けて様々なおとなと共に検討・交渉・実施を経験することで、生徒自身の成長やまちづくりへの興味・参画意識の向上を図る。	企画政策課	新規	
009	あわら坂井ふるさと創造推進協議会(アズAS☆)	坂井市、あわら市の賛同企業で構成。高校生を対象にふるさと教育やキャリア教育を行い、地元への理解やシビックプライドを醸成してUターンや将来にわたる関係人口の増加を図る。	企画政策課	新規	051
010	はたちのつどい	20歳になる市民等を対象とし、「はたちのつどい」として実施することで成人としての社会的責任への自覚を改めて促し、ふるさと坂井市への想いや地元での活躍、地域貢献への意識醸成を図る。	生涯学習スポーツ課	新規	
011	まちづくりカレッジ	持続可能な地域社会形成のための人材育成の場。毎年テーマを決め、独自に構築したプログラムをもとに、地域における課題解決型まちづくりのフロントリーダーを育成する。高校生からおとなまで、受講者のさまざまな視点で、具体的なまちづくりプランを完成させる。	市民協働課	新規	
012	市民活動応援助成事業	地域課題の解決に向けて住民主体で企画したプランを実現する意欲と実行力のある者に対し、補助金を交付し実践を支援する。まちづくりカレッジを修了した高校生が自ら企画し、実践するなど、こどもの主体的な地域参画の機会を創出している。	市民協働課	新規	
013	市民ゼロカーボンワークショップ	SDGs に掲げる 17 の目標について理解を深め、また、様々な要因が複雑に絡み合うことで気候変動を引き起こし、地球温暖化による危機事象について学ぶ。学びを通じて日常生活の中でできる脱炭素アクションプランを市へ提案する。	環境推進課	新規	
014	緑の少年団活動支援事業	緑の尊さを学び、緑を育てる喜びを体験する活動に対し支援することで、こどもたちの緑化に対する意識の高揚を図る。	林業水産振興課	新規	

(2) こども・若者の居場所・活動・体験の充実

こども・若者がすべてのライフステージにおいて、日常生活の中で身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、居場所づくりとこども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、活躍できる機会づくりに努めます。

① こども・若者の居場所の充実

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
015	こども食堂の運営助成	地域にある様々な場所で、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる活動に助成する。	子ども福祉課	新規	060
016	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)	地域子育て支援拠点として、子育て中の悩みや育児ストレスの解消、友達づくりの場として、教室や相談会を実施する。	子ども福祉課		264
017	児童小遊園地遊具整備補助事業	児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。	子ども福祉課		
018	児童館活動事業	現在児童館で実施している放課後児童クラブを閉園となった幼稚園舎へ移動することにより、児童館機能の充実を図る。	保育課		
019	放課後児童クラブ事業	昼間、保護者のいない小学生を学校等で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導等を行う。	保育課		
020	学校施設の開放	市民の交流活動のために学校施設を開放することで、地域に開かれた学校を目指すとともに、施設の利活用を図る。	教育総務課		
021	放課後子ども教室事業	放課後や週末等に、地域住民の参画を得て、学校・コミュニティセンター等を利用し、地域住民とこどもたちがふれあう講座を実施するとともに、世代を超えた交流を促進し、こどもたちの居場所づくりや共生する力の育成を図る。	生涯学習スポーツ課		
022	コミュニティセンター開放	これまでのコミュニティセンターの自由来館をより推進するため、スペースの確保や図書やボードゲーム等の充実を図り、こども達にとって魅力的な居場所づくりを目指す。	市民協働課	新規	
023	地域活動支援センター事業	障がいのある人に創作活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進等の支援を行う。	社会福祉課	新規	

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
024	子どもの遊び場整備事業	公共施設の改修等により、天候にかかわらず子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場を整備し、心身ともに健やかなこどもの育ちを支援する。県の補助制度等を活用しながら、令和8年度までの完成・運営を目指す。	生涯学習スポーツ課		
025	子どもの遊び場管理運営事業	整備されたこどもの遊び場について、令和8年度以降の管理・運営を行う。	子ども福祉課	新規	
026	スポーツ施設の整備	こどもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園等スポーツ施設の整備を計画的に進める。	生涯学習スポーツ課		
027	集会等施設整備への助成	コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	市民協働課		
028	公園維持管理	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	都市計画課		
029	こどもまんなか公園づくり支援事業	江留上公園、東十郷中央公園等については、こども遊び場確保や地域住民の交流の場、憩いの機会の創出のために公園再整備を行う。	都市計画課	新規	
030	児童小遊園地遊具設備修繕助成事業	各行政区に設置されている遊具の修繕に対して助成金を交付する。	社会福祉協議会		

② 多様な遊びの体験や活躍できる機会づくり

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
031	保育(所)園等地域活動事業	保育園等において、地域や世代間とのつながりを深めるために幅広い活動を行う。	保育課		276
032	学校図書館支援事業	学校図書館運営の充実のため、各学校に司書教諭を配置し、児童・生徒の読書活動の推進を図る。	学校教育課		
033	地域ふれあい交流事業	どろんこ教室等の体験学習を通し、こどもたちの交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課		
034	企業訪問・職場体験	企業や事業所等(以下、企業等)を訪問し、働くことの意義、SDGs・地域活性化等の取組、社会との関わりについて理解を深め、将来にわたって地域の一員として貢献しようとする態度を育てる。	学校教育課	新規	
035	探求学習アドバイザー	探究的な学びを推進するための支援を児童・生徒及び教職員に行い、子どもが主役となる授業づくりを実現する。	学校教育課	新規	200

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
036	外国語教育	低学年から英語に慣れ親しむ外国語活動を導入し、小学校から中学校まで段階的な英語教育を実現する。	学校教育課	新規	201
037	プログラミング教育	発達段階に合わせたプログラミング教育を実施し、実生活で問題解決を図る際に必要となるプログラミング的思考を育む。	学校教育課	新規	202
038	スポーツ少年団事業	多くのこどもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して健やかな心身を育成する。	生涯学習スポーツ課		
039	わんぱく王国事業	市内小学校の全児童を対象とし、坂井市の豊かな自然体験プログラムを通して児童の健全育成に寄与することを目指す。	生涯学習スポーツ課		
040	坂井・延岡ジュニア交流事業	宮崎県延岡市と坂井市の姉妹都市交流事業の一環として、小学生を対象に両市の名所旧跡を学習することで人的交流を図り、両市の縁を強めつつ、郷土愛の醸成を目的とする。	生涯学習スポーツ課	新規	
041	国際交流推進事業	国際理解教育の一環として市内の中高生を英国に派遣するとともに英国生徒を坂井市に招へいし、交流を深める中で国際化時代に対応した人材の育成を図る。	生涯学習スポーツ課	新規	
042	子ども会育成事業	坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通してこどもの健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課		
043	社会教育団体育成事業	社会教育団体の自主的で健全な活動を積極的に促進するため、補助金を交付し、社会教育の発展及び市民の自主的な社会教育活動を支援する。	生涯学習スポーツ課		
044	青少年健全育成事業	坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、見守り活動啓発運動や、心の教育講演会を開催する。	生涯学習スポーツ課		133
045	文化芸術による子どもの育成事業	小・中学校において、芸術家の公演等を行うことで、こどもたちの優れた文化芸術の創造に資することを目的とし、文化の担い手となるこどもたちの発想力やコミュニケーション能力等を育成する。	文化課		
046	古代体験まつり	古代に生きた人々のものづくりや体験を通して楽しく歴史に触れる機会とし、また坂井市に関わる古代の歴史を学ぶ。	文化課	新規	

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
047	こども文化体験 教室	伝統文化に触れる機会が少ないこどもたちに対し、日本の伝統文化を体験することができる機会を設けることで、地域の伝統文化への関心を高め、過疎化や少子高齢化に伴う、担い手不足の解消や地域の伝統文化の継承につなげる。	文化課	新規	
048	乳幼児期における読書活動事業	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を実施する。	図書館		
049	子どもの読書活動推進事業	こどもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	図書館		
050	保育園・学校、コミュニティセンターでの食育出前講座	食生活改善推進員が小学生に味噌づくり、炊飯体験教室、伝承料理教室等を実施する。	健康 増進課		
051	あわら坂井ふるさと創造推進協議会(アズAS☆)	坂井市、あわら市の賛同企業で構成。高校生を対象にふるさと教育やキャリア教育を行い、地元への理解やシビックプライドを醸成してUターンや将来にわたる関係人口の増加を図る。	企画 政策課	新規	009
052	赤ちゃん抱っこ体験学習	中学生が乳児の保護者から育児体験談を聞くことや乳児の様子を見ることで、男女が社会の対等なパートナーとして共に家事・育児に参画する意識を醸成する。また、出産や育児に対する関心を高め、結婚してこどもを産み育てることの大切さに気付くきっかけをつくる。	結婚 応援課	継続	215
053	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児等あらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期からおとなまで出前講座等を通して意識啓発に努める。	結婚 応援課		296
054	ストップ地球温暖化対策授業	小学6年生を対象に地球温暖化の原因と影響、その対策を学習する。 こどもが中心となって、家庭でできる温室効果ガス削減の取組を家族ぐるみで実践できるよう育成する。	環境 推進課	新規	
055	気候変動ミステリー授業	中学3年生を対象に地球温暖化防止策や気候変動適応策を学習する。 気候変動を自分事として捉え、地域資源を活かしながら、脱炭素化と地域課題解決を同時に実践できるフロンティアリーダーを育成する。	環境 推進課	新規	

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
056	まちづくりスクール	市内小・中学校及び高校のふるさと教育支援として、総合的な学習(探究学習等)をサポートする。まちづくりカレッジの教材を活用。地域課題を知ったり、解決を考えたりすることを通して、将来の地域を担う人材を育成する。	市民 協働課	新規	
057	おさかな料理教室	子育て世代を対象とした魚を使った料理教室を開催する。	林業 水産 振興課	新規	
058	木育イベント推進事業	親子対象の木育イベントの開催により、森林に対する理解促進を図る。	林業 水産 振興課	新規	

(3)こども・若者の貧困対策

こどもがその生まれ育った環境にかかわらず、前向きな気持ちで夢や希望を持って、健やかに成長していくことができるよう、子育て家庭への経済的な負担軽減や、就労支援、学習支援、相談支援などさまざまな分野の施策を横断的かつ重層的に活用することで、こども・若者の貧困対策を総合的に取り組みます。

※ひとり親家庭への支援事業は、「基本目標3 子育て家庭が、笑顔でこどもを育てるまち」の(4)ひとり親家庭への支援に記載します。

① 相談及び教育の支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
059	こども家庭センターにおける相談支援	すべてのこどもが夢や希望を持ち成長していけるよう、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援等、包括的に実施する。	子ども福祉課	新規	076 109 147 263
060	こども食堂の運営助成	地域にある様々な場所で、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる活動に助成する。	子ども福祉課	新規	015
061	自立促進サポート事業(生活困窮者自立支援事業)	専門職種を配置した相談支援窓口(自立相談支援機関)を設置し、多様で複合的な課題を抱える世帯に対し、他方・他施策の窓口や関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う。	福祉総合相談課		
062	子どもの学習支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援及び保護者も含めた生活環境等の改善に関する支援を実施する。	福祉総合相談課		
063	アウトリーチ(訪問支援)事業	ひきこもりなど制度の狭間で既存制度の対象とならず、必要な支援が届いていない人や、自ら支援につながる事が難しい人を対象に、訪問や電話等による継続的な伴走支援を行う。	福祉総合相談課	新規	226
064	参加支援事業	本人のニーズや課題を把握し、市社協等との連携により、社会参加や社会とのつながりづくりに向けた支援(社会資源の開拓、ボランティア活動、余暇活動)を行う。	福祉総合相談課	新規	
065	ひきこもりサポート事業	ひきこもりの状態にある人や家族からの相談に対応するとともに、継続的な訪問支援を行う。また、ひきこもりの状態にある人に居場所を提供することで、社会参加に向けた支援を行う。	福祉総合相談課	新規	227

② 生活の安定に向けた支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
066	家計改善事業 (生活困窮者自立支援事業)	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計再生の計画及び家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出すよう支援する。	福祉 総合 相談課		
067	住宅要配慮者相談支援事業	低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人に対し、総合的な相談対応・支援を行う。	福祉 総合 相談課	新規	
068	市営住宅の供給	市営住宅の計画的な改修や維持管理等の実施を進め、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給し、生活の安定や福祉の増進を図る。	都市 計画課	新規	

③ 保護者の就労支援と経済的支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
069	生活保護事業	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。	福祉 総合 相談課	新規	
070	就労支援事業 (生活保護受給者等就労自立促進事業)	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福祉総合相談課)との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を整備し、生活保護受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。	福祉 総合 相談課		231 310
071	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	支援対象者の基礎的な能力・希望・家庭環境・生活歴等を丁寧に把握し、支援プランを作成するとともに、就労に向けて効果的な支援を行う。	福祉 総合 相談課		232
072	児童・生徒就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対して、給食費・学用品費・新入学用品費・修学旅行費・校外活動費・通学費等、学校生活に必要な経費の一部を援助する。	学校 教育課		250
073	求人情報の提供	ハローワークが毎週発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。	商工 労政課		300
074	坂井市企業キャリア支援事業補助金	坂井市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用し転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業者に対して支援する。	商工 労政課		301
075	職業訓練の周知・紹介	県等が実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工 労政課		302

(4)障がい児等への支援

障がいのあるこどもの発達や将来の自立、社会参加を目指し、個々の特性や支援ニーズに応じた適切な支援へ早期につなげるための環境づくりを推進します。

① 相談支援及びインクルージョンの推進

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
076	こども家庭センターにおける相談支援	幼児健診や保育園等・学校との連携により、障がい児が「気になる段階」から、相談支援を行う。また、児童発達支援センターや障がい福祉担当課と連携し、支援体制を検討する。	子ども福祉課	新規	059 109 147 263
077	発達相談（ひまわり相談）	こどもの言葉遅れや情緒面での発達の不安等に対して小児科医等、専門スタッフが個別及び小集団教室において相談を受け、かかわり方について助言を行い、必要時は専門機関へつなげる。	子ども福祉課		170
078	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける。	子ども福祉課	新規	117 171
079	気になる子のフォロー体制の充実	保育園等から小学校へと切れ目なく支援できるよう児童の状況について情報共有し、支援体制を検討する。	保育課		118
080	地域障害児支援体制強化事業	障がい児支援専門職が障害児の通う地域の保育所や放課後児童クラブ等への巡回支援を行い、保育園等の障がい児への支援力の向上を図り、インクルージョンの推進を図る。	社会福祉課	新規	289
081	障害者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関への助言、権利擁護のために必要な援助等を行う。	社会福祉課	新規	
082	民生委員児童委員活動	地域のこどもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は、学校・保育園等を訪問し、情報共有や情報交換を行うほか、民生委員児童委員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課		119 288

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
083	学級運営支援事業	小・中学校における支援を必要とする児童・生徒の学習面、生活面の支援体制の充実を図る。	学校教育課		204
084	特別支援教育事業	心身に障がいのあるこどもや気がかりなこどもの教育に関して、個に応じた教育を受けられるよう支援する。	学校教育課		
085	学校における医療支援体制の充実	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒の支援、受入体制、環境整備等を検討する。また、医療的ケア児支援員を配置する。	学校教育課	新規	
086	気になる子のフォロー体制の充実	各関係機関と包括的に情報共有をし、障がいをもつ児童・生徒の支援の引継ぎの体制を整える。	学校教育課		
087	校内支援会議	各学校において特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な支援の検討・計画を行い、指導体制の充実を図る。	学校教育課	新規	120
088	特別支援教育スキルアップ事業	校内支援会議の支援や研修会への参加促進など、教員の特別支援教育に関する資質向上を図る。	学校教育課	新規	

② 地域生活支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
089	保育カウンセラー事業	気がかりなこどもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育園等を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。	保育課		189
090	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	保育園等での医療的ケア児の受入のため、保健・医療・福祉関係者の連携の下、保護者と面談し、必要な支援体制を整えていく。	保育課		191
091	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。	社会福祉課		
092	特別支援学校通学事業	坂井市内から特別支援学校に通学する児童・生徒に対して通学バスを運行し、就学支援を行う。	社会福祉課		
093	児童発達支援	就学前の児童を対象とし、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への参加のための支援を行う。	社会福祉課	新規	

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
094	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。	社会福祉課	新規	
095	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等を受けるために外出が著しく困難な就学前の児童に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行う。	社会福祉課	新規	
096	保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育園、学校等を訪問し、障がい児や保育園、学校等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う。	社会福祉課	新規	
097	居宅介護	障がい児等の自宅での入浴、排せつ、食事の介助等を行う。	社会福祉課	新規	
098	短期入所(ショートステイ)	障がい児等の保護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	社会福祉課	新規	
099	日中一時支援事業(地域生活支援事業)	日中、障がいのあるこどもを一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図る。	社会福祉課	新規	
100	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、ガイドヘルパーを派遣する。	社会福祉課	新規	
101	日常生活用具給付事業	在宅の障がいのあるこどもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。	社会福祉課	新規	
102	補装具費支給事業	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付や、修理等を行う。	社会福祉課	新規	

③ 経済的支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
103	障害児福祉手当支給事業	身体または知的発達の重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の方に支給する。	社会福祉課		
104	重症心身障害児(者)福祉手当支給事業	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのあるこども(人)の保護者で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない児童を介護する方に支給する。	社会福祉課		

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
105	特別児童扶養手当支給事業	身体または知的発達に障がいのある 20 歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に国が支給する。	社会 福祉課		
106	重度障害者(児)医療費助成事業	重度の障がいのあるこどもの健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	社会 福祉課		262
107	自立支援医療費支給事業 (育成医療費支給事業)	身体に障がいがあるかまたは現疾患を放置すると将来一定の障がいが残ると認められるこどもに対し、手術等の治療等によりその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、経済的負担を軽減するためその治療に要する費用の一部を助成する。	社会 福祉課		

(5)配慮が必要なこども・若者への支援

社会的養護が必要なこども・若者が安心して生活できるよう適切な支援を行う必要があります。相談内容も複雑化・多様化しているため、保健、医療、福祉、保育、教育など関係機関等と連携し、相談機関の体制や専門性の充実を図ります。

① 包括的な支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
108	多機関協働事業 (健康福祉部内)	障害や虐待、ヤングケアラー、貧困等の支援について、重層的支援会議の実施し、各機関の支援の役割分担や支援方法を検討する。	福祉 総合 相談課		287
109	こども家庭センターにおける相談支援	こども及び妊産婦の福祉並びにこどもの健全育成のための支援を円滑に行う体制としてのこども家庭センターを維持するとともに、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行う。	子ども 福祉課	新規	059 076 147 263

② 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
110	要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育園等・保健センター・警察等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図る。	子ども 福祉課		
111	保育園等・学校への気がかり児童に情報提供依頼	要保護対策協議会の進行管理台帳登録ケースについて毎月の児童の状況について情報提供を依頼する。	子ども 福祉課		
112	ヤングケアラーを把握する取組	ヤングケアラーの実態把握調査や学校、介護・障がい福祉関係機関との連携によりヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげ、生活状況や支援ニーズの把握手法や具体的な支援方法を検討する。	子ども 福祉課	新規	
113	ヤングケアラーの理解促進	福祉・介護・教育・医療の関係機関による研修開催や効果的な連携方法について検討する。	子ども 福祉課	新規	
114	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預かる。	子ども 福祉課		269
115	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	子ども 福祉課	新規	

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
116	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う。	子ども福祉課	新規	225
117	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける。	子ども福祉課	新規	078 171
118	気になる子のフォロー体制の充実	各関係機関と包括的に情報共有をし、気がかり児童の支援体制を整える。	保育課		079
119	民生委員児童委員活動	地域のこどもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は、学校・保育園等を訪問し、情報共有や情報交換を行うほか、民生委員児童委員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課		082 288
120	校内支援会議	各学校において特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な支援の検討・計画を行い、指導体制の充実を図る。	学校教育課	新規	087

③ こども・若者の自殺対策

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
121	産後うつ病問診の実施	赤ちゃん訪問時に産後うつ病問診を行い、産後うつのスクリーニングを行う。	子ども福祉課	新規	
122	地域自殺対策緊急強化事業	自殺予防を計画的に進めることができるよう、自殺対策計画に基づく事業の進捗管理を行うとともに、ハイリスク地の安全パトロール及び自殺企図者の一時保護を行う。	福祉総合相談課	新規	
123	自殺対策を支える人材の育成	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る事ができる人を養成するため、様々な職種や市民を対象するゲートキーパー養成講座を開催する。	社会福祉課	新規	
124	ストレスチェック	健診等で心の健康状態を検査し、メンタル不調の早期察知や精神疾患の発病を予防する。	健康増進課	新規	
125	こころの相談会	心理士による相談により、こころの不調について助言、医療等につなげ、精神疾患の発病を予防する。	健康増進課	新規	

(6)こども・若者が安心・安全に暮らせる環境づくり

こども・若者が安心・安全に暮らすことができるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めるとともに、昨今増加しているインターネット犯罪に対し、その危険性を理解し正しく利用できるよう、情報リテラシーの習得や保護者等に対する啓発等を促進し、安心・安全にインターネットを利用できる環境整備を推進します。

① こども・若者を犯罪や災害から守る活動と支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
126	保育園等での不審者対策	警察の協力を得て防犯教室や不審者対応訓練を実施する。また、公立園における正面玄関の電子施錠化を順次進め、安全管理に資する。	保育課		
127	学校での不審者対策	警察との連携を強化し、児童・生徒対象や教職員対象、さまざまなパターンの不審者対応訓練が設定できるようにしていく。	学校教育課		
128	情報モラル教育の実施	インターネットを適切に活用する能力を習得できるよう、インターネットやスマートフォン等の正しい知識の理解と適切な利用方法について授業や講座を実施する。ネット依存防止のため、スマートフォン等の利用に関してルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three(スリー)ルール 運動」を推進する。	学校教育課		213
129	児童・生徒のSOSの出し方教育	いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面した際の対処方法を身につけるための教育(「SOSの出し方」に関する教育)を行う。	学校教育課	新規	
130	児童・生徒のSOSに対する相談体制	学級担任、養護教諭等による長期休暇前中後の時期にかけての、学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。	学校教育課	新規	
131	合宿通学事業	自然災害に備える知識と経験を得るため、市内小学校5、6年生を対象に防災学習や小学校での宿泊避難所体験をする防災合宿を実施する。	生涯学習スポーツ課		
132	愛護センター事業	補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転灯による見守り活動・不審者対策巡回活動等を行い、青少年の健全な育成を図る。また、公共施設等に白いポストを設置し、青少年の健全育成に適切でない図書等を回収・廃棄する。	生涯学習スポーツ課		

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
133	青少年健全育成 事業	次代を担う青少年の健全な育成を図るため、見守り活動啓発運動の一環として、こども 110 番の家の整備を行ったり、心の教育講演会を開催したりする。	生涯学 習スポ ーツ課		044
134	防災行政メール による防災・防 犯情報の発信	市民が登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスに避難指示等や不審者出没情報を発信する。	危機 管理 対策課		
135	安全安心まちづ くり事業	市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりのため、安全に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を行うとともに、安全に関する教育の充実を図る。	危機 管理 対策課		
136	交通安全教室の 実施	こども、児童が被害者となる交通重大事故防止のため、小学校での自転車教室及び保育園等・小学校等での交通教室等を実施し、児童・園児及びその保護者の交通安全意識向上を図る。	危機 管理 対策課		
137	交通安全図画ポ スターコンク ールの実施	交通事故のない安全で安心なまちを目指し、児童の交通事故の防止意識の向上を図るため、市内の小学生を対象に交通安全図画ポスターコンクールを実施する。	危機 管理 対策課		
138	交通指導員の配 置	朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報パトロールを通じて声掛けを実施することにより、こどもを含めた住民の交通事故防止を図る。	危機 管理 対策課		
139	犯罪被害者等支 援事業	犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組を推進する。 ・見舞金(遺族見舞金、重傷病見舞金、性犯罪被害見舞金)の支給 ・生活支援助成金の支給 犯罪被害を原因として、家事・介護に支障が生じた場合や、一時保育を利用した場合、また転居した場合に費用の実費額を助成(上限あり)する。	危機 管理 対策課	新規	
140	防犯パトロール の実施	こどもへの声掛け事案等の犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。	危機 管理 対策課		
141	こどもの契約ト ラブル防止の周 知	こどもに多い消費者トラブルの事例等を周知し、こどもの消費者被害の防止を図る。また、消費生活相談窓口の周知を図る。	市民生 活課(消 費者セ ンター)	新規	

② こども・若者が安心・安全に暮らせる環境づくり

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
142	防犯灯設置事業	各行政区が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。	危機 管理 対策課		
143	危険ブロック塀 除却支援事業	市内の通学路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、児童または生徒をはじめとする通行人の安全を図るため、危険なブロック塀の除却や建替えに対して補助金を交付する。	都市 計画課	新規	
144	危険箇所の点検 及び補修	市道の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	建設課		
145	交通安全施設整備	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	建設課		
146	歩道整備	こどもと一緒に安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	建設課		

基本目標2 生まれる前からおとなになるまで、こども・若者が笑顔で育つまち

(1) 親と子が健やかに育つ支援の充実(誕生前～幼児期)

母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素です。妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、出産前からの各種健診を通じて母子の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。

また、各種相談・教室等を通じ、こどもの発達段階に応じた育児に関する知識・技術の習得を支援することによる、切れ目のないこどもの健康づくりを促進します。

さらに、こどもの成長と遊びの充実を図るため、まちの資源を活用するとともに、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。

① 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期の保健・医療の充実

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
147	こども家庭センターにおける相談支援	妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスを切れ目なく提供するため、妊娠届出時からの実情の把握、各種相談に応じ必要な情報を提供・助言、サポートプラン策定、関係機関と連携を行う。	子ども福祉課	新規	059 076 109 263
148	地域子育て相談機関の整備	子育て支援センター、保育園等の身近な場所で、妊産婦及びこどもとその家庭からの相談を受け、情報提供や子育て等の助言や支援を行う体制を整える。	子ども福祉課	新規	265
149	思春期教室	小・中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。	子ども福祉課		210
150	不妊治療費の助成	不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	子ども福祉課		239 252
151	母子(親子)健康手帳の交付	母子(親子)健康手帳の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。	子ども福祉課		
152	妊婦のための支援給付事業	妊婦であることの認定後に5万円を支給し、出産後に出産した児童1人あたり5万円の支給を行う。	子ども福祉課	新規	240
153	妊婦等包括相談支援事業	予期せぬ妊娠や若年妊婦、未婚、生活困窮等で不安を持っている妊婦等の相談に対応し、医療・福祉の関係機関と連携し、伴奏型の支援を行う。	子ども福祉課	新規	
154	妊婦健診の助成	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診費用について助成する。	子ども福祉課		255

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
155	両親学級	妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児方法、妊娠期の栄養バランスを学ぶ機会や妊婦同士・父親同士が交流を持つ機会を支援する。	子ども福祉課		293
156	妊婦訪問指導	妊婦健康診査の結果等から妊娠または出産に支障を及ぼす恐れがある妊婦や妊娠、出産、育児に不安を有する妊婦等に訪問を行い、相談・助言を行う。	子ども福祉課		
157	妊婦栄養指導教室	両親学級時に妊娠期における食事のポイントや栄養バランスの講座を実施する。	子ども福祉課		
158	産婦健診の助成	産後に医療機関での健診受診費用について助成し、産後の心身の健康管理を支援する。	子ども福祉課		256
159	産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するために産後の母と子のケアを充実する。	子ども福祉課		
160	乳児全戸訪問 (新生児・産婦訪問指導)	新生児・乳児等については早期支援が必要な者等を訪問する。産婦・乳児については生後4か月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う。	子ども福祉課		
161	養育支援訪問	育児ストレス、産後うつ病、子育てに対して不安や孤立を抱える家庭に対して保健師等が訪問し、養育に関する相談助言指導を行う。	子ども福祉課		
162	乳児健診の助成 (1か月児健診・4か月児健診・9～10か月児健診)	乳児(1か月児・4か月児・9～10か月児)の医療機関での健診受診費用について助成し、乳児の健全育成や保護者への育児支援を図る。	子ども福祉課		259
163	すくすく食活レッスン動画配信	管理栄養士が妊娠中の食事や離乳食の進め方や作り方の説明を動画で配信する。	子ども福祉課	新規	
164	5～6か月児 育児相談・離乳食相談	5か月児の身体の成長及び運動機能発達を確認、離乳食のポイントを説明し、育児等の悩みについて相談・助言を行う。	子ども福祉課		
165	9～11か月児 歯と離乳食の教室	乳児期の進め方や歯のケアのポイントを伝え、乳児の正しい基本的な生活を支援する。	子ども福祉課		

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
166	幼児健診(1歳6 か月児健診・3歳 児健診)	1歳6か月児と3歳6か月児の身体の健康状況、運動・精神・社会性の発達状況、生活習慣を確認し、疾病の早期発見と早期治療、生活習慣改善、子育ての不安軽減に向けて相談・助言を行う。	子ども 福祉課		
167	育児講座の開催	子育て支援センターや各保育所(園)等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、育児不安感を解消するために子育てに関する研修を行う。	子ども 福祉課		
168	幼児健診時栄養 相談	1歳6か月児及び3歳児の健診時に、幼児期の正しい食生活や栄養バランスについて相談・助言を行う。	子ども 福祉課		
169	幼児健診時歯科 相談	1歳6か月児及び3歳児の健診時に、幼児期の歯のケアのポイントや口腔の健康管理について相談・助言を行う。	子ども 福祉課		
170	発達相談(ひま わり相談)	こどもの言葉遅れや情緒面での発達の不安等に対して小児科医等、専門スタッフが個別及び小集団教室において相談を受け、かかわり方について助言を行い、必要時は専門機関へつなげる。	子ども 福祉課		077
171	親子関係形成支 援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける。	子ども 福祉課	新規	078 117
172	母子保健推進員 による母子の健康 づくり推進	母子の健康増進を図り、健康で明るい家庭づくりを推進する。	子ども 福祉課		
173	#8000 子ど も救急医療電話 相談の周知	#8000 子ども救急医療電話相談(休日・夜間の急なこどもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師が電話相談)の周知を行う。	子ども 福祉課		
174	子育て支援アプリ「すくすく坂井 っ子」	予防接種のスケジュールや妊婦健診やこどもの健診の管理、子育て情報の発信により、こどもの成長や子育てを支援する。	子ども 福祉課		

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
175	母子保健のデジタル化の推進	市民、医療機関、市(行政)の間で、母子保健情報を迅速に、共有・活用する情報連携基盤を検討する。	子ども福祉課	新規	
176	予防接種事業	感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。	健康増進課		
177	小児救急医療支援事業	小児救急医療を担う機関に対し支援を行うことで、小児救急医療体制の充実を図る。	健康増進課		
178	育児講座の開催	保育園等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、育児不安感を解消するために子育てに関する研修を行う。	保育課		
179	児童健康管理事業	保育園等において、健康観察や健康診断等を通して、児童の健康維持・増進に努める。	保育課		
180	保育園等で食育講座	5歳児を対象に栄養素の働きや食事バランスについて講座を行い、食育の推進を図る。	保育課		
181	食物アレルギー支援	食物アレルギーを持つ園児が安心安全に園生活を送れるように、対応食の提供等の安全管理に努める。	保育課	新規	
182	児童生徒健康管理事業	小・中学校において、健康観察や健康診断等を通して、児童・生徒の健康維持・増進に努める。	学校教育課		
183	周産期医療の充実	少子化により出産可能な産婦人科が減少するなか、三国病院が坂井地区唯一の出産可能な総合病院として、市民が安全に安心して出産できる環境を提供することが重要であり、小児科をはじめ他の診療科との連携が可能な総合病院としての強みを前面に出していくことで、市内で出産できる環境を確保するとともに、更なる分娩件数の増加につなげる。	三国病院	新規	

② 乳幼児期の教育・保育

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
184	保育所(園)等の運営	保育を必要とするこどもに安定した保育を提供し、こどもの年齢に応じた教育・保育を行う幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設と地域型保育事業の適正保育施設と地域型保育事業の適正化を図る。	保育課		295

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
185	延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	保育課		273
186	一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育園等において一時的にこどもを預かり保育する。	保育課		274
187	誰でも保育通園事業	保育園等に入園していない6か月から2歳児が、保護者の就労等に関係なく、保育園等に預けられるようにすることで、育児負担の軽減や孤立感の解消を図るとともに集団生活を通じたこどもの成長を促す。	保育課	新規	
188	外国籍の子の保育環境の充実	日本語がほとんど話せない保護者や園児を保育園で受け入れた際、コミュニケーションがとれるよう体制の充実を図る。	保育課		
189	保育カウンセラー事業	気がかりなこどもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育園等を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。	保育課		089
190	障害児保育事業の充実	障がいがあってもより良い保育サービスを受けられるよう、保育士の資質向上を図り、保育内容の充実を図る。	保育課		
191	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	保育園等での医療的ケア児の受入のため、保健・医療・福祉関係者の連携の下、保護者と面談し、必要な支援体制を整えていく。	保育課	新規	090
192	障害児通所支援事業	障がいのあるこどもに専門的な施設等において、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練・支援を行う。	社会福祉課		
193	保育士の確保	保育士の業務負担を軽減するため ICT等の更なる普及と活用に努めるとともに、保育士バンクを活用し、保育人材の確保に努める。	保育課		284
194	保育士の資質の向上	市保育士研究会等で教育・保育に関する研修を実施することで、保育士の質の向上を図る。	保育課		285
195	保育施設環境整備事業	すべてのこどもたちが平等に安全で長期間快適に活動ができるように、老朽化した施設の更新や修繕を適正に行う。	保育課	新規	

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
196	少子化を見据えた保育施設の在り方の検討	少子化が進行する中、様々な政策や社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応し効率的な運営をするために、必要な保育施設の整備を計画するとともに、今後の公立保育園等の在り方を検討する。	保育課	新規	
197	一時預かり事業 (すみずみ子育てサポート事業)	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、子育て支援施設等において一時的にこどもを預かり保育する。	子ども福祉課		267
198	病児・病後児保育事業	保育園等・小学校に通う児童が、病気または病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とするこどもを専用施設などで保育する。	子ども福祉課		271

(2)こどもが心身ともに健康に育つ環境づくり(学童期・思春期)

こども・若者が学校や地域の中で健やかに成長していくことができるよう、質の高い公教育を推進するとともに、様々な不安や悩み事に関する早期支援体制の充実を図ります。

① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
199	企業訪問・職場体験	企業や事業所等を訪問し、働くことの意義、SDGs・地域活性化等の取組、社会との関わりについて理解を深め、将来にわたって地域の一員として貢献しようとする態度を育てる。	学校教育課	新規	
200	探求学習アドバイザー	探究的な学びを推進するための支援を児童・生徒及び教職員に行い、子どもが主役となる授業づくりを実現する。	学校教育課	新規	035
201	外国語教育	低学年から英語に慣れ親しむ外国語活動を導入し、小学校から中学校まで段階的な英語教育を実現する。	学校教育課	新規	036
202	プログラミング教育	発達段階に合わせたプログラミング教育を実施し、実生活で問題解決を図る際に必要となるプログラミング的思考を育む。	学校教育課	新規	037
203	地域ふれあい交流事業	どろんこ教室等の体験学習を通し、こどもたちの交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課		
204	学級運営支援事業	小・中学校における支援を必要とする児童・生徒の学習面、生活面の支援体制の充実を図る。	学校教育課		083
205	地域スポーツ指導者・部活動配置指導員配置事業	部活動における生徒への技術的な指導の充実を図る。	学校教育課	新規	
206	部活動地域移行事業	休日の運動部活動の段階的な地域移行と、地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、スポーツ団体等の整備充実、指導者の確保を総合的に推進し、地域において持続可能な中学生のスポーツ活動の機会を確保する。	生涯学習スポーツ課	新規	
207	一人一台端末	一人一台端末の導入によりこどもたちに対して個別最適な学びと協働的な学びが実現し、質の高い教育の実現を図る。	教育総務課	新規	
208	中学校屋内運動場空調設備設置事業	教育環境の向上を図るため、市内全中学校の屋内運動場に空調設備を整備する。	教育総務課	新規	

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
209	文化芸術による 子どもの育成事業	小・中学校において、芸術家の公演等を行うことで、こどもたちの優れた文化芸術の創造に資することを目的とし、文化の担い手となるこどもたちの発想力やコミュニケーション能力等を育成する。	文化課		

② 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
210	思春期教室	小・中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。	子ども 福祉課		149
211	「早寝・早起き・朝ごはん」周知	こころとからだを「ここからチェック」等を活用し、早寝・早起き・朝ごはんの推進を図る。栄養教諭等が朝ごはんの大切さについて授業等を行ったり、給食だよりを活用したりしながら、周知に努める。	学校 教育課	新規	
212	ふるさと給食・行事食事業	伝承料理を取り入れた「ふるさと給食」を実施する。	学校 教育課	新規	
213	情報モラル教育の実施	インターネットを適切に活用する能力を習得できるよう、インターネットやスマートフォン等の正しい知識の理解と適切な利用方法について授業や講座を実施する。ネット依存防止のため、スマートフォン等の利用に関してルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three(スリー)ルール 運動」を推進する。	学校 教育課		128
214	政治と選挙に関心を深める機会	明るい選挙推進協議会の青年推進員によるはたちのつどいでの啓発活動により選挙を身近に感じてもらう。 市内小・中・高校における出前講座の実施など発達段階に応じた主権者教育を学校側と協力しながら実施、小さいころから選挙に触れる機会を創出する。	総務課	新規	
215	赤ちゃん抱っこ体験学習	中学生が乳児の保護者から育児体験談を聞くことや乳児の様子を見ることで、男女が社会の対等なパートナーとして共に家事・育児に参画する意識を醸成する。また、出産や育児に対する関心を高め、結婚してこどもを産み育てることの大切さに気付くきっかけをつくる。	結婚 応援課	継続	052
216	消費生活に関わる周知・巡回展示	成年になると行える契約行為に対する責任とリスク等を周知し、若年層の消費者意識の向上を図る。	市民生活課(消費者センター)	新規	

③ いじめ防止・不登校等のこどもへの支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
217	心の健康観察	一人一台の端末を使って、毎日の心や体調の状態を把握するだけでなく、こどもたちの悩みを早期発見・早期支援につなげる。	学校教育課	新規	
218	いじめのアンケート	いじめの実態把握のため月1回いじめのアンケートを児童・生徒対象に実施する。保護者に対しても定期的に行う。	学校教育課	新規	
219	SOS ミニレターの配布	学校におけるいじめを始めとするこどもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、児童・生徒に法務省が作成した「こどもの人権 SOS ミニレター」を配布する。	学校教育課	新規	004
220	道徳教育・人権教育	各学校で人権教育推進計画を作成。児童・生徒に対し道徳の時間等で人権に関する授業を実施する。	学校教育課	新規	005
221	適応指導教室	学校に行きたくても行けないこども達に対して、学校とは異なった雰囲気の中で、個に応じた学習・集団活動・スポーツ・創作活動を通じて、心の安定・自尊感情の回復・自主性や社会性の育成を図る。また、保護者に対し、随時、こどもの理解や対応等に関する教育相談を行う。	学校教育課	新規	
222	スクールカウンセラー事業(県事業)	児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者を配置し、各学校における教育相談体制の充実を図る。	学校教育課	新規	
223	スクールソーシャルワーカー事業	市内小・中学校からの要請により学校を訪問し、情報収集や面談を行い、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築、連携・調整等を図り、問題解決に努める。また、専門的な知識を生かし、保護者や教職員に対し、情報提供や相談活動などの支援も行う。	学校教育課	新規	
224	校内サポートルーム	教室に入れないこどもたちが安心して過ごせる居場所として各小・中学校内に校内サポートルームを設置する。	学校教育課	新規	
225	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う。	子ども福祉課	新規	116

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
226	アウトリーチ(訪問支援)事業	ひきこもりなど制度の狭間で既存制度の対象とならず、必要な支援が届いていない人や、自ら支援につながる事が難しい人を対象に、訪問や電話等による継続的な伴走支援を行う。	福祉 総合 相談課	新規	063
227	ひきこもりサポート事業	ひきこもりの状態にある人や家族からの相談に対応するとともに、継続的な訪問支援を行う。また、ひきこもりの状態にある人に居場所を提供することで、社会参加に向けた支援を行う。	福祉 総合 相談課	新規	065

(3)若者の自己実現と社会参加への支援の充実(青年期)

若者を対象とした事業や取組を実施し、社会づくりに参画できる機会の確保に努め、若者の自己実現と社会参加を支援するとともに、家族を持ち、子どもを産み育てることについて不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済支援を行います。

① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
228	企業説明会	本格的な就職活動を迎える学生等に対し、「坂井市合同就職説明会」を実施することで、将来のキャリア形成や就職活動における市内企業の周知を図るとともに本市での就労・定着を促進する。	商工 労政課	新規	
229	人材育成支援事業	坂井市内の中小企業者従業員等の人材育成を目的とし、人材育成に係る経費に対して支援し、中小企業者の持続的な経営を支援する。	商工 労政課	新規	
230	定住促進奨学金 返還支援制度	若年者に対し、奨学金の返還を支援することで、大学卒業後の若者の定住を促進する。	移住 定住 促進課	新規	
231	就労支援事業 (生活保護受給者等就労自立促進事業)	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を整備し、生活保護受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。	福祉 総合 相談課		070 310
232	就労準備支援事業(生活困窮者自立支援事業)	支援対象者の基礎的な能力・希望・家庭環境・生活歴等を丁寧に把握し、支援プランを作成するとともに、就労に向けて効果的な支援を行う。	福祉 総合 相談課		071
233	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練を行う。	社会 福祉課	新規	
234	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。	社会 福祉課	新規	
235	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。	社会 福祉課	新規	

② 結婚・出産を希望する方への支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
236	結婚サポート事業(機運の醸成)	行政、地域、企業、団体などがそれぞれの役割を果たしながら連携し、ともに出会いや結婚、結婚生活への心理的な不安感の解消に努め、若い世代の結婚を応援する機運を高める。	結婚 応援課	新規	
237	結婚サポート事業(出会い)	若者のニーズに応じる「自然な出会い」の環境づくりに取り組み、多様な出会いの創出を図る。	結婚 応援課	新規	
238	結婚サポート事業(結婚生活)	新婚世帯を対象に、商品券や支援金の交付、住宅費用の補助などを行い、新婚世帯の新生活における経済的負担の軽減を図る。	結婚 応援課	新規	
239	不妊治療費の助成	不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	子ども 福祉課		150 252

基本目標3 子育て家庭が、笑顔でこどもを育てるまち

(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て家庭が笑顔でこどもを産み育てられるよう各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図り、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

① 子育て世帯への経済的支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
240	妊婦のための支援給付事業	妊婦であることの認定後に5万円を支給し、出産後に出産した児童1人あたり5万円の支給を行う。	子ども福祉課	新規	152
241	児童手当給付事業	高校3年生までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。	子ども福祉課		
242	子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	子ども福祉課		
243	在宅育児応援手当支給事業	育児休業手当金を受給せず在宅で育児する家庭の3歳未満の第2子以降の児童に対し手当を支給する。	子ども福祉課	新規	
244	産後ケア事業利用料の減免	利用者の世帯の所得に応じて利用料を減免する。	子ども福祉課	新規	
245	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給する。	子ども福祉課		305
246	病児・病後児保育利用料の助成	多子世帯等の児童の病児保育利用料を助成する。	子ども福祉課	新規	
247	交通遺児救援金支給事業	生計を一にしていた父、母または未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童または生徒に救援金を支給する。	子ども福祉課		
248	保育料の負担軽減	入所児童が第2子以降の場合、低所得の母子世帯の場合等の保育料を軽減する。	保育課		
249	給食費補助事業	私立の保育園、認定こども園、未移行幼稚園及び国立大学法人附属幼稚園に在園する満3歳以上の児童の給食費を補助する。	保育課		
250	児童・生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	学校教育課		072

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
251	特別支援教育就学奨励費事業	小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。(給食費の減免、入学準備金、修学旅行・校外学習費の支給)	学校教育課		

② 医療費等の負担軽減

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
252	不妊治療費の助成	不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	子ども福祉課		150 239
253	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由により受診をためらうことがないように、初回の産科受診の費用を助成する。	子ども福祉課	新規	
254	助産施設措置事業	経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦が安全に出産できる環境を提供する。	子ども福祉課	新規	
255	妊婦健診の助成	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診 14 回分の費用について助成する。	子ども福祉課		154
256	産婦健診の助成	産後に医療機関での健診受診費用について助成し、産後の心身の健康管理を支援する。	子ども福祉課		158
257	子ども医療費助成事業	高校3年生までの児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子ども福祉課		
258	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を支給し、出生時の健康の保持を図る。	子ども福祉課		
259	乳児健診の助成(1か月児健診・4か月児健診・9～10か月児健診)	乳児(1か月児・4か月児・9～10か月児)の医療機関での健診受診費用について助成し、乳児の健全育成や保護者への育児支援を図る。	子ども福祉課		162
260	里帰り出産に対する妊婦乳児健診の助成	里帰り出産に対し、県外医療機関での妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施する。	子ども福祉課		
261	任意予防接種の助成	任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防及び蔓延を防ぐ。	健康増進課		
262	重度障害者(児)医療費助成事業	重度の障がいのあるこどもの健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	社会福祉課		106

(2)地域子育て支援、家庭教育支援体制の充実

育児の悩みや不安を抱える子育て家庭が、社会や地域で孤立しないよう地域全体でこどもや子育て家庭への理解を促し、それぞれが協調しながら支援に積極的に関わっていく環境づくりにつとめるとともに、相談、支援体制などの拡充を図ります。

① 地域子育て支援、家庭教育支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
263	こども家庭センターにおける相談支援	妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスを切れ目なく提供するため、妊娠届出時からの実情の把握、各種相談に応じ必要な情報を提供・助言、支援プラン策定、関係機関と連携を行う。	子ども福祉課	新規	059 076 109 147
264	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)	こどもや子育て中の親等が気軽に集える機会を提供し、子育てに関する相談・援助・情報提供を行う。また、重層的に地域全体でこどもの育ち・親の育ちを支援するため、世代を超え地域に開かれた運営を行うとともに、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携を図るための取組を行う。	子ども福祉課		016
265	地域子育て相談機関の整備	子育て支援センター、保育園等の身近な場所で、妊産婦及びこどもとその家庭からの相談を受け、情報提供や子育て等の助言や支援を行う体制を整える。	子ども福祉課	新規	148
266	子育てほっとメール&電話相談事業	妊娠・出産・育児の悩みに対する相談に対応する。	子ども福祉課		
267	一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業)	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、子育て支援施設等において一時的にこどもを預かり保育する。	子ども福祉課		197
268	家事援助(すみずみ子育てサポート事業)	保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的行事参加等で、家庭で一時的に養育できない場合に、家事手伝い等を行う。	子ども福祉課		
269	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預かる。	子ども福祉課		114
270	里親制度の推進	里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進するとともに、里親を支援していく体制を整備する。	子ども福祉課		

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
271	病児・病後児保 育事業	保育園等・小学校に通う児童が、病気または病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とするこどもを専用施設などで保育する。	子ども 福祉課		198
272	ファミリー・サポ ート・センター事 業	ニーズの高まりに応じて、事業形態等の実施方法について検討を進める。	子ども 福祉課		
273	延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	保育課		185
274	一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育園等において一時的にこどもを預かり保育する。	保育課		186
275	保育所(園)等の 一般開放	在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。	保育課		
276	保育所(園)等地 域活動事業	保育園等において、地域や世代間とのつながりを深めるために幅広い活動を行う。	保育課		031
277	休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、利用者のニーズの動向と保育体制整備を踏まえながら、休日保育の実施について検討を進める。	保育課		
278	社会教育・生涯 学習事業	ふるさとづくり大会で生涯学習講演会を開催するなど、こどもたちを含めた市民の活動の啓発と教養の向上を図る取組を進めていく。	生涯学 習スポ ーツ課		
279	社会教育・生涯 学習事業	地域への愛着や誇り、希望や相互理解の醸成をさらに図るため、地域住民が主役となったふるさと教育や、探究学習の視点からまちづくりに繋がる講座等を実施する。	市民 協働課		
280	協働のまちづく り事業への助成	市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって“住みよい愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、財政的な支援、情報発信等を行う。	市民 協働課		

② こども・若者・子育て当事者に関わる人材確保・育成・支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
281	こどもソーシャルワーカーの配置	虐待、貧困、家庭不和などこどもたちとその家族を支援するためこども家庭福祉分野の専門職である「こどもソーシャルワーカー」の配置を検討する。	子ども福祉課	新規	
282	要保護児童対策協議会代表者会議及び実務者会議	要保護児童の支援に携わる機関の代表者及び実務者の情報交換の機会や研修の実施により虐待対応に関する考え方を共有する。	子ども福祉課		
283	保育アドバイザー支援事業	新人保育士の育成やクラス運営、適正な園児とのかかわり方などを支援する保育アドバイザーを配置し、保育園等を巡回して園長や保育士への助言を行う。	保育課	新規	
284	保育士の確保	保育士の業務負担を軽減するため ICT 等の更なる普及と活用にも努めるとともに、保育士バンクを活用し、保育人材の確保に努める。	保育課		193
285	保育士の資質の向上	市保育士研究会等で教育・保育に関する研修を実施することで、保育士の質の向上を図る。	保育課		194
286	放課後児童クラブアドバイザー支援事業	児童クラブの運営や気がかりなこどもへのかかわり方、こどもの人権を尊重した支援方法などを提言する児童クラブアドバイザーがクラブを巡回して支援・助言を行う。	保育課	新規	
287	多機関協働事業（健康福祉部内）	障害や虐待、ヤングケアラー、貧困等の支援について、重層的支援会議の実施し、各機関の支援の役割分担や支援方法を検討する。	福祉総合相談課		108
288	民生委員児童委員活動	研修等により児童福祉等に関する知識を習得し、虐待の早期発見・不登校・子育て世帯が抱える課題を把握し、市や関係機関のつなぎ役となる。	社会福祉課		082 119
289	地域障害児支援体制強化事業	障がい児支援専門職が障がい児の通う地域の保育園等や放課後児童クラブ等への巡回支援を行い、保育園等の障がい児への支援力の向上を図り、インクルージョンの推進を図る。	社会福祉課	新規	080

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
290	心の家庭教育支援事業	元保育士や元教員等、地域の子育て経験者による「坂井市家庭教育支援チーム」で、児童や保護者相談会の開催、子育て情報に関する広報紙の発行等を行い、家庭教育力の向上を図る。また、支援員のスキルアップとして、専門講師による家庭教育に関する相談対応の研修会を行う。	生涯学習スポーツ課		
291	協働のまちづくり研修	市職員向け階層別研修(入庁 5 年目と管理職、年1回ずつ)を毎年実施していく。グループワークやケーススタディを通し、市民協働の視点や考え方、コツを学び、こどもの意見を取り込むなど、各種業務に生かす。	市民協働課	新規	
292	対話の場づくり支援事業	コミセンや市の職員向けファシリテーション研修(初心者と経験者、年1回ずつ)を実施していく。地域にアンテナを張り、こどもの見守りなど地域独自の課題解決に向けた対話の場(住民ワークショップ等)を進んで創造し、運営していくノウハウを身につける。	市民協働課	新規	

(3)男女ともに働きやすい環境の整備と共働き・共育ての推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる職場環境づくりなど、企業の取組を促進するとともに、社会全体の意識醸成を図るため、働き方への意識啓発を行ないます。

また、男性の家事・子育てへの参画の意識改革を推進するとともに、関係機関や企業等と連携し、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

① 男女ともに働きやすい環境の整備と共働き・共育ての推進

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
293	両親学級	妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児について学ぶ場や、妊婦同士・父親同士が交流を持つ場とする。	子ども 福祉課		155
294	父親の子育て推進事業	父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。	子ども 福祉課		
295	保育所(園)等の運営	保育を必要とするこどもに安定した保育を提供し、こどもの年齢に応じた教育・保育を行う幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設と地域型保育事業の適正保育施設と地域型保育事業の適正化を図る。	保育課		184
296	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児等あらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期からおとなまで出前講座等を通して意識啓発に努める。	結婚 応援課		053
297	男性の家事・育児参画推進	家事を父子で楽しみながら体験することで、男女が共に家庭を支える意識を醸成する。	結婚 応援課	新規	
298	ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と仕事以外の子育てや介護、地域活動等をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発を行う。また、企業に向けても、父親が育児休業を取得しやすい職場風土作りへの取組を推進する。	結婚 応援課		
299	育児・介護休業制度の周知啓発	福井労働局・県等が発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工 労政課		
300	求人情報の提供	ハローワークが月2回発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。	商工 労政課		073

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
301	坂井市企業キャリア支援事業補助金	坂井市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用し転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業者に対して支援する。	商工 労政課		074
302	職業訓練の周知・紹介	県等が実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工 労政課		075
303	男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工 労政課		

(4)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう、様々な側面から支援の充実を図ります。

① ひとり親家庭への支援

No.	事業/取組 名	事業/取組 内容	担当課	新規 区別	再掲 関連
304	母子・父子相談 事業	各種福祉サービスの紹介・案内・制度利用 の補助・相談の対応を通して経済的負担 軽減と不安払拭を図る。	子ども 福祉課		
305	児童扶養手当支 給事業	ひとり親家庭等の親に対し、児童扶養手 当を支給する。	子ども 福祉課		245
306	ひとり親家庭等 への医療費助成 事業	ひとり親家庭等を対象に、健康の維持と 経済的な負担を軽減するため、医療保険 の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子ども 福祉課		
307	ひとり親家庭習 い事支援事業	ひとり親家庭等の児童が経済的負担から 習い事を断念することがないように助成す ることにより教育の機会の確保を図る。	子ども 福祉課	新規	
308	ひとり親家庭等 の高校生通学定 期代援助事業	ひとり親家庭等の高校生の公共交通機関 の通学定期代を助成する。	子ども 福祉課	新規	
309	ひとり親家庭の 放課後児童クラ ブ利用料助成事 業	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料 を助成する。	保育課	新規	
310	就労支援事業 (生活保護受給 者等就労自立促 進事業)	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福 祉総合相談室)との協定等に基づく連携 を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制 を整備し、児童扶養手当受給者等を対象 に、就労による自立支援を図る。	福祉 総合 相談課		070 231
311	高等職業訓練促 進給付金等支給 事業	経済的な自立を目指すひとり親に対し て、専門的な資格取得のための修学期間 中における生活費を支援する。	子ども 福祉課		
312	ひとり親家庭の 自立支援教育訓 練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付を受給で きないひとり親家庭の親が、指定教育訓 練を受講し、修了した場合に、経費の一部 を支給する。	子ども 福祉課		
313	ひとり親家庭等 日常生活支援事 業	ひとり親家庭の親の一時的な病気や技能 習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭 等により、日常生活で困った時、育児や食 事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣 する。	子ども 福祉課		
314	ひとり親・寡婦福 祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、扶 養しているこどもの福祉増進のために必 要な資金の貸付を行う。	子ども 福祉課		
315	母子生活支援設 置措置事業	自立困難な母子世帯を保護し、自立した 生活に向けた支援を行う。	子ども 福祉課	新規	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、設定する必要があります。

これまで、坂井市は、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全市)としてきました。しかし、地域的な人口の増減や地理的条件、交通事情や社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育及び子育て支援を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、地域自治区を基礎とした4つの区域を設定します。

なお、区域については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、独自の区域設定が必要なものについては、その事業ごとに設定します。

また、「量の見込み」については、令和5年度に実施した就学前児童・小学生のこどもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、坂井市の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

※地域子ども・子育て支援事業として、令和6年4月に施行された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業の「量の見込み」については、①～③のすべての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し算出しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業は、主にこどもたちが平日の昼間に利用する事業です。子ども・子育て支援新制度のもとでは、こどもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

以下の認定区分に応じて、利用できる施設や、利用できる時間が決まります。

■認定区分と提供施設

認定区分	対象者	提供施設			
1号認定	3～5歳（教育のみ）	幼稚園	幼保園	認定こども園	
2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）	保育所（園）	幼保園	認定こども園	
3号認定	0～2歳（保育の必要性あり）	保育所（園）	幼保園	認定こども園	地域型保育

■教育・保育事業

教育・保育の利用状況等による把握される利用状況を踏まえ、提供区域ごとに均衡のとれたサービスの提供が行えるよう、就学前児童数の推移や地域の実情を考慮し、上記の認定区分ごとに必要利用量を見込みます。

【量の見込みの考え方】

3～5歳のこどもについては、教育・保育の現状の実施率は、ほぼ100%であることから、すべてのこどもを量の見込みの対象者とします。また、現状の実績から、1号認定を7%、2号認定を93%とします。

また、0～2歳のこどもについては、現状の利用状況から将来の利用状況を推計し、保育利用率を以下のように設定します。

■保育利用率の将来推計

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	65%	66%	67%	68%	69%	70%
1歳	85%	86%	87%	88%	89%	90%
2歳	95%	96%	97%	97%	98%	98%

■利用者数の将来推計

量の見込みの推計に基づいた地域ごとの量の見込みは以下のとおりです。

単位：人

地区	令和7年度					令和8年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)			1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)		
		保育	0歳	1歳	2歳		保育	0歳	1歳	2歳
三国	26	350	65	95	107	26	339	64	90	112
丸岡	43	570	112	162	179	41	548	111	154	186
春江	44	579	125	178	190	42	559	126	173	205
坂井	20	259	46	65	76	19	257	46	65	78
全域	133	1,758	348	500	552	128	1,703	347	482	581

地区	令和9年度					令和10年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)			1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)		
		保育	0歳	1歳	2歳		保育	0歳	1歳	2歳
三国	25	328	63	88	104	23	309	61	85	102
丸岡	42	553	109	152	176	40	533	108	150	173
春江	44	578	126	174	197	43	569	128	174	196
坂井	19	256	46	66	78	18	241	46	66	78
全域	130	1,715	344	480	555	124	1,652	343	475	549

地区	令和11年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)		
		保育	0歳	1歳	2歳
三国	23	302	59	83	98
丸岡	39	525	108	149	170
春江	43	573	128	176	195
坂井	18	242	46	66	77
全域	123	1,642	341	474	540

■教育・保育の提供体制

保護者の選択に基づき、地域の教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、教育・保育の提供体制を地域ごとに設定します。

確保の内容については、春江地区の低年齢児について、人口や利用率の推計を鑑みると現在の確保内容では不足が生じるため、対策が必要となると思われます。

(確保の内容:令和6年4月1日時点で確定している各施設の定員の合計)

三国地区

単位:人

量の見込み	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳
①量の見込み	376	267	365	266	353	255	332	248	325	240
②確保の内容	512	268	512	268	512	268	512	268	512	268
②-①	136	1	147	2	159	13	180	20	187	28

丸岡地区

単位:人

量の見込み	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳
①量の見込み	613	453	589	451	595	437	573	431	564	427
②確保の内容	733	505	733	505	733	505	733	505	733	505
②-①	120	52	144	54	138	68	160	74	169	78

春江地区

単位:人

量の見込み	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	0-2歳
①量の見込み	623	493	601	504	622	497	612	498	616	499
②確保の内容	774	396	774	396	774	396	774	396	774	396
②-①	151	△ 97	173	△108	152	△101	162	△102	158	△103

坂井地区

単位:人

量の見込み	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳
①量の見込み	279	187	276	189	275	190	259	190	260	189
②確保の内容	316	194	316	194	316	194	316	194	316	194
②-①	37	7	40	5	41	4	57	4	56	5

坂井市全域

単位:人

量の見込み	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	0-2 歳
①量の見込み	1,891	1,400	1,831	1,410	1,845	1,379	1,776	1,367	1,765	1,355
②確保の内容	2,335	1,363	2,335	1,363	2,335	1,363	2,335	1,363	2,335	1,363
②-①	444	△ 37	504	△ 47	490	△ 16	559	△ 4	570	8

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

■既存事業

①延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所(園)等で保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

過去の利用率の平均をもとに算出しています。

単位:実利用人数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,244	1,207	1,170	1,135	1,101
②確保の内容	1,244	1,207	1,170	1,135	1,101
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

延長保育事業については、坂井市内の公立・私立の全保育所(園)、認定こども園で実施しています。今後も提供体制を確保し、保護者が安心してこどもを預けることのできる環境づくりに努めます。

②子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期間(原則7日以内)預かるショートステイ事業と、夜間等に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

【量の見込みの考え方】

過去の利用率の平均に計画期間中の推計人口をあてはめて算出しています。

1)ショートステイ

単位:延べ利用日数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	18	18	18	17
②確保の内容 (実施機関数)	19	18	18	18	17
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①	0	0	0	0	0

2)トワイライトステイ

単位:延べ利用日数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容 (実施機関数)	1	1	1	1	1
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

養護児童施設や乳児院を事業所指定して実施しているため、各施設の受け入れ可能人数に制限があります。

さらなる提供体制充実のため、里親での一時預かりなど、利用者のニーズ、受け入れ体制、利用調整体制に課題があり、引き続き検討が必要です。

③地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

過去の利用人数と計画期間中の推計人口を勘案して算出しています。

単位:延べ利用人数・回数／年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33,788	34,352	33,321	32,321	31,351
②確保の内容 (施設数)	33,788	34,352	33,321	32,321	31,351
	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

公立の拠点施設3か所、民間の拠点施設3か所の計6か所で実施しています。

少子化傾向ですが、利用者数は、新型コロナ前の利用状況に少しずつ回復してきています。今後も、提供体制を確保するとともに、利用者のニーズに沿った活動計画を立て、施設利用の周知を図りながら、より多くの乳幼児・保護者が子育てを楽しむことのできる環境づくりに努めます。

④ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

本事業については、令和5年度にモデル事業を実施しニーズの把握に努めましたが、事業可能な会員登録が得られなかったため、7年度以降の事業実施を見送ることとした経緯があります。

計画期間中の量の見込み及び確保について設定はありませんが、本事業は児童福祉法で行うものとされている事業であるため、社会資源の確保、実施に向けての調査・検討を行います。

単位：延べ利用日数／年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

坂井市では、ファミリー・サポート・センター事業に代わる事業として、すみずみ子育てサポート事業実施の6事業所において、ニーズに対応しています。今後、ニーズの動向を注視し、検討・対応していきます。

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

一時預かり(幼稚園型)の利用率が令和5年度より増加傾向となっているため令和5年度の実績値をもとに計画期間中の推計人口をあてはめて算出しています。

一時預かり(幼稚園型を除く)は過去の利用率の平均に計画期間中の推計人口をあてはめて算出しています。

■一時預かり(幼稚園型)

単位:延べ利用日数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,616	9,136	8,679	8,245	7,832
②確保の内容	9,616	9,136	8,679	8,245	7,832
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

一時預かり事業(幼稚園型)については、公立13園・私立1園の計14園で実施しています。平成30年度より認定こども園化した私立園においては、1号認定の児童もあり、中には預かり保育を利用する保護者も多く、利用実績が大幅に増加しました。今後も提供体制を確保し、実施します。

■一時預かり(幼稚園型除く)

単位:延べ利用日数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,715	2,691	2,668	2,636	2,605
(うち、保育課対応分)	(1,127)	(1,093)	(1,060)	(1,028)	(997)
	(20か所)	(20か所)	(20か所)	(20か所)	(20か所)
(うち、子ども福祉課対応分)	(1,588)	(1,598)	(1,608)	(1,608)	(1,608)
	(6か所)	(6か所)	(6か所)	(6か所)	(6か所)
②確保の内容	2,715	2,691	2,668	2,636	2,605
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

一時預かり事業については、公立5園・私立11園・地域子育て支援拠点1施設で実施しており、すみずみ子育てサポート事業として、3事業所で実施しています。

今後も提供体制を確保し、子育て家庭の支援に努めます。

⑥病児・病後児保育事業

病氣中または病気の回復期で保育園等・小学校に通えない子どもや、保護者に用事があるため看病する方がいない子どもを、診療所等で一時的に保育等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

利用者に占める割合の多い5歳未満児の数が減少傾向となっており、利用者も児童数と同様に減少すると見込めることから、過去5年間の利用数の最大値に児童の減少率の平均を乗じ、翌年度以降も同様に減少していくと見込んで算出しています。

単位:延べ利用日数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,266	3,168	3,073	2,981	2,891
②確保の内容	3,266	3,168	3,073	2,981	2,891
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

病児・病後児保育事業については、市内5か所に加え、市外施設11か所(福井市、あわら市、勝山市、大野市、鯖江市、永平寺町、越前町)の広域利用を行うことで、利用者の利便性は向上しています。今後も提供体制を確保するとともに、ホームページ等による事業周知を図り、施設毎のPR活動を促していきます。

⑦利用者支援事業

こどもやその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行う事業です。基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型があります。また、児童福祉法改正により、新たに地域子育て相談機関の設置が求められています。

【量の見込みの考え方】

市役所本庁舎に拠点施設として開設したこども家庭センターでの事業をはじめ、基本型等の事業を行います。現時点では、実施可能な相談機関の数(か所数)を見込んでいます。

単位:か所数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型 (地域子育て相談機関)	0	0	2	2	4
特定型 (保育コンシェルジュ)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	国から考え方が示され次第、検討				

■提供体制における方針

本市では、令和6年度からこども家庭センターを開設しました。

地域子育て相談機関については、中学校区に1か所を目安に設定することを原則とされていることから、今後、提供体制の確保に向け実施方法等を検討します。

⑧放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

現在の利用率に各小学校、各学年の伸び率(平成30年度～令和6年度の年平均)を加算して推計しています。

(確保の内容:各施設の規模に応じて算定した定員)

単位:実利用人数/年間

		市内全域				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	小学校1年生	490	489	448	502	448
	小学校2年生	516	514	517	486	542
	小学校3年生	479	440	448	443	416
	小学校低学年	1,485	1,443	1,413	1,431	1,406
	小学校4年生	327	328	294	306	300
	小学校5年生	154	177	173	172	181
	小学校6年生	69	71	67	81	68
	小学校高学年	550	576	534	559	549
	小学校計	2,035	2,019	1,947	1,990	1,955
②確保の内容		2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
②-①		165	181	253	210	245

単位:実利用人数/年間

	三国南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75	79	79	91	88
低学年	53	52	59	65	64
高学年	22	27	20	26	24
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	△ 5	△ 9	△ 9	△ 21	△ 18

単位:実利用人数/年間

	三国北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	87	81	75	70	64
低学年	59	59	57	54	49
高学年	28	22	18	16	15
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	△ 17	△ 11	△ 5	0	6

単位:実利用人数/年間

	雄島				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	94	84	80	76	73
低学年	66	58	55	49	54
高学年	28	26	25	27	19
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	△ 24	△ 14	△ 10	△ 6	△ 3

単位:実利用人数/年間

	加戸				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	95	104	109	119	124
低学年	65	71	70	73	74
高学年	30	33	39	46	50
②確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	25	16	11	1	△ 4

単位:実利用人数/年間

	三国西				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	28	29	28	30
低学年	25	21	22	22	25
高学年	11	7	7	6	5
②確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	24	32	31	32	30

単位:実利用人数/年間

	鳴鹿				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	42	46	53	52
低学年	26	24	33	40	39
高学年	14	18	13	13	13
②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	0	△ 2	△ 6	△ 13	△ 12

単位:実利用人数/年間

	明章				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39	43	39	43	46
低学年	25	22	23	24	29
高学年	14	21	16	19	17
②確保の内容	35	35	35	35	35
②-①	△ 4	△ 8	△ 4	△ 8	△ 11

単位:実利用人数/年間

	磯部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	170	164	156	156	149
低学年	136	132	122	124	120
高学年	34	32	34	32	29
②確保の内容	190	190	190	190	190
②-①	20	26	34	34	41

単位:実利用人数/年間

	高棕				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	176	182	171	174	164
低学年	132	139	124	126	116
高学年	44	43	47	48	48
②確保の内容	200	200	200	200	200
②-①	24	18	29	26	36

単位:実利用人数/年間

	平章				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	95	105	109	115	120
低学年	73	80	84	94	91
高学年	22	25	25	21	29
②確保の内容	130	130	130	130	130
②-①	35	25	21	15	10

単位:実利用人数/年間

	長畝				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	174	167	161	149	141
低学年	122	106	106	84	82
高学年	52	61	55	65	59
②確保の内容	150	150	150	150	150
②-①	△ 24	△ 17	△ 11	1	9

単位:実利用人数/年間

	春江				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	265	266	265	276	278
低学年	206	204	201	219	219
高学年	59	62	64	57	59
②確保の内容	250	250	250	250	250
②-①	△ 15	△ 16	△ 15	△ 26	△ 28

単位:実利用人数/年間

	春江西				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	121	128	122	125	128
低学年	93	97	90	91	89
高学年	28	31	32	34	39
②確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	△ 1	△ 8	△ 2	△ 5	△ 8

単位:実利用人数/年間

	大石				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	105	99	87	88	67
低学年	84	72	74	68	57
高学年	21	27	13	20	10
②確保の内容	100	100	100	100	100
②-①	△ 5	1	13	12	33

単位:実利用人数/年間

	春江東				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	152	150	144	151	160
低学年	108	107	103	108	116
高学年	44	43	41	43	44
②確保の内容	155	155	155	155	155
②-①	3	5	11	4	△ 5

単位:実利用人数/年間

	東十郷				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	179	170	163	162	158
低学年	119	109	109	109	106
高学年	60	61	54	53	52
②確保の内容	230	230	230	230	230
②-①	51	60	67	68	72

単位：実利用人数/年間

	大関				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61	58	58	58	59
低学年	48	45	44	44	45
高学年	13	13	14	14	14
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	9	12	12	12	11

単位：実利用人数/年間

	兵庫				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	37	40	33	32	31
低学年	30	30	24	24	21
高学年	7	10	9	8	10
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	33	30	37	38	39

単位：実利用人数/年間

	木部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	29	21	24	23
低学年	15	15	13	13	10
高学年	19	14	8	11	13
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	36	41	49	46	47

■提供体制における方針

放課後児童クラブについては、直営24か所、委託7か所の計31か所で実施しています。少子化の影響により児童クラブの利用人数も全体的に減少傾向ですが、地域によっては増加が見込まれるところがあります。今後も提供体制を確保するとともに、計画の中で確保量の不足が見込まれる地域については、小学校の余裕教室や公共施設の活用など利用人数に応じたスペース確保に努めます。

さらに、支援を必要とする児童への対応として、他機関と連携を行うとともに、研修によって知識や技能を身につけられるよう指導員全体の資質向上に努め、安心して安全なクラブの運営を目指します。

⑨妊婦健診事業

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が適切に健診受診できるよう妊婦1人あたり14回(多胎の場合は19回)の妊婦健康診査受診券を配布し、健診費用を助成します。

【量の見込みの考え方】

妊娠届出時期や出産までの妊娠週数により14回すべて受診する妊婦は少ないため、令和2年～令和5年の平均受診回数12.0回を採用し、妊婦健康診査実利用人数に乘じて算出しています。

単位:実利用人数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	524	520	516	510	507
②確保の内容	524	520	516	510	507
②-①	0	0	0	0	0

単位:延べ利用回数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,316	6,269	6,222	6,151	6,104
②確保の内容	7,336	7,280	7,224	7,140	7,098
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

妊娠届出者には、妊婦健診の受診券を配布し、県内参加医療機関で受診できる体制を実施します。また、里帰り出産など、県外の医療機関等で受診した場合は、費用の助成を行います。

今後も全妊婦に対し、安心して妊娠期を過ごせるよう14回の妊婦健診の助成を実施し、引き続き確実な受診につながるよう周知します。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

乳児家庭全戸訪問事業は生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象としているため、令和7年～令和11年までの0歳人口推計をそのまま見込み量として算出しています。

単位：実利用人数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	535	531	527	521	517
②確保の内容	535	531	527	521	517
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

各年度の0歳児人口を目標事業量とし、100%実施できる体制を確保します。

保健師等の市職員と新生児訪問嘱託員(助産師、保健師)で生後4か月までのすべての乳児がいる家庭を訪問します。長期入院や長期里帰りの場合は、他自治体との連携や自宅に戻った後の家庭訪問実施などで全数訪問に取り組みます。

⑪養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業及び、関係機関等からの情報収集等により把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する具体的な技術的支援や情報提供を実施し、関係機関と連絡をとりながら、適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。

【量の見込みの考え方】

乳幼児全戸訪問等で把握した育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、令和6年度の見込み利用率0.5%を計画期間中の推計人口にあてはめて算出しています。

単位:延べ利用人数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	39	38	37	37
②確保の内容	40	39	38	37	37
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

原則として、保健師等の市職員による実施体制を確保し、医療機関と連携した支援対象者の把握、訪問前のアセスメントによる支援計画の作成、支援の実施、継続支援の検討により対象世帯の育児不安の軽減、適切な養育の指導・助言などに努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。

【量の見込みの考え方】

過去の利用率の平均に計画期間中の推計人口をあてはめて算出しています。

単位：支給児童数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	28	28	27	27
②確保の内容	28	28	28	27	27
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

未移行幼稚園に在園する、低所得世帯の保護者に対して、給食副食費(上限あり)を補助します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保健事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【量の見込みの考え方】

特別な支援が必要な子どもを、認定こども園で受け入れるための職員の加配が必要となる児童の利用を見込み、算出しています。

単位:実利用人数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

新規参入事業者に対する支援については、利用者ニーズに対して供給量の不足が生じる等、量的拡大の必要が認められた場合に実施について検討していきます。

認定こども園特別支援教育・保育経費については、今後、認定こども園において特別な支援を必要とするこどもが在籍し、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配した場合において実施します。

対象となる児童に合わせた加配保育士等を確保していきます。

■新規事業

⑭産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

国から考え方が示され次第、検討

単位：実利用人数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	国から考え方が示され次第、検討				
②-①					

■提供体制における方針

〇〇〇〇……

⑮子育て世帯訪問支援事業(令和4年児童福祉法改正により新たに創設された3事業)

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

坂井市要保護児童対策地域協議会の支援状況から算出しています。

単位:世帯/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	10	10	10
②確保の内容	8	8	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭が増加しているため、育児・家事援助の支援により養育環境の整備や子育ての助言を行い、虐待リスクの高まりを防ぎます。

⑩児童育成支援拠点事業(令和4年児童福祉法改正により新たに創設された3事業)

養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

坂井市要保護児童対策地域協議会の支援状況から算出しています。

単位:対象児童数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	20	20	20	20	20
実施箇所数	1	1	1	1	1
②-①	10	10	10	10	10.

■提供体制における方針

定員 20 人の支援拠点を1か所開設し、個別ニーズに応じた包括的な支援を提供します。

⑰親子関係形成支援事業(令和4年児童福祉法改正により新たに創設された3事業)

児童の関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供や助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相互の悩みや不安を相談・共有する場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の利用者見込み数に児の心身の発達等に不安を抱える世帯の増加傾向を加味し算出しています。

単位:対象児童数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	12	12	12	12
②確保の内容	6	12	12	12	12
プログラム数	1	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制における方針

支援が必要な家庭は増加傾向にあり、対象年齢や心身の発達状況に応じてプログラム分けを検討し、ニーズに応じた支援ができるよう努めます。プログラム運営は、ペアレントプログラムの研修を受講し、こどもに対する直接的支援の方法や保護者支援の知識や技術の習得に努めます。

⑱こども誰でも通園制度

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後 6 か月から 3 歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査における「こども誰でも通園制度」の利用意向率に事業の利用対象となる 0～2 歳児の計画期間中の推計人口をあてはめて算出しています。

単位：実利用人数/年間

	全域				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	339	340	334	331	329
②確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	△219	△220	△214	△211	△209

■提供体制における方針

各保育施設において、こども誰でも通園制度のために、保育士等を確保しておくことは、困難であるため、各保育施設の利用定員の空き枠の範囲で事業を実施する余裕活用型の運用になると思われる。1 か月あたり 10 人の利用ができる体制を整備します。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、本市の実情並びにこども基本法及びこども大綱等を踏まえながら、こども施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）に子ども・若者計画と子どもの貧困対策計画の内容を新たに盛り込み、全体を一体化した計画です。

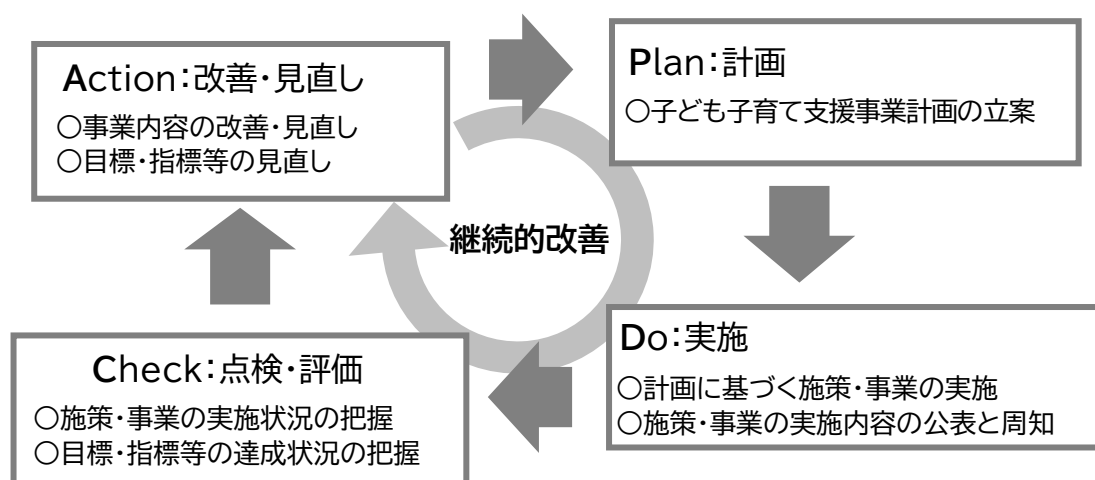
そのため、全庁的に広く連携するとともに、坂井市全体として、こども・子育て・若者支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て・若者支援に関わる家庭、保育園・こども園等、幼稚園、学校等や、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取組について広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等のこども・子育て・若者に関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、坂井市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan(計画)－Do(実施)－Check(点検・評価)－Action(改善・見直し)】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。



第3部 資料編

1 坂井市子ども・子育て会議条例

2 坂井市子ども・子育て会議委員名簿

3 策定経過

(仮称)坂井市こども計画 素案
令和6年 11 月現在

発行・編集: 福井県坂井市 健康福祉部 子ども福祉課
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1
TEL: 0776-50-3042 FAX: 0776-68-0324
ホームページアドレス: <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>